事　業　概　要

― あ ゆ み ―

令和８（2026）年版

東京都心身障害者福祉センター

は　じ　め　に

東京都心身障害者福祉センターは、身体障害者福祉法に基づく身体障害者更生相談所及び知的障害者福祉法に基づく知的障害者更生相談所としての位置づけを基盤に、障害認定と地域支援の機能を中核として業務運営を行っています。

障害認定に関しては、補装具（義肢・装具、電動車椅子、弱視眼鏡、補聴器等）の処方・適合判定及び愛の手帳交付に係る判定をはじめとする医学的・心理学的・職能的判定や、身体障害・知的障害の認定及び身体障害者手帳・愛の手帳の交付、重度心身障害者手当の認定・支給などを行っています。

地域支援に関しては、区市町村等からの専門的な相談への対応、障害者支援のノウハウの提供や研修の実施など、地域の相談機関やサービス提供機関に対する支援を行うとともに、障害者総合支援法等関連研修（相談支援従事者研修、サービス管理責任者研修・児童発達支援管理責任者研修等）の実施、東京都自立支援協議会の運営などを担っています。

また、当センターは、高次脳機能障害者支援センターとしての位置づけを併せ持ち、相談支援、支援ネットワーク構築、人材育成・普及啓発などの取組により、区市町村・関係機関等に対する支援を行っています。

さらに、就労支援として、職業相談に幅広く対応するとともに、通所による高次脳機能障害者のための就労準備支援プログラム及び社会生活評価プログラム等を実施しています。

一方、多摩地域における障害者の利便性の向上を図るために設置している多摩支所では、補装具や愛の手帳交付等に係る判定業務のほか、各種説明会や協議会などを通じ、多摩地域の市町村等へ専門的な知識や情報の提供などの支援を行っています。

東京都は、現在、令和６年度から令和８年度までを計画期間とする「東京都障害者・障害児施策推進計画」において、「全ての都民が共に暮らす共生社会の実現」「障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現」「障害者がいきいきと働ける社会の実現」という３つの基本理念を掲げ、障害者施策の推進に取り組んでいます。

当センターは、この基本理念の下、身体障害者更生相談所及び知的障害者更生相談所、高次脳機能障害者支援センターとして、今後とも、区市町村や関係機関・団体等の皆様と連携しながら、障害のある方々が地域において自立して生活し、その生活の質の向上を図れるよう、専門的・技術的な支援等に着実に取り組んでまいります。

令和８年９月

東京都心身障害者福祉センター

目　　次

Ⅰ　東京都心身障害者福祉センターの概要

１　設置目的・沿革 …… 3
２　心身障害者福祉センターの業務 …… 5
３　組織・職員定数 …… 7
４　施設規模 …… 8
５　予算 …… 8

Ⅱ　業務内容

【調整課】

１　令和８年度センター組織目標の進行管理 …… 11
２　広報・広聴 …… 12
３　危機管理 …… 12
４　重度心身障害者手当等の支給及び運営指導 …… 13
(1) 重度心身障害者手当（都制度）の支給 …… 13
(2) 心身障害者福祉手当 …… 13
(3) 障害児福祉手当・特別障害者手当（国制度）の運営指導 …… 13
(4) 特別児童扶養手当（国制度）の認定 …… 13

【障害認定課】

１　判定の受付、窓口業務 …… 15
(1) 判定予約受付 …… 15
(2) 車椅子の貸出し …… 15
２　身体障害に係る判定…… 17
(1) 補装具費支給の要否判定及び適合判定 …… 17
(2) 自立支援医療（更生医療）の要否判定 …… 17
(3) 児童補装具に関する助言…… 18
(4) 東京都重度心身障害者手当の判定 …… 18
(5) 障害者総合支援法に規定されている区市町村に対する援助 …… 18
３　知的障害に係る判定 …… 18
(1) 愛の手帳の判定 …… 18
(2) 東京都重度心身障害者手当の判定 …… 19
(3) 東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金の
最重度障害者加算対象者の確認審査 …… 20
(4) 障害者総合支援法に規定されている区市町村に対する援助 …… 20
４　巡回相談…… 20
５　身体障害の認定と身体障害者手帳の発行 …… 20
(1) 身体障害の認定と身体障害者手帳の発行 …… 20
(2) 身体障害者手帳の障害再認定制度 …… 25
６　知的障害の認定と愛の手帳の交付 …… 25
(1) 愛の手帳（東京都療育手帳）の交付 …… 25
７　障害認定まとめ…… 26

８　区市町村、指定医、補装具業者、関係機関等との連携･支援･講習 …… 26
(1) 身体障害関係 …… 26
(2) 知的障害関係 …… 28
９　本所と支所 …… 28

【地域支援課】

１　障害者総合支援法等関連研修の実施 …… 29
２　身体障害者福祉司・知的障害者福祉司による専門相談等 …… 31
(1) 専門相談 …… 31
(2) 区市町村との連携及び情報提供等 …… 31
(3) 障害者支援施設等の利用調整 …… 31
３　東京都自立支援協議会 …… 32
(1) 本会議 …… 32
(2) 自立支援協議会担当者連絡会…… 32
(3) 地域自立支援協議会交流会 …… 33
(4) 東京都自立支援協議会セミナー …… 33
(5) その他普及啓発 …… 33
４　区市町村・関係機関等への技術的支援 …… 33
(1) 地域関係機関・団体からの依頼に基づく支援 …… 33
(2) 地域関係機関職員向け研修等 …… 34
(3) 障害理解の促進 …… 34
５　高次脳機能障害者支援・就労支援 …… 35
(1) 相談支援 …… 35
(2) 支援ネットワーク構築 …… 36
(3) 人材育成、広報・普及啓発 …… 37
(4) 高次脳機能障害者のための社会生活評価プログラム …… 38
(5) 高次脳機能障害者のための就労準備支援プログラム…… 38
(6) 就労支援 …… 39

【多摩支所】

１　管轄区域 …… 41
２　判定の予約受付業務 …… 41
３　障害認定 …… 42
(1) 身体障害者更生相談所としての判定 …… 42
(2) 知的障害者更生相談所としての判定 …… 42
４　地域支援 …… 43
(1) スキルアップ …… 43
(2) 情報交換 …… 43
５　障害に関する相談 …… 44

Ⅲ　参考資料

1　統計 …… 47
(1) 相談・判定状況 …… 47
(2) 重度心身障害者手当支給等状況 …… 49
(3) 手帳交付状況 …… 50
(4) 障害者総合支援法等関連研修 …… 53
(5) 高次脳機能障害者の支援（高次脳機能障害者相談窓口） …… 55
2　統計（参考） …… 58
3　センター発行刊行物 …… 68
4　関係法令（抜粋） …… 69
5　東京都心身障害者福祉センター条例 …… 78
6　東京都心身障害者福祉センターの主なあゆみと関連施策の動向 …… 79
7　建物平面図 …… 84
(1) 本所 …… 84
(2) 多摩支所 …… 86
8　案内図 …… 87

Ⅰ　東京都心身障害者福祉センターの概要

1　設置目的・沿革

(1) 所在地

東京都心身障害者福祉センター　（東京都飯田橋庁舎（セントラルプラザ））
昭和43年４月設置　〒162-0823　東京都新宿区神楽河岸１番１号
（平成28年３月から右記所在地で運営）　電話　03(3235)2946　FAX　03(3235)2968
（別館（秩父屋ビル））
〒102-0083　東京都千代田区麹町三丁目７番４号

東京都心身障害者福祉センター　（東京都多摩障害者スポーツセンター内）
多摩支所　〒186-0003　東京都国立市富士見台二丁目１番地の１
昭和59年４月設置　電話　042(573)3311　FAX　042(576)5295

(2) 設置目的

東京都心身障害者福祉センター（原則として、以下「センター」という。）は、昭和43年４月、身体障害者更生相談所及び精神薄弱者更生相談所（現：知的障害者更生相談所）を統合し、発足した。重度心身障害者に対する長期の展望を持った処遇など、より専門的で多様な対応ができる福祉への変革が求められていた中、都内の心身障害者の相談に応じ、その解決を目指す総合センターとして「心身障害者に対し、医療、教育、職業等の総合的な相談に応ずるほか、社会適応のための処遇指針等を総合的に判定し、これに基づいて適切な指導及び援護を行うことにより、心身障害者の福祉の増進を図る。」ことを目的に設置された。

(3) 沿革

昭和26年６月　「都立戸山傷病者更生館」（身体障害者授産施設）の１棟を改造し、相談業務開始
昭和28年６月　身体障害者更生相談所を設置
昭和35年10月　精神薄弱者更生相談所（現：知的障害者更生相談所）を併設
昭和39年　1964年東京オリンピック・パラリンピック東京大会開催
昭和40年　センター建設事業計画立案
昭和41年５月　「東京都心身障害者福祉センターの建設及び運営のあり方」について東京都社会福祉審議会に諮問し、一次、二次の答申が出る。
昭和42年　東京都愛の手帳交付要綱に基づく精神薄弱者（現：知的障害者）の判定を始める。
昭和43年４月　身体障害者更生相談所と精神薄弱者更生相談所（現：知的障害者更生相談所）の機能を持つ心身障害者の総合的なリハビリテーションサービスセンターとしてセンターを設置し、相談・判定・訓練等のために宿泊を必要とする人のために宿泊室を付設〔３課９科、常勤職員定数（以下「定数」という。）146人で発足〕
昭和46年４月　肢体不自由者更生施設を設置。専門スタッフを充実し、関係機関との連携などにより時代をリードする活動を目指した取組を始める。〔３課８科、定数187人〕
昭和47年８月　障害者の一般就労による自立を連携して推進するため、センター内に（財）東京都心身障害者職能開発センターを開設
※　平成16年４月、職能開発センターの組織改正により、（財）東京しごと財団心身障害者職能開発センターに名称変更
※　平成22年９月末、東京しごとセンター（飯田橋）に移転
昭和48年　東京都重度心身障害者手当条例に基づく重度手当の判定開始

重度心身障害者に対する公的な援護は、施設への入所を中心に行われてきたが、地域社会の中で積極的に日常生活を営んでいけるための援護の方法として、センターからの施策提言を踏まえ、昭和48年度に都独自の重度心身障害者手当制度が創設される。

昭和59年４月　多摩地域の障害者の利便を図るため、多摩支所を国立市内に開設（多摩障害者スポーツセンターの建物内に設置）

平成７年４月　地域福祉の推進及び利用者サービスの向上を図るため、障害別組織から援助種別の組織に改正〔４課７科１支所から３課４科１支所へ、定数180人〕

平成10年４月　身体障害者手帳と愛の手帳の認定事務が福祉局障害福祉部から移管され、センター業務となる。〔定数186人〕

平成13年４月　地域福祉に対応した効率的なサービス提供のため、技術援助科と在宅援助科とを地域支援課へと、就労援助科と生活援助科とを自立支援課へと、それぞれ統合し、障害者手当事務を障害福祉部から移管する組織改正を実施〔５課１支所、定数168人〕

平成14年４月　介護保険制度導入に伴う事業実績を踏まえ、定数改正を実施〔定数162人〕

平成15年４月　事業執行の効率化を図るため、組織改正（調整課に企画係設置、知的障害相談課に知的障害者福祉司設置）を実施〔定数157人〕

平成16年４月　支援費制度及び都の福祉改革に対応し、障害認定機能及び地域支援機能を中核として新たな事業展開を図るため、身体障害相談課と知的障害相談課を廃止し、障害認定課を設置する等の組織改正を実施〔４課１支所、定数132人〕

平成16年11月　障害者の情報通信技術の利用機会や活用能力の格差是正を図るための総合的なサービス提供拠点機関として、障害者ＩＴサポートセンターをセンター別館内に設置

※　平成24年３月末、東京都社会福祉保健医療研修センター１階に移転

平成18年11月　高次脳機能障害支援普及事業の支援拠点機関として高次脳機能障害者への相談・支援等を開始

平成24年４月　肢体不自由者更生施設を３月末に東京都練馬障害者支援ホームに機能移転したこと等に伴い、組織改正を実施〔３課１支所、定数103人〕

平成28年３月　東京都心身障害者福祉センター（本所）について、施設の老朽化等を踏まえ、東京都飯田橋庁舎（セントラルプラザ）及び別館（秩父屋ビル）に移転

平成30年３月　多摩支所について、立川市内の仮庁舎に移転（多摩障害者スポーツセンター改修のため）

令和元年７月　多摩支所が元の国立庁舎（多摩障害者スポーツセンター内）に移転

令和８年７月　高次脳機能障害者支援法の施行により、高次脳機能障害者の支援拠点機関から高次脳機能障害者支援センターへ

2　心身障害者福祉センターの業務

心身障害者福祉センターが所管する障害者の範囲（太枠内）

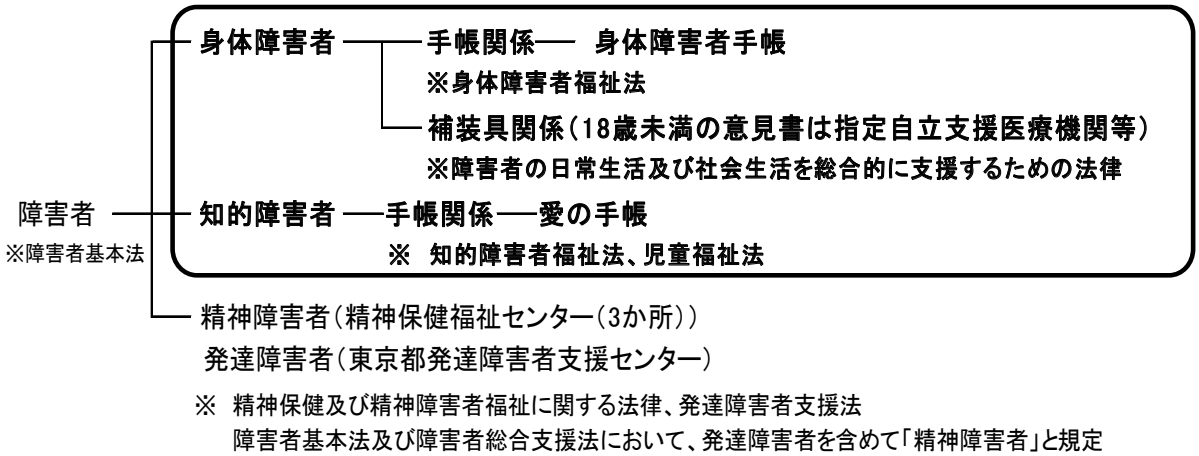

※　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、発達障害者支援法
　障害者基本法及び障害者総合支援法において、発達障害者を含めて「精神障害者」と規定

(1) センターの機能及び組織（令和８年度）

	身体障害者更生相談所及び 知的障害者更生相談所としての機能	都としての行政機能
調整課	庶務及び会計事務 各課・支所業務の運営管理及び調整等	（平成13年度から） 重度心身障害者手当・特別児童扶養手当等 審査・認定・支給、指導監査
障害認定課	判定業務 補装具の要否・適合判定 愛の手帳(療育手帳)の判定 自立支援医療（更生医療）の要否判定	判定業務 （昭和48年度から） 重度心身障害者手当の判定 （平成16年度から） サービス推進費最重度加算対象者の確認審査
	判定等についての区市町村・事業者指導 審査・判定に関わる区市町村・事業者等への助言・指導・情報提供等	
	区市町村等の人材育成等 審査・判定に関わる区市町村等職員の人材育成	（平成10年度から） 身体障害者手帳・愛の手帳 身体・知的障害の審査・認定、障害者手帳の発行
地域支援課	区市町村支援等 専門相談、技術的援助、就労支援等	（平成24年度から） 東京都自立支援協議会 協議会事務局
	区市町村の人材養成等 区市町村・地域機関の人材育成等	（平成24年度から） 障害者総合支援法に関わる各種研修 相談支援従事者 サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者 障害支援区分認定調査員 区市町村審査会委員
	施設の利用調整等 一部の障害者支援施設の利用調整等	
		（平成18年度から） 高次脳機能障害支援普及事業 専門相談、支援ネットワーク構築、就労支援、人材育成、普及啓発等 （令和８年度から） 高次脳機能障害者支援センターへ
多摩支所	判定業務 補装具の要否・適合判定 愛の手帳（療育手帳）の判定	判定業務 （昭和59年度から） 重度心身障害者手当の判定 （平成16年度から） サービス推進費最重度加算対象者の確認審査
	判定等についての市町村・事業者指導 審査・判定に関わる市町村・事業者等への助言・指導・情報提供等	
	市町村支援等 専門相談、技術的援助、就労支援等	
	市町村の人材養成等 市町村・地域機関の人材育成等	

(2) 法令等に基づく業務

① 身体障害者更生相談所業務（身体障害者福祉法第11条＝必置）

ア　判定業務（補装具の要否・適合判定、自立支援医療（更生医療）の要否判定、介護給付等に係る判定等）

イ　区市町村等に対する専門的相談・技術的援助指導等業務

ウ　障害者支援施設の利用調整業務

エ　地域におけるリハビリテーションの推進に関する業務(障害者支援ノウハウの提供･研修等)

オ　その他関連する業務

② 知的障害者更生相談所業務（知的障害者福祉法第12条＝必置）

ア　判定業務（愛の手帳交付に係る知的障害の判定、介護給付等に係る判定等）

イ　区市町村等に対する専門的相談・技術的援助指導等業務

ウ　都立障害者支援施設等の利用調整業務（助言・協力）

エ　地域生活支援の推進に関連する業務（障害者支援ノウハウの提供・研修等）

オ　その他関連する業務

③ 障害者総合支援法に基づく業務

ア　東京都自立支援協議会事務局（第89条の３）

イ　東京都地域生活支援事業（第78条）

高次脳機能障害支援普及事業（相談支援、支援ネットワーク構築、広報・普及啓発、及び人材育成）

障害者総合支援法に関わる各種研修（相談支援従事者、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者

障害支援区分認定調査員及び区市町村審査会委員）

④ 高次脳機能障害者支援法に基づく業務

ア　高次脳機能障害者支援センター

⑤ その他の法令等に基づく業務

ア　身体障害及び知的障害の審査・認定、障害者手帳の発行

イ　重度心身障害者手当の審査・認定・支給、手当支給事務に関する区市町村指導監査

3　組織・職員定数

(1) 組織(令和８年４月１日現在)

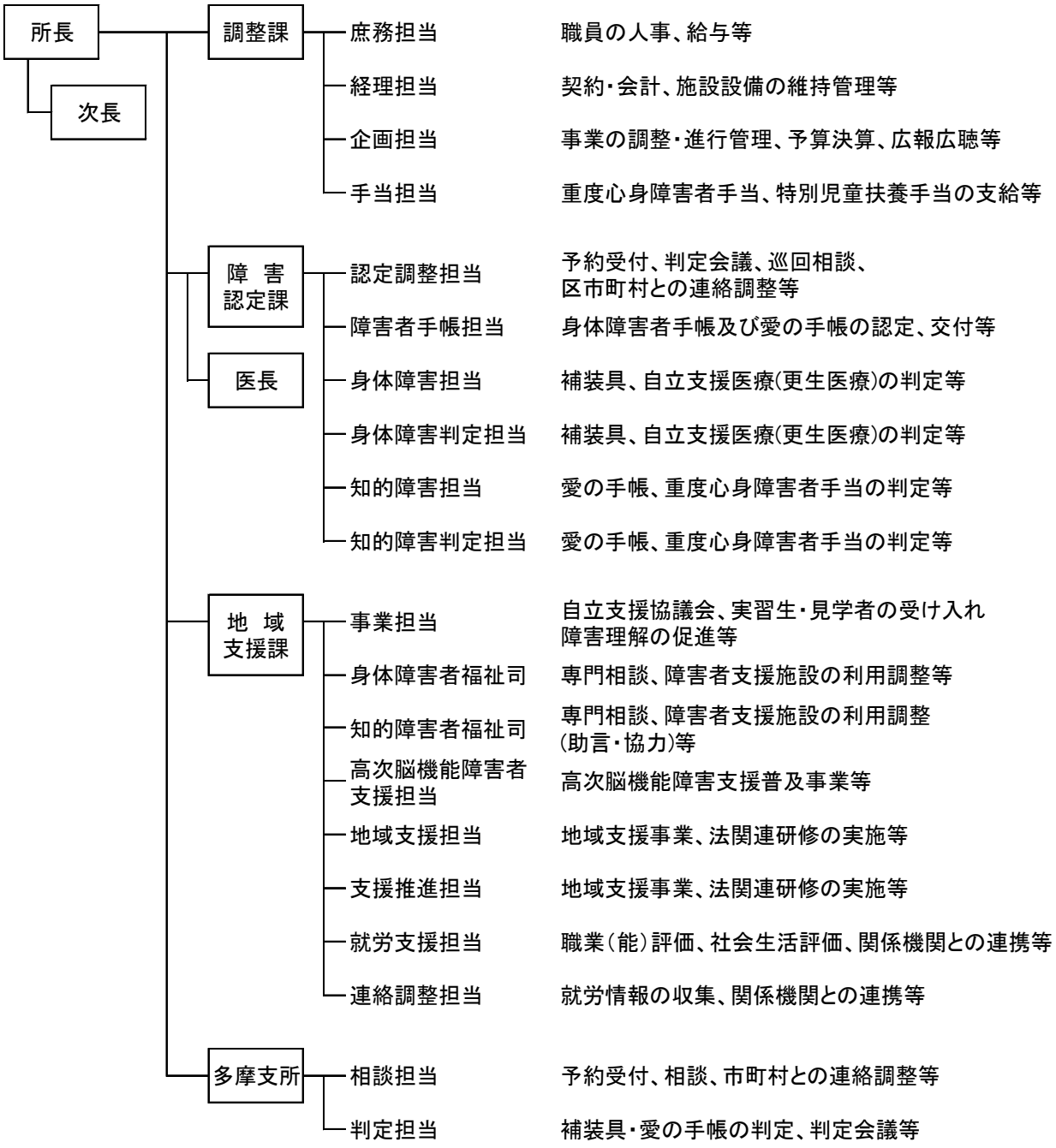

(2) 職員定数(令和８年４月１日現在)

	事務	福祉	心理技術	福祉技術	医師	理学療法	作業療法	看護師	計(人)
調　整　課	１６				１				１７
障害認定課	１６	２	５	４	３	３	４	２	３９
地域支援課	８	８	２	６		２	１	２	２９
多摩支所	３	４	３	２		１	１	２	１６
計（人）	４３	１４	１０	１２	４	６	６	６	１０１

4　施設規模

(1) 本所

区　　分	構　　造	延　面　積
本　　所	鉄筋コンクリート地上20階、地下２階のうち12階から15階	2,312.83㎡
別　　館	鉄骨鉄筋コンクリート地上８階、地下２階のうち１階	339.80㎡
合　　計		2,652.63㎡

※　本所は東京都飯田橋庁舎内に設置、別館は民間ビルを賃借している。

(2) 多摩支所

区　　分	構　　造	延　面　積
本　　館	鉄筋コンクリート地上２階	764.32㎡

※　多摩支所は、東京都多摩障害者スポーツセンター内に設置されている。

5　予算(令和８年度)

(1) 歳入　　(単位：千円)

区　　分		予算額	内　　容
計		529,597	
特定財源	使用料及手数料	0	
	国庫支出金	0	
	財産収入	1	
	諸収入	0	
一般財源		529,596	

(2) 歳出　　(単位：千円)

区　　分	予算額	内　　容
計	529,597	
管理費	142,501	職員手当費、管理事務費
建物維持管理費	257,415	建物維持管理費、光熱水費、電話料等
事業運営費	129,681	更生相談所業務、手帳交付等

Ⅱ　業　務　内　容

【調整課】

心身障害者の福祉の増進を図ることを目的とするセンターの業務運営のため、各課・支所への支援や所内外の連絡調整等に関する事務を行う。

また、障害認定や障害福祉に係る地域支援等の機能を担うセンターとしての役割を果たすため、令和８年度についても、引き続き、判定・認定業務や法関連研修等をはじめとする、センターの業務の遂行に必要な執行体制を確保し、都民の期待に応える事務事業を推進する。

１　令和８年度センター組織目標の進行管理

(1) 判定・認定業務の着実な実施

① 補装具、愛の手帳及び重度心身障害者手当等に係る判定について、来所困難な利用者の利便性向上（巡回集合判定の実施やオンラインの活用等）や、個人情報の適正管理にも留意しつつ、的確・迅速かつ公平・公正に実施する。

② 各種判定・認定業務について、本所と支所とが綿密に連携し、一層の効率化と情報共有等を進め、都民ニーズに応える判定枠及びこれに応じた実施体制の継続的な確保を図る。特に、愛の手帳について、予約方法の見直しを検討し、都民の利便性向上を図る。

また、判定・認定業務に係るデータの収集・分析を進め、課題の抽出とこれに対する対応策について検討していく。

③ 愛の手帳の申請受理事務等に係る諸課題への対応について障害者施策推進部と連携し、引き続き検討していく。

④ 身体障害者手帳交付等事務システムの更改に向け、障害者施策推進部と連携し、設計・開発契約等の準備及びＰＩＡに向けた取組を行う。

⑤ 国の障害者福祉システム標準化について、国の動向、各区市町村の進捗状況及び定期的な仕様改正を適宜把握しながら、障害者施策推進部及び関係機関等と連携し、適切に対応する。

⑥ マイナンバー紐付け誤り防止のため、定期的な点検・確認を実施するとともに、手帳交付台帳の整備を実施する。

(2) 区市町村等への支援

① 地域における質の高いサービス提供及び障害福祉サービス等に必要な人材を養成するため、障害者総合支援法等関連研修を計画的に進めるとともに、関係機関職員のスキルアップや関係機関相互のネットワークづくりを推進していく。

また、国の研修カリキュラムを踏まえた研修内容や実施方法等について、研修検討会において検討を行うとともに、障害者施策推進部等と連携し演習指導者などの講師確保を進めていく。

② 東京都自立支援協議会活動を通じて、障害当事者の参画を推進するとともに、相談支援体制拡充のため、地域の協議会間の連携強化を図る。

③ センター職員の技術・経験を生かした地域支援事業や専門人材育成、各種福祉司業務など、区市町村・関係機関等への専門的・技術的支援を実施する。

(3) 高次脳機能障害者支援の推進

令和８年４月に施行された高次脳機能障害者支援法に基づき、東京都における高次脳機能障害者支援センターとして、高次脳機能障害者支援を推進し、地域支援ネットワークの充実や身近な地域における相談支援体制の強化等のため、相談支援、地域ネットワーク構築、人材育成、広報・普及啓発のほか、就労支援などの取組により、区市町村・関係機関等への支援を行う。

(4) 専門職人材の育成と能力開発の促進

センター事業を担う専門職人材の育成のため、職場内外の研修等を有効に活用し、組織的な人材育成に取り組む。専門職の育成、スキルアップに向けた専門職への支援を引き続き行っていく。

(5) 安全・安心確保の取組

本所・別館及び多摩支所それぞれの庁舎の特性を踏まえ、業務の運営状況に即した防災・防犯対策、感染症対策等の安全・安心の確保に取り組む。

2　広報・広聴

(1) ホームページ

センターのホームページでは、身体障害者・知的障害者及び高次脳機能障害者の福祉に関する情報を、広く都民等に提供している。

掲載内容

- 各種制度・事業に係る情報（身体障害者手帳・愛の手帳、補装具費支給制度、障害者手当、高次脳機能障害者支援等）
- 判定予約案内・空き状況（補装具・愛の手帳）
- 研修・講習会等の情報　等

アドレス　https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/shisetsu/jigyosyo/shinsho

(2) 都民の声への対応

都民からの意見・要望等について、電子メール・郵送・ファクシミリにより受け付けているほか、本所及び多摩支所に投書箱を設置し、丁寧かつ迅速な対応を図っている。

3　危機管理

(1) 防災訓練

センターにおける火災等災害時の利用者及び職員の安全確保を目的として、防災訓練を実施している。

(2) 事故防止等対策

① 職員の汚職防止、事故防止、ハラスメント防止等コンプライアンス推進のため、随時コンプライアンス推進委員会を開催し、啓発等の取組や注意喚起を行っている。

② 個人情報を保護するため、個人情報文書の施錠管理、文書集配などの管理を徹底している。

(3) 安全衛生

毎月開催する安全衛生委員会や職場巡視等で、職場の安全管理の状況を把握し、必要な改善を行うほか、メンタルヘルス研修を実施することなどにより、職員の安全と健康の確保に努めている。

4　重度心身障害者手当等の支給及び運営指導

心身に障害を有する者及び児童に対して、手当の支給等を行っている。（手当制度一覧：次ページ）

(1) 重度心身障害者手当（都制度）の支給

重度心身障害者手当は、心身に重度の障害を有するため、常時複雑な介護を必要とする者の福祉の増進を図ることを目的としている。区市町村に提出された申請書に基づき、センター判定所管課における障害程度判定結果及びその他の要件を審査し、手当の受給資格の認定及び支給を行っている。（P. 49 表Ⅲ-7を参照）

図Ⅱ－１　重度手当支給の流れ（標準処理期間：60日）

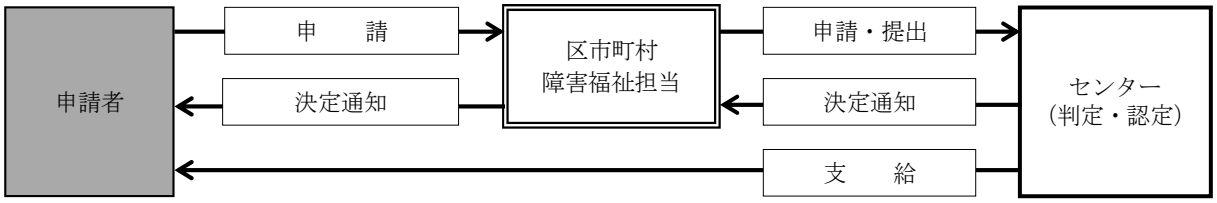

(2) 心身障害者福祉手当

心身障害者福祉手当は、区市町村が都で示した「条例準則」に基づき条例を制定し、受給資格の認定及び支給を行っている。

都は、条例で規定する範囲で、手当支給額分を市町村に負担金（区には財政調整交付金）として交付している。

(3) 障害児福祉手当・特別障害者手当（国制度）の運営指導

障害児福祉手当及び特別障害者手当は、区市（町村部は都）によって受給資格の認定及び支給が行われている。センターでは、この手当支給事務の適正な運営が図られるよう、区市等に対して定期的な指導監査を行っている。

(4) 特別児童扶養手当（国制度）の認定

特別児童扶養手当は、障害児を監護する父母等に支給する手当で、障害児の福祉の増進を図ることを目的としている。センターでは、申請時に提出された診断書による障害程度及びその他の要件を審査し、受給資格の認定を行っている。

表Ⅱ－１　障害者手当の支給状況（令和８年３月末日現在）

区　　分	受給者数（人）	備　　考
重度心身障害者手当	8,767	
心身障害者福祉手当	105,671	令和８年４月１日現在受給者数
障害児福祉手当	4,685	
特別障害者手当	15,197	
特別児童扶養手当	10,828	対象児童　１級　6,369人　２級　4,899人 (※)

※　受給者数には支給停止者数は含んでおらず、また、一人の受給者につき対象児童が複数の場合があるため、受給者数と対象児童数とは一致しない。

表Ⅱ—２　令和８年度障害者（児）手当・年金制度一覧

無拠出制

令和8年4月1日現在

名称	実施主体	目的	障害要件等	年齢制限	受給者	所得制限	金額（月額）	課税	支給月	根拠法令
重度心身障害者手当 （昭和48.10実施） **心身障害者福祉センター調整課**	都	心身に重度の障害を有するため常時複雑な介護を必要とする障害者に手当を支給し、障害者の福祉の増進を図る。	◎重度の知的障害で著しい精神症状 ◎重度の知的障害と重度の身体障害の重複 ◎両上肢及び両下肢の機能喪失と座位困難 **（施設入所者・3月を超える入院及び65歳以上の新規申請を除く。）**	なし	本人	◎本人・扶養義務者収入 扶養親族5人 収入744.9万円以下	60,000円	給与所得者の場合、所得税法第121条第1項第1号により手当等が年間20万円以下なら確定申告しなくてよい。	毎月	東京都重度心身障害者手当条例
児童育成手当（障害手当） （昭和44.10実施） **子供・子育て支援部育成支援課**	都（区）市町村	児童の心身の健やかな成長に寄与することを趣旨として支給し、福祉の増進を図る。	◎身障1～2級程度 ◎愛の手帳1～3度程度 ◎脳性麻痺又は進行性筋萎縮症 **（施設入所者を除く。）**	20歳未満	保護者	◎保護者収入 扶養親族5人 年収744.9万円以下	15,500円		2月 6 10	東京都児童育成手当に関する条例
心身障害者福祉手当 （昭和49.10実施） **障害者施策推進部施設サービス支援課**	都（区）市町村	心身に障害を有する者に対し手当を支給し、障害者の福祉の増進を図る。	◎身障1～2級程度 ◎愛の手帳1～3度程度 ◎脳性麻痺又は進行性筋萎縮症 **（施設入所者及び65歳以上の新規申請を除く。）**	20歳以上	本人	◎本人収入 扶養親族5人 年収744.9万円以下	15,500円		4月 8 12	東京都心身障害者福祉手当に関する条例
障害児福祉手当 （昭和61.4実施） **心身障害者福祉センター調整課**	国	精神又は身体に重度の障害を有する児童に手当を支給することによりこれらの者の福祉の増進を図る。	◎精神又は身体に重度の障害を有するため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の方 **（施設入所者及び障害年金受給者を除く。）**	20歳未満	本人	◎本人収入 扶養親族5人 年収744.9万円以下 ◎扶養義務者等収入 扶養親族5人 年収954.2万円以下	16,560円	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第26条により非課税	2月 5 8 11	特別児童扶養手当等の支給に関する法律
特別障害者手当 （昭和61.4実施） **心身障害者福祉センター調整課**		精神又は身体に著しい重度の障害を有する者に手当を支給することによりこれらの者の福祉の増進を図る。	◎精神又は身体に著しく重度の障害を有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の方 **（施設入所者及び3月を越える入院者を除く。）**	20歳以上			30,450円			
特別児童扶養手当 （昭和39.9実施） **心身障害者福祉センター調整課**	国	心身障害児の生活の向上に寄与することを趣旨として支給し、福祉の増進を図る。	1級 ◎身障おおむね1～2級 ◎愛の手帳1度、2度程度 ◎上記と同等の疾病、精神の障害者 2級 ◎身障おおむね3級及び4級の一部 ◎愛の手帳3度程度 ◎上記と同等の疾病、精神の障害者 **（施設入所者及び障害児の公的年金受給者を除く。）**	20歳未満	父母等	◎本人収入 扶養親族5人 年収854.6万円以下 ◎扶養義務者等収入 扶養親族5人 年収943.8万円以下	1級 58,450円 2級 38,930円	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第16条により非課税	4月 8 11(12)	
障害基礎年金 （昭和61.4実施） **旧障害福祉年金** （昭和34.11実施） **日本年金機構**	国	心身の障害によって生活の安定がそこなわれることを国民共同連帯によって防止し、健全な生活の維持及び向上に寄与する。	1級◎身体障害、結核、精神の障害などで日常生活が自分だけでは全くできない程度 2級◎身体障害、結核、精神の障害などで日常生活に著しい不自由をきたす程度 **（20歳以降及び昭和36年4月以降の障害者等を除く。）**	20歳以上	本人	◎本人収入 扶養親族5人 （全額支給停止） 年収662.1万円超過 （1/2支給停止） 年収560.4万円超過	（子の加算を除く） 1級 88,260円 2級 70,608円	国民年金法第25条により非課税	2月 4 6 8 10 12	国民年金法

拠出制

障害基礎年金 （昭和61.4実施） **旧国民年金障害年金** （昭和34.4実施） **日本年金機構**	国	心身の障害によって生活の安定がそこなわれることを国民共同連帯によって防止し、健全な生活の維持及び向上に寄与する。	1級◎身体障害、結核、精神の障害などで日常生活が自分だけでは全くできない程度 2級◎身体障害、結核、精神の障害などで日常生活に著しい不自由をきたす程度	20歳以上	本人	なし	（子の加算を除く） 1級 88,260円 2級 70,608円	国民年金法第25条により非課税	2月 4 6 8 10 12	国民年金法

【障害認定課】

身体障害者福祉法に基づく身体障害者更生相談所として、補装具や自立支援医療（更生医療）に係る判定業務を、知的障害者福祉法に基づく知的障害者更生相談所として、知的障害に係る判定業務を行うとともに、知事の事務である障害認定及び身体障害者手帳、愛の手帳の交付などを行っている。(P.47 表Ⅲ－１、P.48 表Ⅲ－２を参照)

また、障害認定等に関連する区市町村職員、指定医（身体障害者福祉法第15条に規定する医師をいう。）、補装具製作事業者等に対し、説明会等による情報の提供、講習、指導を実施し、障害者サービスの適切な運営を図っている。

１　判定の受付、窓口業務

(1) 判定予約受付

区市町村が、補装具費の支給に当たって身体障害者更生相談所の意見を求める場合、区市町村の窓口を通じ、判定のための予約を受け付けている。

また、知的障害者の愛の手帳の申請に係る医学的・心理学的判定等のための予約については、現在は、直接、知的障害者等から受け付けている。

(2) 車椅子の貸出し

窓口において、東京都の区域内に住所を有する心身障害者（児）又はその関係団体が、心身障害者（児）の福祉の増進を図ることを目的として使用する場合に、無料で車椅子（手動式）の貸出しを行っている。

貸出期間：原則３か月以内　　費用：無料　※ ただし、運搬は各自で行う。

令和７年度貸出実績　１２台

表Ⅱ－３　判定業務　標準週間日程（本所）

◆身体障害関係　　**令和８年４月１日現在**

<table>
<tr><th colspan="3"></th><th>月</th><th>火</th><th>水</th><th>木</th><th>金</th></tr>
<tr><td rowspan="3">補装具</td><td rowspan="2">肢体不自由</td><td>午前</td><td>(書類審査等)</td><td>下肢･体幹装具
義足
●義手・上肢装具</td><td rowspan="2">下肢･体幹装具
義足
車椅子
電動車椅子
姿勢保持装置</td><td rowspan="2">下肢･体幹装具
義足
車椅子
電動車椅子
姿勢保持装置</td><td>下肢・体幹装具
義足、車椅子・
電動車椅子・
姿勢保持装置</td></tr>
<tr><td>午後</td><td>★下肢装具・義足
●義手・上肢装具</td><td>(書類審査等)</td><td>▲下肢装具・義足
車椅子・
姿勢保持装置</td></tr>
<tr><td rowspan="2">聴覚・
視覚障害</td><td>午前</td><td>聴覚障害</td><td>●視覚障害</td><td>視覚障害</td><td rowspan="2">(書類審査等)</td><td rowspan="2">(書類審査等)</td></tr>
<tr><td>午後</td><td>(書類審査等)</td><td>(書類審査等)</td><td>聴覚障害</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">重度心身障害者手当</td><td>午前</td><td>(書類審査等)</td><td>▲出張判定</td><td>●出張判定</td><td>(書類審査等)</td><td>(書類審査等)</td></tr>
<tr><td>午後</td><td>▲出張判定</td><td>(書類審査等)</td><td>(書類審査等)</td><td>▲出張判定</td><td>▲出張判定</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">判定会議・手帳審査会</td><td>午前</td><td>身障手帳審査会
(肢体)</td><td rowspan="2">〔毎週〕
補装具判定会議
(肢体)</td><td rowspan="2">(書類審査等)</td><td rowspan="2">(書類審査等)</td><td rowspan="2">(書類審査等)</td></tr>
<tr><td>午後</td><td>〔不定期〕
補装具判定会議
(聴覚･視覚)
●
重度手当判定会議</td></tr>
</table>

※　▲は隔週、●は月1回、★は月3回

◆知的障害関係　　令和８年４月１日現在

		月	火	水	木	金
愛の手帳（18歳以上）		所内判定	所内判定	所内判定	所内判定	所内判定
重度心身障害者手当	午前	所内判定	所内判定	出張判定	出張判定	所内判定
	午後	所内判定	所内判定	所内判定	所内判定	所内判定 出張判定
判定会議	午後	重度手当判定会議 （月1回）	（書類審査等）	愛の手帳判定会議 （週1回）	（書類審査等）	（書類審査等）

表Ⅱ－４　令和７年度　処遇別・利用形態別センター利用状況

（単位：人、件）

	取扱実人員（人）		処遇別（合計39,015件）					
			相談		判定		判定書（意見書）等交付	
合計	**27,263**	**身 20,829** **知 6,434**	**17,751**	**身 14,593** **知 3,158**	**12,361**	**身 6,811** **知 5,550**	**8,903**	**身 4,345** **知 4,558**
本所	19,616	身 15,932 知 3,684	13,412	身 11,714 知 1,698	8,148	身 4,793 知 3,355	6,148	身 3,278 知 2,870
支所	7,647	身 4,897 知 2,750	4,339	身 2,879 知 1,460	4,213	身 2,018 知 2,195	2,755	身 1,067 知 1,688
電話	**17,438**	**身 14,336** **知 3,102**	**17,610**	**身 14,508** **知 3,102**	**－**	**身 －** **知 －**	**－**	**身 －** **知 －**
本所	13,160	身 11,464 知 1,696	13,332	身 11,636 知 1,696	－	身 － 知 －	－	身 － 知 －
支所	4,278	身 2,872 知 1,406	4,278	身 2,872 知 1,406	－	身 － 知 －	－	身 － 知 －
来所	**5,480**	**身 2,802** **知 2,678**	**122**	**身 66** **知 56**	**7,760**	**身 3,066** **知 4,694**	**5,123**	**身 2,167** **知 2,956**
本所	3,248	身 1,684 知 1,564	61	身 59 知 2	4,739	身 1,955 知 2,784	3,283	身 1,420 知 1,863
支所	2,232	身 1,118 知 1,114	61	身 7 知 54	3,021	身 1,111 知 1,910	1,840	身 747 知 1,093
書類	**3,819**	**身 3,501** **知 318**	**0**	**身 0** **知 0**	**4,065**	**身 3,550** **知 515**	**3,320**	**身 2,124** **知 1,196**
本所	2,788	身 2,615 知 173	0	身 0 知 0	2,979	身 2,664 知 315	2,511	身 1,825 知 686
支所	1,031	身 886 知 145	0	身 0 知 0	1,086	身 886 知 200	809	身 299 知 510
出張	**268**	**身 162** **知 106**	**0**	**身 0** **知 0**	**269**	**身 163** **知 106**	**368**	**身 30** **知 338**
本所	230	身 141 知 89	0	身 0 知 0	231	身 142 知 89	330	身 9 知 321
支所	38	身 21 知 17	0	身 0 知 0	38	身 21 知 17	38	身 21 知 17
巡回	**255**	**身 25** **知 230**	**13**	**身 13** **知 0**	**267**	**身 32** **知 235**	**89**	**身 21** **知 68**
本所	187	身 25 知 162	13	身 13 知 0	199	身 32 知 167	21	身 21 知 0
支所	68	身 0 知 68	0	身 0 知 0	68	身 0 知 68	68	身 0 知 68
その他	**3**	**身 3** **知 0**	**6**	**身 6** **知 0**	**0**	**身 0** **知 －**	**3**	**身 3** **知 －**
本所	3	身 3 知 0	6	身 6 知 0	0	身 0 知 0	3	身 3 知 0
支所	0	身 0 知 0	0	身 0 知 0	0	身 0 知 0	0	身 0 知 0

※　「本所」には、地域支援課分を含む。
※　延べ件数である。
※　相談・判定・判定書（意見書）等交付の合計件数と、取扱実人員の合計は一致しない。

２　身体障害に係る判定

障害者総合支援法、身体障害者福祉法、関連通知等の規定に基づき、医学的、心理学的判定並びに補装具の処方及び適合判定を行っている。判定は、原則として来所によるが、障害の状況等によっては、在宅者を対象として出張判定も行っている。

なお、補装具の一部及び自立支援医療（更生医療）については、医師の意見書に基づき書類判定を行っている。

(1) 補装具費支給の要否判定及び適合判定

肢体不自由者の車椅子、義肢、装具、姿勢保持装置、重度障害者用意思伝達装置、視覚障害者の眼鏡（弱視眼鏡等）、聴覚障害者の補聴器等の要否の判定及び処方と適合の判定を行っている。

表Ⅱ―５　令和７年度補装具費支給に係る判定件数　（単位：件）

		肢体不自由	視覚障害	聴覚障害	合計
本所		**３，４７９**	**３１**	**９４１**	**４，４５１**
来所	新規判定	１，６８４	１０	１４５	１，８３９
	適合判定	７５	０	０	７５
書類	新規判定	９１４	２０	７９６	１，７３０
	適合判定	７３４	０	０	７３４
出張	新規判定	４２	０	０	４２
	適合判定	０	０	０	０
巡回相談・その他	新規判定	３０	１	０	３１
	適合判定	０	０	０	０
支所		**１，９９０**	**０**	**５**	**１，９９５**
来所	新規判定	１，０２４	―	５	１，０２９
	適合判定	６４	―	０	６４
書類	新規判定	３５３	―	０	３５３
	適合判定	５３３	―	０	５３３
出張	新規判定	１６	―	０	１６
	適合判定	０	―	０	０
合計		**５，４６９**	**３１**	**９４６**	**６，４４６**

※　障害者総合支援法第76条第１項抜粋「市町村は、当該障害者等が補装具の購入、借受け又は修理を必要とする者であると認めるときは、当該補装具の購入等に要した費用について、補装具費を支給する。」

同条第３項抜粋「市町村は、補装具費の支給に当たって必要があると認めるときは、身体障害者更生相談所の意見を聴くことができる。」

(2) 自立支援医療（更生医療）の要否判定

障害者総合支援法に定める自立支援医療（育成医療、更生医療、精神通院医療）のうち、身体障害者の障害の程度の軽減及び除去を目的とした更生医療の要否判定を行っている。

令和７年度実績　判定件数 182件（肢体 85件、視覚 1件、聴覚 91件、内部 5件）

※　自立支援医療とは障害者等につき、その心身の障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療であって政令で定めるものをいう。

図Ⅱ－２　補装具・更生医療判定の流れ

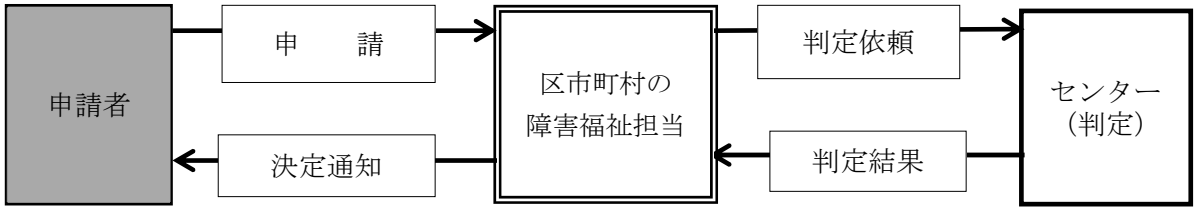

(3) 児童補装具に関する助言

区市町村の求めに応じて、児童補装具に関する技術的な助言（書類）を行っている。

令和７年度実績

本所　19件　（肢体不自由　13件　聴覚障害　6件　視覚障害　なし）

支所　 7件　（肢体不自由　 7件）

(4) 東京都重度心身障害者手当の判定

東京都重度心身障害者手当の受給資格の認定を受けようとする者について、条例で定める程度の障害の状態にあるか否かについて判定を行っている。

（P20.表Ⅱ－８を参照）

(5) 障害者総合支援法に規定されている区市町村に対する援助

区市町村の求めに応じて、区市町村が行う介護給付費等の支給決定や障害支援区分の認定等に関して、障害者総合支援法第22条※1及び第26条※2並びに第51条の７及び第51条の11に規定する援助を行っている。

※１　第22条第２項抜粋「市町村は、支給要否決定を行うに当たって必要があると認めるときは、身体障害者更生相談所等の意見を聴くことができる。」（第51条の７第２項にも同旨の規定あり）

※２　第26条抜粋「市町村の求めに応じ、市町村が行う業務に関し、身体障害者更生相談所等による技術的事項についての協力その他市町村に対する必要な援助を行うものとする。」（第51条の11にも同旨の規定あり）

３　知的障害に係る判定

知的障害者福祉法に基づく知的障害者更生相談所として、愛の手帳の交付（更新）を希望される方（18歳以上）の知的障害の有無及び程度の判定、東京都重度心身障害者手当の判定等、知的障害に係る各種判定を行っている。

(1) 愛の手帳の判定

都内に居住する愛の手帳の交付及び更新に係る判定を希望される方（18歳以上）について、来所、出張等により、医学的判定、心理学的判定等を行った上で、障害の有無及び程度の総合判定を行っている。

表Ⅱ―６　令和７年度愛の手帳の判定件数　（単位：件）

	新規	更新	程度変更	合計
本所	５１４	９８３	６８	１，５６５
支所	２５７	６９２	２５	９７４
合計	７７１	１，６７５	９３	２，５３９

（参考）18歳未満の申請者は各児童相談所にて判定

※巡回集合判定、巡回相談、出張判定、書類判定を含む。

児童相談所による判定で既に愛の手帳１・２度を交付されている方の成人判定（18歳到達時の更新判定）については、障害者の利便性を考慮して、区市町村の会場に出向いて判定を行う「巡回集合判定」を平成18年度から実施している。

表Ⅱ―７　令和７年度愛の手帳巡回集合判定

	区市町村数	判定人数	延べ回数
本所	１２区	１４９人	２１回
支所	１１市	６８人	１１回
合計	２３区市	２１７人	３２回

本所内訳

実施区	１度	２度	合計	延べ回数
台東区	０人	５人	５人	１回
墨田区	０人	４人	４人	１回
江東区	１人	１５人	１６人	２回
品川区	０人	６人	６人	１回
目黒区	０人	８人	８人	１回
大田区	０人	７人	７人	２回
世田谷区	１人	２１人	２２人	３回
荒川区	０人	６人	６人	１回
板橋区	３人	１５人	１８人	２回
足立区	２人	１６人	１８人	２回
葛飾区	２人	１５人	１７人	２回
江戸川区	１人	２１人	２２人	３回
合計	１０人	１３９人	１４９人	２１回

支所内訳

実施市	１度	２度	合計	延べ回数
八王子市	０人	１８人	１８人	２回
町田市	３人	８人	１１人	１回
東大和市	０人	３人	３人	１回
清瀬市	０人	５人	５人	１回
あきる野市	０人	１人	１人	１回
羽村市・青梅市	２人	９人	１１人	１回
西東京市	１人	４人	５人	１回
東村山市	０人	４人	４人	１回
武蔵村山市	２人	３人	５人	１回
東久留米市	０人	５人	５人	１回
合計	８人	６０人	６８人	１１回

(2) 東京都重度心身障害者手当の判定

東京都重度心身障害者手当の受給資格の認定を受けようとする者について、条例で定める程度の障害の状態にあるか否かについて判定を行っている。

表Ⅱ－８　令和７年度　重度心身障害者手当判定状況（新規申請）　（単位：件）

合計	該　当				非 該 当			
	１号	２号	３号	小計	１号	２号	３号	小計
６４２	１５５	１４３	１０１	３９９	１３９	２４	８０	２４３

※　１号は「重度の知的障害＋著しい精神症状」、２号は「重度の知的障害＋重度の身体障害」、３号は「両上肢及び両下肢の機能喪失＋座位困難」をいう。
※　センター全体の件数である（本所 446件・支所 196件）。
※　この他に現況判定を149件実施（本所 90件、支所 59件）。

(3) 東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金の最重度障害者加算対象者の確認審査

施設に入所している最重度知的障害者へのサービス向上のため、平成16年度に都独自の最重度障害者加算の認定制度が創設された。センターでは、障害者施策推進部からの依頼を受けて、最重度障害者加算対象者の確認審査を実施している。

表Ⅱ―９　令和７年度最重度障害者加算対象者の確認審査件数（入所施設）

	確認件数	施設数
本所	４１件	２１施設
支所	７件	４施設
合計	４８件	２５施設

(4) 障害者総合支援法に規定されている区市町村に対する援助

区市町村の求めに応じて、区市町村が行う介護給付費等の支給決定や障害支援区分の認定等に関して、障害者総合支援法第22条及び第26条並びに第51条の７及び第51条の11に規定する援助を行っている。（P.18　２(5)「障害者総合支援法に規定されている区市町村に対する援助」参照）

４　巡回相談

身体障害者及び知的障害者の更生援護の利便を図るため、来所困難な島しょ地区や西多摩地区に年１回（小笠原村は隔年）巡回して、補装具や愛の手帳の医学的判定、心理学的判定等を実施している。

また、身体障害者福祉法第１５条指定医が地域にいないなど、特別な事情がある場合、巡回相談に合わせて、身体障害者手帳の取得に必要な視覚障害、聴覚・言語障害、肢体不自由に関する障害程度の診断も行っている。

表Ⅱ―１０　令和７年度　巡回相談実績　（単位：人）

	期　間	肢体不自由	視覚障害	聴覚障害	知的障害	合　計
三宅村	希望者なし	０人	０人	０人	０人	０人
小笠原村	6/6～11	７人	０人	０人	０人	７人
大島町	7/17～18	８人	０人	０人	３人	１１人
神津島村	9/17	９人	０人	０人	０人	９人
新島村	9/18～9/19	８人	４人	２人	０人	１４人
八丈町	12/4	６人	０人	０人	１人	７人
西多摩町	10/23	１人	０人	０人	０人	１人
合　計		３９人	４人	２人	※４人	４９人

※新規１人、更新１人、程度変更２人

５　身体障害の認定と身体障害者手帳の発行

(1) 身体障害の認定と身体障害者手帳の発行（P.50 表Ⅲ-８～P.52 表Ⅲ-10を参照）

身体障害者手帳は、身体障害者福祉法に基づき、同法の別表に掲げる障害程度に該当すると認定された者に対し、知事が交付するもので、障害者サービスの基盤となるものである。

指定医の作成した身体障害者診断書・意見書を、身体障害者福祉法及び東京都身体障害認定基準等に基づき、必要に応じて審査会における審査及び非該当ケース等の審議会への諮問を経て、センターにおいて障害程度の認定を行い、身体障害者手帳を発行している。

図Ⅱ－３　身体障害者手帳交付の流れ（標準処理期間：21日）

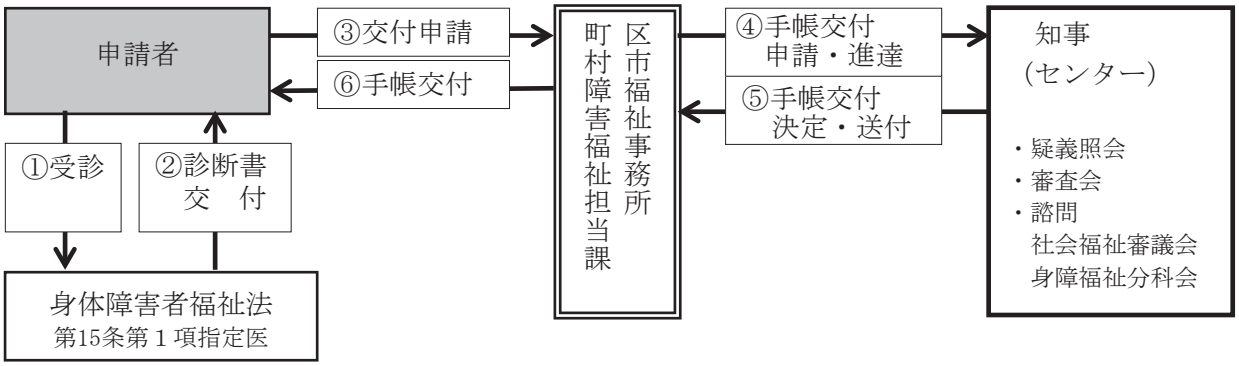

表Ⅱ－１１　令和７年度　身体障害者手帳交付数（新規／障害別・等級別）　（単位：件）

	計	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
合　計	**23,638**	**10,069**	**2,319**	**2,188**	**6,218**	**1,060**	**1,784**
東京都分（八王子市除く。）	22,534	9,655	2,208	2,099	5,874	1,018	1,680
八王子市	1,104	414	111	89	344	42	104
視覚障害	**1,619**	**203**	**671**	**113**	**177**	**430**	**25**
東京都分（八王子市除く。）	1,553	192	647	108	171	410	25
八王子市	66	11	24	5	6	20	0
聴覚・平衡機能障害	**2,966**	**0**	**43**	**142**	**1,421**	**15**	**1,345**
東京都分（八王子市除く。）	2,755	0	43	134	1,307	15	1,256
八王子市	211	0	0	8	114	0	89
音声・言語・そしゃく機能障害	**410**	**7**	**8**	**287**	**108**	**－**	**－**
東京都分（八王子市除く。）	401	7	8	283	103	－	－
八王子市	9	0	0	4	5	－	－
肢体不自由	**6,049**	**1,598**	**1,488**	**937**	**997**	**615**	**414**
東京都分（八王子市除く。）	5,776	1,508	1,403	906	967	593	399
八王子市	273	90	85	31	30	22	15
内部障害	**12,594**	**8,261**	**109**	**709**	**3,515**	**－**	**－**
東京都分（八王子市除く。）	12,049	7,948	107	668	3,326	－	－
八王子市	545	313	2	41	189	－	－
心臓機能障害	5,343	4,997	4	157	185	－	－
東京都分（八王子市除く。）	5,130	4,805	4	146	175	－	－
八王子市	213	192	0	11	10	－	－
じん臓機能障害	3,138	2,981	0	85	72	－	－
東京都分（八王子市除く。）	3,013	2,869	0	79	65	－	－
八王子市	125	112	0	6	7	－	－
呼吸器機能障害	626	184	0	294	148	－	－
東京都分（八王子市除く。）	597	178	0	278	141	－	－
八王子市	29	6	0	16	7	－	－
ぼうこう・直腸機能障害	3,047	2	0	72	2,973	－	－
東京都分（八王子市除く。）	2,881	2	0	68	2,811	－	－
八王子市	166	0	0	4	162	－	－
小腸機能障害	12	3	1	5	3	－	－
東京都分（八王子市除く。）	11	3	1	4	3	－	－
八王子市	1	0	0	1	0	－	－
免疫機能障害	289	35	82	77	95	－	－
東京都分（八王子市除く。）	285	34	82	75	94	－	－
八王子市	4	1	0	2	1	－	－
肝臓機能障害	139	59	22	19	39	－	－
東京都分（八王子市除く。）	132	57	20	18	37	－	－
八王子市	7	2	2	1	2	－	－

※　重複障害については、主な障害により総合等級として計上している。

※　八王子市は、平成27年4月に中核市に移行し、身体障害者手帳の交付を行っている。

表Ⅱ－１２　令和７年度　身体障害者手帳交付数（新規／障害別・児者別）　（単位：件）

	合　計	視覚障害	聴覚障害	言語障害	肢体不自由	内部障害
合　計	**23,638**	**1,619**	**2,966**	**410**	**6,049**	**12,594**
東京都分（八王子市除く。）	22,534	1,553	2,755	401	5,776	12,049
八王子市	1,104	66	211	9	273	545
18歳未満	**527**	**26**	**69**	**3**	**305**	**124**
東京都分(八王子市除く。)	507	26	69	3	291	118
八王子市	20	0	0	0	14	6
18歳以上	**23,111**	**1,593**	**2,897**	**407**	**5,744**	**12,470**
東京都分(八王子市除く。)	22,027	1,527	2,686	398	5,485	11,931
八王子市	1,084	66	211	9	259	539

表Ⅱ－１３　令和７年度　身体障害者手帳交付数（新規／年齢別・障害別・等級別）（単位：件）

	計	１級	２級	３級	４級	５級	６級
合　　計	**23,638**	**10,069**	**2,319**	**2,188**	**6,218**	**1,060**	**1,784**
18歳未満	527	178	110	101	76	20	42
18歳以上	23,111	9,891	2,209	2,087	6,142	1,040	1,742
視覚障害	**1,619**	**203**	**671**	**113**	**177**	**430**	**25**
18歳未満	26	5	4	3	6	6	2
18歳以上	1,593	198	667	110	171	424	23
聴覚・平衡機能障害	**2,966**	**0**	**43**	**142**	**1,421**	**15**	**1,345**
18歳未満	69	0	16	14	11	0	28
18歳以上	2,897	0	27	128	1,410	15	1,317
音声・言語・そしゃく機能障害	**410**	**7**	**8**	**287**	**108**	－	－
18歳未満	3	0	0	0	3	－	－
18歳以上	407	7	8	287	105	－	－
肢体不自由	**6,049**	**1,598**	**1,488**	**937**	**997**	**615**	**414**
18歳未満	305	93	89	62	35	14	12
18歳以上	5,744	1,505	1,399	875	962	601	402
内部障害	**12,594**	**8,261**	**109**	**709**	**3,515**	**－**	**－**
18歳未満	124	80	1	22	21	－	－
18歳以上	12,470	8,181	108	687	3,494	－	－
心臓機能障害	5,343	4,997	4	157	185	－	－
18歳未満	58	39	1	10	8	－	－
18歳以上	5,285	4,958	3	147	177	－	－
じん臓機能障害	3,138	2,981	0	85	72	－	－
18歳未満	9	9	0	0	0	－	－
18歳以上	3,129	2,972	0	85	72	－	－
呼吸器機能障害	626	184	0	294	148	－	－
18歳未満	21	21	0	0	0	－	－
18歳以上	605	163	0	294	148	－	－
ぼうこう・直腸機能障害	3,047	2	0	72	2,973	－	－
18歳未満	22	0	0	10	12	－	－
18歳以上	3,025	2	0	62	2,961	－	－
小腸機能障害	12	3	1	5	3	－	－
18歳未満	4	1	0	2	1	－	－
18歳以上	8	2	1	3	2	－	－
免疫機能障害	289	35	82	77	95	－	－
18歳未満	0	0	0	0	0	－	－
18歳以上	289	35	82	77	95	－	－
肝臓機能障害	139	59	22	19	39	－	－
18歳未満	10	10	0	0	0	－	－
18歳以上	129	49	22	19	39	－	－

※　平成27年度に中核市に移行となった八王子市分を含む。

表Ⅱ－１４　令和７年度　身体障害者手帳交付数（総数／障害別・等級別）　（単位：件）

	合　計	１ 級	２ 級	３ 級	４ 級	５ 級	６ 級
合　計（年度末現在）	**424,827**	**140,443**	**58,072**	**62,186**	**110,616**	**19,849**	**33,661**
東京都分（八王子市除く）	409,197	135,012	55,687	60,184	106,645	19,066	32,603
八王子市	15,630	5,431	2,385	2,002	3,971	783	1,058
視覚障害	**34,662**	**5,929**	**10,252**	**3,278**	**4,954**	**7,210**	**3,039**
東京都分（八王子市除く）	33,439	5,516	9,823	3,211	4,877	7,022	2,990
八王子市	1,223	413	429	67	77	188	49
聴覚・平衡機能障害	**47,551**	**212**	**2,946**	**5,027**	**15,883**	**257**	**23,226**
東京都分（八王子市除く）	45,521	118	2,530	4,858	15,185	252	22,578
八王子市	2,030	94	416	169	698	5	648
音声・言語・そしゃく機能障害	**6,650**	**94**	**147**	**4,379**	**2,030**	**－**	**－**
東京都分（八王子市除く）	6,473	91	130	4,292	1,960	－	－
八王子市	177	3	17	87	70	－	－
肢体不自由	**195,486**	**52,316**	**38,884**	**29,600**	**54,908**	**12,382**	**7,396**
東京都分（八王子市除く）	189,004	50,793	37,442	28,557	53,385	11,792	7,035
八王子市	6,482	1,523	1,442	1,043	1,523	590	361
内部障害	**140,478**	**81,892**	**5,843**	**19,902**	**32,841**	**－**	**－**
東京都分（八王子市除く）	134,760	78,494	5,762	19,266	31,238	－	－
八王子市	5,718	3,398	81	636	1,603	－	－
心臓機能障害	**67,135**	**45,229**	**146**	**11,726**	**10,034**	－	－
東京都分（八王子市除く）	64,307	43,468	133	11,274	9,432	－	－
八王子市	2,828	1,761	13	452	602	－	－
じん臓機能障害	**34,056**	**31,856**	**12**	**1,778**	**410**	－	－
東京都分（八王子市除く）	32,551	30,370	12	1,771	398	－	－
八王子市	1,505	1,486	0	7	12	－	－
呼吸器機能障害	**4,491**	**1,111**	**12**	**2,481**	**887**	－	－
東京都分（八王子市除く）	4,306	1,047	10	2,401	848	－	－
八王子市	185	64	2	80	39	－	－
ぼうこう・直腸機能障害	**21,524**	**39**	**25**	**1,412**	**20,048**	－	－
東京都分（八王子市除く）	20,572	38	24	1,370	19,140	－	－
八王子市	952	1	1	42	908	－	－
小腸機能障害	**803**	**179**	**22**	**138**	**464**	－	－
東京都分（八王子市除く）	779	171	18	135	455	－	－
八王子市	24	8	4	3	9	－	－
免疫機能障害	**11,274**	**2,517**	**5,499**	**2,302**	**956**	－	－
東京都分（八王子市除く）	11,112	2,482	5,444	2,258	928	－	－
八王子市	162	35	55	44	28	－	－
肝臓機能障害	**1,195**	**961**	**127**	**65**	**42**	－	－
東京都分（八王子市除く）	1,133	918	121	57	37	－	－
八王子市	62	43	6	8	5	－	－

※　重複障害については、主な障害により総合等級として計上している。
※　八王子市は、平成27年4月に中核市に移行し、身体障害者手帳の交付を行っている。
※　令和７年度は、都が独自に死亡の事実を把握し消除した件数を反映した数である。

表Ⅱ－１５　令和７年度　身体障害者手帳交付数（総数／年齢別・障害別・等級別）（単位：件）

	合　計	１ 級	２ 級	３ 級	４ 級	５ 級	６ 級
合　計（年度末現在）	**424,827**	**140,443**	**58,072**	**62,186**	**110,616**	**19,849**	**33,661**
18歳未満	23,591	8,346	5,199	3,572	2,781	1,104	2,589
18歳以上	401,236	132,097	52,873	58,614	107,835	18,745	31,072
視覚障害	**34,662**	**5,929**	**10,252**	**3,278**	**4,954**	**7,210**	**3,039**
18歳未満	2,063	920	487	108	167	377	4
18歳以上	32,599	5,009	9,765	3,170	4,787	6,833	3,035
聴覚･平衡機能障害	**47,551**	**212**	**2,946**	**5,027**	**15,883**	**257**	**23,226**
18歳未満	4,547	0	396	1,139	775	0	2,237
18歳以上	43,004	212	2,550	3,888	15,108	257	20,989
音声･言語･そしゃく機能障害	**6,650**	**94**	**147**	**4,379**	**2,030**	**－**	**－**
18歳未満	391	0	1	156	234	－	－
18歳以上	6,259	94	146	4,223	1,796	－	－
肢体不自由	**195,486**	**52,316**	**38,884**	**29,600**	**54,908**	**12,382**	**7,396**
18歳未満	14,358	6,240	4,286	1,510	1,247	727	348
18歳以上	181,128	46,076	34,598	28,090	53,661	11,655	7,048
内部障害	**140,478**	**81,892**	**5,843**	**19,902**	**32,841**	**－**	**－**
18歳未満	2,232	1,186	29	659	358	－	－
18歳以上	138,246	80,706	5,814	19,243	32,483	－	－
心臓機能障害	**67,135**	**45,229**	**146**	**11,726**	**10,034**	－	－
18歳未満	1,385	689	1	543	152	－	－
18歳以上	65,750	44,540	145	11,183	9,882	－	－
じん臓機能障害	**34,056**	**31,856**	**12**	**1,778**	**410**	－	－
18歳未満	162	162	0	0	0	－	－
18歳以上	33,894	31,694	12	1,778	410	－	－
呼吸器機能障害	**4,491**	**1,111**	**12**	**2,481**	**887**	－	－
18歳未満	230	140	0	45	45	－	－
18歳以上	4,261	971	12	2,436	842	－	－
ぼうこう・直腸機能障害	**21,524**	**39**	**25**	**1,412**	**20,048**	－	－
18歳未満	222	0	10	68	144	－	－
18歳以上	21,302	39	15	1,344	19,904	－	－
小腸機能障害	**803**	**179**	**22**	**138**	**464**	－	－
18歳未満	55	18	17	3	17	－	－
18歳以上	748	161	5	135	447	－	－
免疫機能障害	**11,274**	**2,517**	**5,499**	**2,302**	**956**	－	－
18歳未満	2	1	1	0	0	－	－
18歳以上	11,272	2,516	5,498	2,302	956	－	－
肝臓機能障害	**1,195**	**961**	**127**	**65**	**42**	－	－
18歳未満	176	176	0	0	0	－	－
18歳以上	1,019	785	127	65	42	－	－

※　八王子市は、平成27年4月に中核市に移行し、身体障害者手帳の交付を行っている。
※　令和７年度は、都が独自に死亡の事実を把握し消除した件数を反映した数である。

(2) 身体障害者手帳の障害再認定制度

近年の医療・機能回復訓練技術のめざましい進歩や発展等により、障害程度が変化軽減する事例が増加してきていることを踏まえ、平成14年４月から身体障害者手帳の障害再認定制度を実施している。

なお、再認定は、手帳交付時から１年以上５年以内の時期に実施することとなっている。

表Ⅱ－１６　令和７年度　身体障害者手帳再認定対象者数（障害別・児者別）　（単位：人）

	合 計	視覚	聴覚･音声･言語･そしゃく	肢体不自由	内部障害
合　計	**5,545**	**101**	**187**	**1,079**	**4,178**
1年後	1,219	35	63	634	487
3年後	4,156	49	105	354	3,648
5年後	170	17	19	91	43
18歳未満	458	22	92	281	63
1年後	68	4	11	31	22
3年後	320	11	71	207	31
5年後	70	7	10	43	10
18歳以上	5,087	79	95	798	4,115
1年後	1,151	31	52	603	465
3年後	3,836	38	34	147	3,617
5年後	100	10	9	48	33

※　八王子市分を含まない。

６　知的障害の認定と愛の手帳の交付

愛の手帳は、都独自の制度であるが、国の療育手帳に相当するものであり、知的障害者（児）が各種の福祉サービスを利用するために必要とされるものである。愛の手帳は、東京都愛の手帳交付要綱に基づく判定を経て交付される。

(1) 愛の手帳（東京都療育手帳）の交付

センターは、各判定機関において行った判定結果に基づき審査し、知的障害の認定を行い、愛の手帳の発行・交付を行っている。(P.52 表Ⅲ-11、Ⅲ-12を参照)

図Ⅱ－４　愛の手帳の判定・交付の流れ（標準処理期間：30日(判定予約を含まない。)）

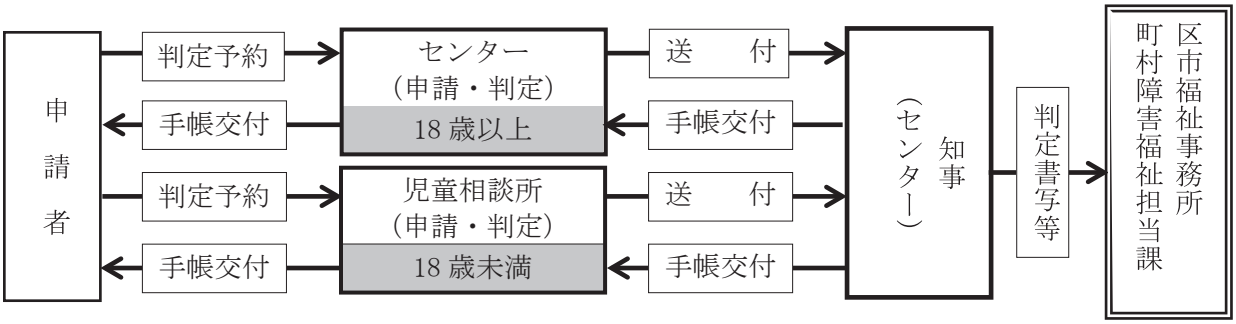

表Ⅱ－１７　令和７年度 愛の手帳（療育手帳）交付状況（程度別・年齢別）　（単位：件）

	新　規交付数	年度末現在交付総数	１度（最重度）	２度（重　度）	３度（中　度）	４度（軽　度）
合 計	**3,704**	**109,372**	**3,316**	**25,279**	**24,258**	**56,519**
0～6歳(就学前)	938	538	19	23	88	408
6～17歳	2,111	14,794	12	1,710	4,413	8,659
18歳以上	655	94,040	3,285	23,546	19,757	47,452

※　新規交付数には、他県等からの転入による交付分383件を含む。

7　障害認定まとめ

表Ⅱ－１８　令和７年度　判定・診断件数の状況（本所）　（単位：人）

身体障害	補装具判定(適合判定除く。)	3,642
	補装具適合判定	809
	身体手帳診断（巡回相談時）	5
	重度手当判定（現況判定含む）	142
	その他の判定（更生医療）	182
	身　体　計	4,780

知的障害	愛の手帳	新　規	514
		更　新	983
		程度変更	68
		小　計	1,565
	その他	重度手当判定（現況判定含む）	394
		その他の判定（最重度障害者加算）	41
		小　計	435
	知　的　計		2,000

身体・知的　合計	6,780

8　区市町村、指定医、補装具業者、関係機関等との連携・支援・講習

(1) 身体障害関係

① 指定医講習会の開催

身体障害者手帳に係る診断を行う身体障害者福祉法第15条の指定医に対し、診断及び補装具交付意見書作成等の講習会を平成15年度から開催し、手帳制度及び補装具費支給制度の円滑な実施を図っている。

開催方法については、令和５年度からオンデマンド方式により配信している。

配信期間　配信期間　令和８年１月９日（金曜日）から２月24日（火曜日）まで

令和７年度実績（身体障害者福祉法第15条の指定医に、令和８年１月７日資料郵送）

修了者：肢体不自由（103 名）、心臓機能障害（109 名）、肝臓機能障害（40 名）

② 補装具判定に関する講習会の開催

区市町村の関係職員を対象に、体験を交えた補装具に関する研修を行っている。

令和７年度実績

参加申込､アンケートに電子申請を利用し､各講習会とも資料は各区市町村に事前メール配信

補装具判定に関する講習会（本所）　　オンライン開催リアルタイム配信

視　覚　障　害：　開催回数　２回（令和７年６月20・23日開催）　参加者数　141名

聴　覚　障　害：　開催回数　２回（令和７年６月20・23日開催）　参加者数　141名

肢 体 不 自 由：　開催回数　２回（令和７年６月20・23日開催）　参加者数　146名

補装具展示見学会　（本所及び別館）集合形式開催

補装具展示見学会（本所）：開催回数　1回（令和７年７月７日開催）参加者数　75名

（義肢装具・視覚、聴覚障害者用補装具）

補装具展示見学会（別館）：開催回数　1回（令和７年７月31日開催）参加者数　69名

（車椅子・電動車椅子・姿勢保持装置・重度障害者用意思伝達装置）

③ 補装具製作事業者に向けた情報提供

補装具製作事業者に対し補装具費支給制度の周知を図り、迅速かつ適正な補装具判定業務を実施するための情報提供をしている。

令和７年度実績

令和７年度基準改正を受け、各補装具について資料修正し、センターホームページ上に公開

（令和８年２月公開）
・視覚障害者用補装具　：眼鏡等
・聴覚障害者用補装具　：補聴器等
・肢体不自由者用補装具：義肢装具・車椅子等全般

④　補装具（視覚・聴覚）情報交換会の開催

各区市町村に出向き、関係職員と意見交換会を開催し、各補装具の特徴や支援方法等についての技術的支援を行っている。

令和７年度実績　開催回数１区1町に実施。参加者数計９名
11月14日　日の出町　参加者数　１名
11月21日　大田区　　参加者数　８名

⑤　自立支援医療（更生医療）事務説明会

区市町村の担当職員を対象に、自立支援医療（更生医療）に関する事務説明会を行っている。

令和７年度実績
本年度、参加申込、アンケートに電子申請を利用しオンライン開催リアルタイム配信
自立支援医療（更生医療）事務説明会（本所）　回数　２回
（令和７年５月19日午前・午後同内容にて2回配信）　参加者数125名

⑥　身体障害者手帳事務説明会

区市町村の関係職員を対象に、手帳交付に関する事務説明会を行っている。

令和７年度実績
資料は各区市町村に事前メール配信とし、オンライン開催
開催回数　１回（令和７年７月18日）　参加福祉事務所数　37事務所

⑦　全国身体障害者更生相談所長協議会の運営事務等

全国身体障害者更生相談所長協議会は、更生相談所相互の連絡を緊密にし、更生相談所業務の発展とその円滑な運営を期すことを目的に、全国の身体障害者更生相談所長によって組織され、センター所長が会長を務め、センターは事務局を担当している。

・総会　　年１回　令和７年７月11日開催（東京都）
前年度に引き続きオンラインによる開催となった。
（厚生労働省の行政説明は、全国知的障害者更生相談所長協議会と共催）

・役員会 年２回　第１回：令和７年７月11日開催（東京都）
第２回：令和８年２月19日開催（埼玉県）
第１回役員会は、総会と同日開催につき、総会の開催方法に伴いオンライン開催とした。
第２回役員会は、開催県の都合により、オンライン開催となった。

・関東甲信越地区所長協議会：年１回開催（茨城県）
地区内の全会員に、協議会の開催方法の希望調査を実施した結果、最も希望が多かった書面による開催となった。（令和７年10月21日地区内各更生相談所にメール配信）

・関東甲信越地区職員研究協議会：年１回開催（さいたま市）
前年度に引き続き対面により開催。（令和７年 10 月 24 日於：さいたま市大宮区役所会議室）出席した各更生相談所の専門職等から、テーマ毎に活発な発言、意見交換があり、近隣県の担当者同士の顔つなぎと共に、懸案事項に関する調査等の事前説明を兼ねた説明などもでき、有意義な情報交換を実施することができた。

・第３回身体障害者更生相談所職員向け講習会の開催
令和６年度の大規模基準改正に続き、令和７年度も、改正しきれなかった事項基準改正があったことから、補装具判定専門委員会の協力を得て、オンデマンド配信による第３回職員向け講習会を実施した。
配　信：令和８年３月15日（日曜日）から令和９年３月14日（日曜日）まで

テーマ：「告示改正後の基準表、指針、事務取扱要領の解釈と留意点について」
「判定困難事例と対応例の共有について」

(2) 知的障害関係

全国知的障害者更生相談所長協議会活動との連携

所長協議会は、更生相談所相互の連絡を緊密にし、更生相談所業務の発展とその円滑な運営を期すことを目的に、全国の知的障害者更生相談所長によって組織され、センター所長が会長を務めている。

また、平成21年度から毎年、全国知的障害者更生相談所長協議会として「療育手帳の法制化を求める要望書」を厚生労働省社会・援護局長宛に提出しており、平成26年度からは全国児童相談所長会と連名で提出している。

・総会　年１回：令和７年７月11日　オンライン開催（札幌市）
・幹事会 年２回　第１回：令和７年７月11日　オンライン開催（相模原市）
　　第２回：令和８年２月６日　オンライン開催（相模原市）
・新任職員研修会 年１回：令和７年９月１日から９月23日（沖縄県）まで
　　書面開催及びオンデマンド動画配信
・関東甲信越地区所長協議会　　年１回：令和７年12月　オンライン開催（新潟県）
・関東甲信越地区職員研究協議会 年１回：令和７年11月　書面開催（群馬県）
・厚労省への「療育手帳の法制化を求める要望書」提出　令和７年11月20日

９　本所と支所

表Ⅱ－１９　令和７年度　本所と支所とのセンター利用状況　（単位：件）

	障害別		処遇別			利用形態別					
	身体	知的	相談	判定	判定書交付	相談（電話）	来所	巡回	出張	書類	その他
本所	19,785	7,923	13,412	8,148	6,148	13,332	8,083	233	561	5,490	9
支所	5,964	5,343	4,339	4,213	2,755	4,278	4,922	136	76	1,895	0
計	25,749	13,266	17,751	12,361	8,903	17,610	13,005	369	637	7,385	9
合計	39,015		39,015			39,015					

（P.16 表Ⅱ-4「令和7年度　処遇別・利用形態別センター利用状況」の内訳を参照）

※「本所」には地域支援課分を含む。

表Ⅱ－２０　令和７年度　本所と支所の電話相談件数（課別）　（単位：件）

	合計	手帳	医療保健	補装具	職業	施設	生活	教育	その他
障害認定課	12,027	1,369	749	9,753	0	0	0	0	156
地域支援課	1,305	28	179	6	295	42	289	1	465
多摩支所	4,278	1,112	1	2,851	23	5	261	3	22
合計	17,610	2,509	929	12,610	318	47	550	4	643

※複数相談含む。

※P.16 表Ⅱ-4「令和7年度　処遇別・利用形態別センター利用状況」参照
※P.48 表Ⅲ-2「センター電話相談件数」参照

【地域支援課】

障害者総合支援法等関連研修（障害支援区分認定調査員研修、市町村審査会委員研修、相談支援従事者研修、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修）を実施し、障害福祉サービス等に必要な人材を育成している。

また、身体障害者福祉司と知的障害者福祉司を窓口として、区市町村等では解決が困難かつ高度で専門的な相談への支援を行うとともに、地域の障害者を対象とする相談機関やサービス提供機関に対して、障害者支援のノウハウの提供・研修等を実施し、関係機関職員のスキルアップを図るとともに、関係機関相互のネットワークづくりを推進している。

さらに、東京都自立支援協議会の事務局として、年２回の本会議のほか、自立支援協議会担当者連絡会、地域自立支援協議会交流会や東京都自立支援協議会セミナーの企画運営、「東京都内の自立支援協議会の動向」の作成などに取り組んでいる。

あわせて、東京都における高次脳機能障害支援拠点機関として、相談支援、ネットワーク、人材育成・広報普及啓発、社会生活評価プログラム及び就労支援の各事業を実施している。

１　障害者総合支援法等関連研修の実施（地域支援担当）

障害者総合支援法等関連研修を各事業の所管と連携し、研修内容の企画運営、受講者の決定・修了証書の発行等を行っている。サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修は業務の一部を委託して実施している。

また、相談支援従事者研修とサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修を安定的に実施できる人材を確保するため、演習指導者養成研修を東京都の単独事業として実施している。

令和７年度研修実績

講義はオンライン配信、演習は会場又はWeb会議システムを用いたオンライン形式で実施した。

	研修名	対象者	研修時期	修了者数
1	障害支援区分認定調査員研修	区市町村職員、区市町村から委託を受け認定調査を行う指定相談支援者等	講義（オンライン形式） ５月７日から 16 日まで配信	310
2	市町村審査会委員研修	区市町村から委嘱された審査会委員等	講義（オンライン形式） ５月７日から 16 日まで配信	115
3	相談支援従事者初任者研修	相談支援事業所（特定、一般及び障害児）の相談支援専門員となる者、指定重度包括支援事業所のサービス提供責任者となる者	講義２日、演習５日（演習は７回に分けて実施） ９月８日から１月 30 日まで	534
4	相談支援従事者現任研修	初任者研修の既受講者	講義１日、演習３日（演習は７回に分けて実施） ６月２日から８月 21 日まで	386

	研修名	対象者	研修時期		修了者数
5	相談支援従事者 主任研修	相談支援専門員の指導的立場となる者	講義・演習５日 ２月 17 日から３月４日まで		64
6	専門コース別研修 ①	相談支援専門員として実務を行っている者	講義（オンライン形式） ２月 16 日から 23 日まで配信		155
7	専門コース別研修 ②	現に相談支援業務に従事しており初任者研修の実習対応を行う者	講義・演習１日 ９月４日		29
8	相談支援従事者等研修演習指導者養成研修	東京都の実施する相談支援従事者研修の演習指導者を担う意思を有する者	講義・演習３日 ６月 10 日から２月 10 日まで		26
9	サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者 基礎研修	指定障害福祉サービス事業所のサービス管理責任者及び児童福祉法に基づく指定事業所の児童発達支援管理責任者となる者	第１回	講義３日、演習２日（演習は 16 回に分けて実施） ７月 23 日から 10 月９日まで	1,228
			第２回	講義３日、演習２日（演習は 10 回に分けて実施） 10 月 28 日から 12 月 24 日まで	726
10	サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者 実践研修	基礎研修の既受講者であって、基礎研修修了後 2 年以上の実務経験があり、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者として配置予定の者	講義１日、演習２日（演習は 14 回に分けて実施） 12 月 18 日から２月 27 日まで		1,074
11	サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者 更新研修	サービス管理責任者等としての要件である研修を修了しており、事業所に配置されている又は配置予定の者	講義１日、演習１日（12 回に分けて実施） ９月 30 日から 10 月 30 日まで		942
12	サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者専門コース別研修	令和７年度基礎研修受講者及び過去の研修修了者のうち、児童発達支援管理責任者として配置予定の者	講義（オンライン形式） ２月 16 日から 18 日まで配信		190
13	サービス管理責任者等研修演習指導者養成研修	東京都の実施するサービス管理責任者等研修の演習指導者を担う意思を有する者	講義・演習３日 ７月 22 日から１月 13 日まで		41

※ 障害者総合支援法等関連研修の推移については、参考資料（P53（4））を参照

令和７年度研修検討会実績

名　称	委員数	実施時期
相談支援従事者研修検討会	11 人	５月 21 日、８月８日、12 月 15 日、３月９日
サービス管理責任者等研修検討会	15 人	５月 15 日、８月 19 日、11 月 11 日、３月 13 日

２　身体障害者福祉司・知的障害者福祉司による専門相談等

(1) 専門相談

身近な地域では解決が困難かつ高度で専門的な相談（障害者手帳、補装具等障害認定・判定関係を除く。）について、身体障害者福祉司及び知的障害者福祉司を窓口として、センター内各課と連携し、助言や情報提供等の支援を行っている。

(2) 区市町村との連携及び情報提供等

①　業務説明会の開催

区市町村の新任職員を対象に、相談・判定等障害者福祉関係業務について、説明会を開催している。

＜令和７年度実績＞

知的・身体障害者担当新任職員業務説明会　参加者数197名（５月13日）

開催形式は、Web会議システムを用いたオンライン形式で実施した。

②　各障害者福祉司会等との連携

東京都身体障害者福祉司会幹事会、東京都知的障害者福祉司会幹事会及び東京都市障害担当係長連絡協議会等への参加など、区市町村の担当者との連絡調整、助言や情報提供等を行っている。

③　地域関係機関における困難事例への助言・協力（知的障害者福祉司）

区市町村が行っている相談支援のうち、複雑・困難な事例については、区市町村からの要請に基づいて、関係者会議に助言・協力する立場で参加している。また、病院、精神保健福祉センター、保健所、保護観察所、児童相談所、女性相談支援センターなどの各専門機関とも協働しながら、知的障害者（児）が抱える課題解決に向け区市町村支援に取り組んでいる。

④　ケースワーカー交流研修会の開催（知的障害者福祉司）

知的障害者福祉業務を担当して主に１～２年目となる区市町村のケースワーカーを対象に、日々の業務で直面している具体的な課題の解決と各区市町村職員間の交流を図ることを目的に、グループスーパービジョンの手法による研修会を開催している。

＜令和７年度実績＞

日時：令和７年12月５日

受講者数：39名、ファシリテーター７名

(3) 障害者支援施設等の利用調整

区市町村及び施設の代表者並びに当センター職員により構成される、東京都障害者支援施設利用調整会議（以下「利用調整会議」という。）や「都立障害者支援施設等の利用調整に関するガイドライン」運用検証会議（以下「運用検証会議」という。）において方針を決定した後、対象施設の利用調整事務説明会を開催している。

＜令和７年度実績＞

利用調整に関する会議

・利用調整会議（身体障害者）：（５月16日）

・運用検証会議（知的障害者）：第１回５月23日　第２回11月21日

利用調整事務説明会

・障害者支援施設（身体障害者）：オンライン開催
：参加者数83名（６月３日）

・都立障害者支援施設等（知的障害者）：オンライン開催
：参加者数88名（６月18日）

① 障害者支援施設（身体障害者）の利用調整（身体障害者福祉司）

利用希望者が利用可能人員を大幅に上回っている現状にあって、適正かつ円滑な施設利用を図るため、対象の障害者支援施設（21施設）の欠員が生じるごとに利用調整を行っている。

＜令和７年度実績＞

利用調整件数 44件（延べ73名）

利用調整件数の内訳（利用決定者数 33名　不調５件　未定６件）

② 都立障害者支援施設等（知的障害者）の利用調整（知的障害者福祉司）

平成23年８月１日から、都立障害者支援施設等の利用調整に関するガイドラインに基づき施設ごとに利用調整を行っている。

この中で知的障害者福祉司は、施設の利用決定過程の透明性及び公平性を確保するとともに円滑な施設利用のために、区市町村及び各施設に対して、利用調整に関する助言・協力を行っている。

また、各施設の利用調整会議に外部委員として参加し、運営に協力している（令和７年度は、７施設計17回参加）。

＜令和７年度実績＞

申込者数 （延べ）2,198名　利用決定者数29名

３ 東京都自立支援協議会（事業担当）

東京都自立支援協議会は、東京都自立支援協議会設置要綱に基づき、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができる地域社会を構築するため、相談支援体制をはじめとする障害保健福祉に関する方策を協議する場として設置している。（設置根拠：障害者総合支援法第89条の３）

なお、平成23年度までは障害者施策推進部計画課が事務局を所管していたが、平成24年度から当課に所管が移行し、当センターの地域支援課が事務局を担っている。

第９期：令和７年度及び８年度（委員20名）

テーマ：合理的配慮により当事者参画を推し進め、都全体の相談支援体制拡充のため協議会間の連携を図る。

令和７年度活動方針：当事者が望む地域生活を支える相談支援とは何かを考える。

(1) 本会議

第１回　開催日：令和７年６月13日（会場開催）

第２回　開催日：令和８年２月４日（会場開催）

(2) 自立支援協議会担当者連絡会

地域自立支援協議会間のつながりをつくり、先進的な取組を共有することで、協議会活動の一層の活性化を図ることを目的に、令和５年度から実施した。

第１回　開催日：令和７年７月10日（オンライン開催）

第２回　開催日：令和７年10月15日（オンライン開催）

(3) 地域自立支援協議会交流会

開　催　日：令和７年８月26日
場　　所：東京都社会福祉保健医療研修センター
参 加 者 数：89名
テ　ー　マ：当事者が望む地域生活を支える相談支援とは何かを考える。
プログラム：第一部：話題提起・トークセッション
第二部：グループ討議
第三部：全体発表

(4) 東京都自立支援協議会セミナー

開　催　日：令和７年12月12日
動 画 配 信：令和７年12月25日から令和８年１月15日まで
場　　所：東京都庁第一本庁舎５階大会議場
参加対象者：一般都民、障害当事者・家族、地域自立支援協議会委員・事務局関係者、区市町村職員、相談支援事業所職員、障害者支援に携わる者等
参 加 者 数：会場参加者　　178 名
動画配信希望者 429 名
テ　ー　マ：当事者が望む地域生活を支える相談支援とは何かを考える。
プログラム：第一部　基調講演「相談支援の現在地とこれから～当事者の“こう暮らしたい”に寄り添う地域づくりを目指して～」
第二部　パネルディスカション

(5) その他普及啓発

「令和７年度版　東京都内の自立支援協議会の動向」発行、ホームページ掲載等による情報発信

４　区市町村・関係機関等への技術的支援

(1) 地域関係機関･団体からの依頼に基づく支援（地域支援担当･高次脳機能障害者支援担当）

地域で障害者支援を担う機関・団体に対して、障害者支援に関する知識・情報の提供や技術的支援を行うことで、障害者へのサービスの充実と支援技術の向上を図り、障害者の自立と社会参加の増進に寄与することを目的としている。

表Ⅱ－２１　令和７年度支援内容の状況

担当	内容	件数
地域支援担当	当事者向け「対人関係学習会」等	２２
高次脳機能障害者支援担当	高次脳機能障害の基礎知識等	８
合　計		３０

(2) 地域関係機関職員向け研修等（地域支援担当）

障害者支援に関わる区市町村等関係機関職員を対象とした研修や講習会等を実施し、人材育成と支援ネットワークの構築に取り組んでいる。

令和７年度地域関係機関職員向け研修実績

研修名 （実施時期）	対象	目的・内容
機能訓練事業者懇談会 （令和７年12月18日）	・機能訓練事業所職員 （24人）	都内で実施の少ない機能訓練事業について、事業実施に必要な知識及び技術、事業者や専門機関の意見交換の機会を提供する。

(3) 障害理解の促進（事業担当・地域支援担当）

① 実習生等の受入れ

都内の大学等教育機関や養成施設等において障害者福祉に関する学科を専攻する者、都内の行政機関、社会福祉施設、相談機関、サービス提供機関等において障害者福祉に関する業務に従事する者を対象に、実習生等として受け入れている。

＜令和７年度実績＞

社会福祉士　２校３名　９日間

② 見学者の受入れ

センターの業務内容を紹介し、障害者福祉への理解の促進を図っている。

＜令和７年度実績＞

令和７年度は見学者受け入れの実績なし。

③ 障害者接遇研修と障害理解への普及啓発の取組

障害の疑似体験（実技）を通して障害の特性と様々な不自由さを理解し、適切な接遇ができるように、都職員、区市町村・関係機関職員、公益団体職員等を対象として障害者接遇研修に職員を派遣している。

障害者接遇研修	対象者	年月日	参加者数	実施形式
福祉局・保健医療局・東京都立病院機構合同接遇研修（主催：（公財）東京都福祉保健財団）	福祉局・保健医療局・東京都立病院機構職員	令和７年７月15日 令和８年２月10日	参加者 延べ67名	会場開催

④ リーフレット「障害の理解のために」の作成

障害種別(視覚障害・聴覚障害・肢体不自由・精神障害・内部障害・知的障害・高次脳機能障害）ごとにイラストを用いてわかりやすく説明したリーフレットを作成し、ホームページに掲載している。

（掲載事例：障害のある方が地域生活の中で必要としている配慮、街中で気づいてほしい心遣い、職場でともに働くために求められる配慮等の事例等）

⑤ 災害時初動行動マニュアルの作成

障害種別（目の不自由な方・耳の不自由な方・知的障害のある方・高次脳機能障害のある方）ごとに作成し、ホームページに掲載している。

（掲載事例：障害のある方やその家族が災害発生時に適切な行動をとり、自らを守り、必要な支援が受けられるよう、障害特性に着目した情報をまとめたマニュアル）

５　高次脳機能障害者支援・就労支援

センターは、平成18年11月から、高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業（障害者総合支援法第78条に基づく都道府県地域生活支援事業）の支援センターとなっており、４名の支援コーディネーターを配置し、「相談支援」、「支援ネットワーク構築」、「人材育成、広報・普及啓発」、「高次脳機能障害者のための社会生活評価プログラム」「高次脳機能障害者のための就労準備支援プログラム」の各事業を実施している。

(1) 相談支援（高次脳機能障害者支援担当）

高次脳機能障害者相談窓口において、本人や家族及び関係機関職員等からの相談を受け付け、助言・情報提供を行っている。

令和７年度の相談受付件数は401件であり、そのうち新規相談件数は274件、２回目以降の継続相談件数は127件である。

新規相談について見ると、相談者は、本人、親族で半数以上を占め、次いで、医療機関が多い（表Ⅱ-22参照）。また、サービスの利用に関する相談が多く、相談内容に応じて、助言・情報提供などの対応を行っている（表Ⅱ-23参照）。

※高次脳機能障害に関する相談者の属性等については、参考資料（P.55（5））を参照

表Ⅱ－２２　令和７年度新規相談件数内訳

相談者	件数	（構成比）
親族	100	(37%)
本人	67	(25%)
医療機関	36	(13%)
相談支援機関	17	(6%)
行政機関	15	(5%)
障害福祉施設	6	(2%)
介護保険機関	4	(1%)
就労支援機関	3	(1%)
教育機関	0	(0%)
その他・不明	26	(10%)
計	274	(100%)

表Ⅱ－２３　令和７年度新規相談内容と対応

相談内容	件数
サービスの利用	145
医療	106
就労	68
生活上の困難等	41
障害の理解等	38
その他	7
計	405

※　新規相談 274 件の相談内容。１件につき複数の相談内容が計上されているものもある。

対応	件数
助言	273
情報提供	157
他機関紹介	1
その他（カウンセリング等）	0
センター内他部署紹介	2
計	433

※　新規相談 274 件の対応内容
※　可能な限り地域関係機関の相談窓口を紹介して、必要に応じて協働して支援している。

(2) 支援ネットワーク構築（高次脳機能障害者支援担当）

① 高次脳機能障害者相談支援体制連携調整委員会（事務局：当センター、障害者施策推進部精神保健医療課）

年２回開催し、学識経験者、医療機関、教育関係機関、就労支援機関、福祉関係機関、区市町村、当事者団体等により、事業実施上の課題の検討、各機関の取組状況の把握と連携方法の検討を行っている。

＜令和７年度実績＞

第１回　令和７年７月23日（オンライン開催）

第２回　令和８年２月13日（オンライン開催）

② 専門的リハビリテーションの充実事業への支援

精神保健医療課所管の専門的リハビリテーションの充実事業（12圏域で実施）の企画・調整、連絡会出席等の協力を行うとともに、年１回の圏域情報交換会に参加している。

圏域情報交換会開催日　令和７年11月17日

図Ⅱ－６　専門的リハビリテーションの充実事業 二次保健医療圏域と受託医療機関

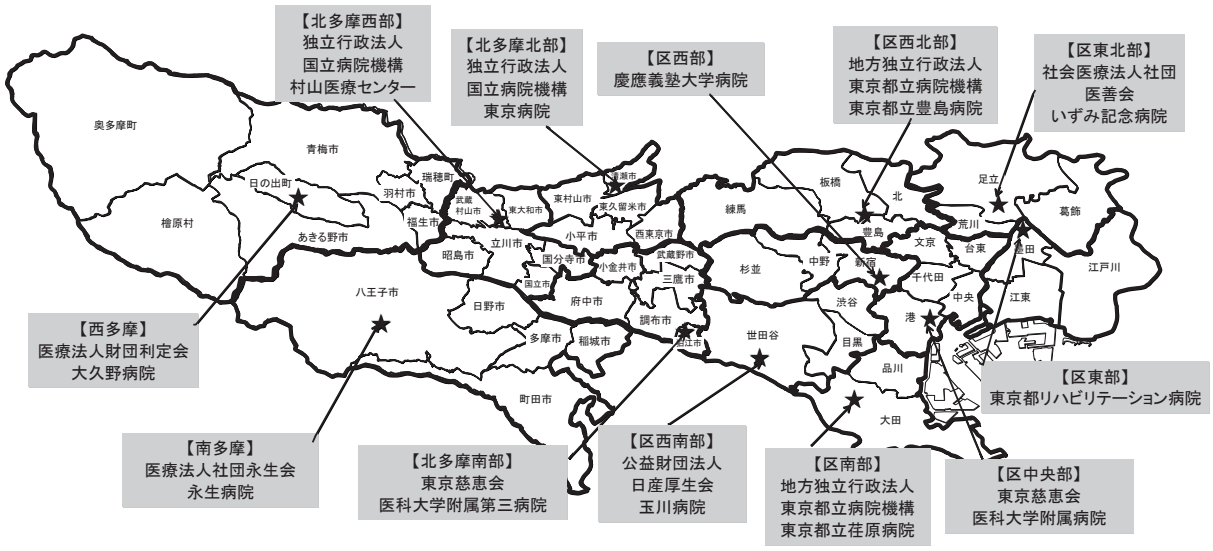

③ 区市町村高次脳機能障害者支援促進事業への支援

区市町村単位のネットワーク支援として、区市町村主催の連絡会に出席等している。

＜令和７年度実績＞

24区市

(3) 人材育成、広報・普及啓発（高次脳機能障害者支援担当）

① 講演会、研修会等の開催

事　　項	対象者	内　容	年月日等	備考
高次脳機能障害者相談支援員連絡会	相談支援実務担当者	・東京都障害者施策推進部精神保健医療課からの報告 ・東京都心身障害者福祉センターからの報告・情報提供 ・情報提供 【区東部】東京都リハビリテーション病院 「地域との連携した取組について」 【区西北部】地方独立行政法人東京都立病院機構東京都立豊島病院 「区市町村高次脳機能障害者支援員との交流・意見交換を通した支援の取組について」	第１回 令和７年６月26日 （支援促進事業支援員連絡会） オンライン開	参加者 第１回 45区市町 113名
		・東京都障害者施策推進部精神保健医療課からの報告 ・東京都心身障害者福祉センターからの報告・情報提供 ・情報提供 東京障害者職業能力開発校 「就業支援科からの連続受講制度拡大について」 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構障害者職業総合センター 「高次脳機能障害支援プログラムについて」 ・グループ討議 テーマ：それぞれの地域で困っていること等	第２回 令和７年12月18日 （相談支援員連絡会） 集合開催	参加者 第２回 40区市 61名
相談支援研修会（第１回）	相談支援従事者等	・講演（テーマ：高次脳機能障害の基礎知識）	①令和７年７月30日 オンライン開催 ②令和７年８月19日 から９月９日まで 録画配信	参加者 ①140名 ②422名
相談支援研修会（第２回）	相談支援従事者等	・講演（テーマ：高次脳機能障害のある方の意思決定支援について） ・トークセッション（テーマ：高次脳機能障害のある方が自分らしく生きる自立とは）	令和７年10月21日 集合開催	申込み者 159名
小児の高次脳機能障害に関する研修会	教育関係者等	・講演「小児期の高次脳機能障害の理解と対応」 ・トークセッション「高次脳機能障害の私から届けたい（伝えたい）こと」	令和７年８月15日から ８月31日まで 録画配信	申込み者 479名

② リーフレット等の作成・ホームページへの掲載（高次脳機能障害者支援担当）

・高次脳機能障害者地域支援ハンドブック（改訂第六版）（令和５年３月）
・高次脳機能障害の理解と支援の充実をめざして2025年版（令和７年３月）
・リーフレット「もしかしたらお子さんは高次脳機能障害かもしれません」（令和６年３月）
・ポスター「高次脳機能障害普及啓発」（令和６年３月）
・「とうきょう高次脳機能障害インフォメーション」
https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/shisetsu/jigyosyo/shinsho/kojino
内容：高次脳機能障害とは、相談窓口一覧、受入れ可能な通所施設一覧、対応できる医療機関一覧、当事者・家族会一覧、セミナー等開催情報　等

(4) 高次脳機能障害者のための社会生活評価プログラム（就労支援担当）

自立した社会生活や就労（福祉的就労を含む。）などの社会参加を目指している高次脳機能障害者に対して、地域の支援機関（就労支援センター、福祉事務所、就労支援事業所等）からの依頼に基づき、作業能力面、生活管理面、対人技能面及び障害理解面を中心に評価を行っている。利用期間は原則４か月で、プログラム終了後のアフターフォローも必要に応じて実施している。（平成24年10月開始）

【個別課題】

① 作業課題（事務処理作業：パソコン、計算、事務補助作業、軽作業、創作作業）
② 認知課題（計算、書字、学習課題、その他）
③ 生活管理（時間管理、健康管理、金銭管理、メモリーノート・代償手段の使用）
④ 環境評価（自宅、通所事業所等への訪問など、個々の必要に応じて対応）

【グループワーク】

① 朝、帰りのミーティング（タイムカード、スケジュールの確認、メモリーノートの活用支援等）
② スポーツ系課題（ストレッチ、卓球（サウンドテーブルテニス）、ボッチャ等）
③ 学習系課題（食生活、身だしなみ、ストレス、記憶等）
④ コミュニケーション（社会生活技能訓練、スピーチ、ゲーム等）

＜令和７年度実績＞

利用者数　４名（うち新規利用者数４名、終了者数３名）

表Ⅱ－２４　令和７年度社会生活評価プログラム終了時の状況

終了者数	終了者の状況					
	復職・新規就職	職業訓練	求職活動	通所先	在宅	その他
3	0	0	0	2	0	1

(5) 高次脳機能障害者のための就労準備支援プログラム（就労支援担当）

就労（福祉的就労を含む。）を希望する高次脳機能障害者に対して、地域の支援機関（就労支援センター、福祉事務所、就労支援事業所等）からの依頼に基づき、職業評価、高次脳機能障害評価、作業課題による評価、就労準備講習会などを組み合わせたプログラムを提供するとともに、それぞれの職業的課題を明らかにし、幅広い「職業生活」の実現を目指している。利用期間は原則６か月で、プログラムをとおして、支援機関が行う一般就労のための求職支援、定着支援、復職支援又は地域での福祉的就労の実現をサポートしている。（平成19年９月開始）

評価項目

【基礎課題】

① 職業適性検査　② 漢字テスト　③ 電卓計算（見取り算）　④ 心理検査

【作業課題】

① パソコン課題（ワード・エクセル等）　② 電卓計算（集計課題等）　③ 電話応対

④ 郵便仕分、物品品出し・棚入れ、ボールペン組立等の作業

＜令和７年度実績＞

利用者数　14名（うち新規利用者数８名、終了者数10名）

表Ⅱ－２５　令和７年度就労準備支援プログラム終了時の状況

終了者数	終了者の状況					
	復職・新規就職	職業訓練	求職活動	通所先	在宅	その他
10	2	0	1	5	0	2

(6) 就労支援（就労支援担当）

障害者の就労面と生活面を一体的に支援するために、都では、「区市町村障害者就労支援事業」を実施し、区市町村を主体とした障害者の就労支援に取り組んでいる。

センターでは、こうした区市町村の取組を技術的に支援することを目的として、就労支援を展開している。

① 専門相談

区市町村及び地域の就労支援機関からの知的障害者や視覚障害者、聴覚障害者、脳血管障害などによる肢体不自由者、高次脳機能障害者の就労支援に関する相談に幅広く対応している。

② 職業（職能）評価

区市町村や障害者の就労支援機関、学校からの依頼に基づき、知的障害者や視覚障害者、聴覚障害者、脳血管障害などによる肢体不自由者、高次脳機能障害者の職業能力や職業適性などの評価を実施している。

評価内容：基礎能力評価、作業評価、心理評価、職業適性検査等

評価期間：知的障害者・特別支援学校生徒　概ね５日間

その他の障害者　20回を基準に個別に設定

表Ⅱ－２６　令和７年度職業相談件数

相談者	総件数		障害種別等による内訳															
			知的障害者		身体障害者										精神障害（高次脳機能障害等）		その他	
					視覚障害		聴覚障害		言語障害		肢体不自由		内部障害					
		電話		電話		電話		電話		電話		電話		電話		電話		電話
福祉事務所	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2
就労支援センター	52	44	2	1	0	0	0	0	0	0	17	15	0	0	13	10	20	18
学　　校	2	2	0	0	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他関係機関	65	57	1	1	0	0	0	0	0	0	12	9	1	1	22	20	29	26
ハローワーク	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	1
本人・家族	30	24	0	0	2	2	0	0	1	0	5	2	2	2	12	10	8	8
そ　の　他	30	26	1	1	0	0	0	0	2	1	0	0	0	0	8	7	19	17
計	184	156	4	3	3	3	1	1	3	1	34	26	3	3	56	47	80	72

※　「その他関係機関」…通所施設、障害者センター、職業センター、病院等

※　相談件数184件中、高次脳機能障害に関する相談は165件（うち電話件数138件）

※　障害の分類は、相談者が上げた主たるものを一つだけ計上

令和７年度　職業（職能）評価件数

高次脳機能障害者を対象に実施した。

利用者数　６名（うち新規利用者数５名、終了者数４名）

③　就労支援担当業務説明会の開催

地域の就労支援機関の方を対象に、職業（職能）評価や当センターの就労準備支援プログラム、社会生活評価プログラムについて説明し、障害者の就労支援として活用していただくこと及び就労支援技術の共有化やその向上を図るために、就労支援担当業務説明会を開催している。（社会生活評価プログラムについては、P. 38 参照）

＜令和７年度実績＞

開催日：令和７年 11 月 20 日（集合形式）

開催場所：東京都多摩障害者スポーツセンター

参加者：20 機関（障害者就労支援センター、ハローワーク、保健所等）22 名

④　就労準備講習会（特別版）の開催

就労準備支援プログラム及び社会生活評価プログラムの利用者を対象に、就労に向けた支援の一環として定期的に就労準備講習会を実施しているほか、利用者に加えて、プログラム終了者、地域の障害者就労支援機関等の関係職員にも対象を広げ、就労準備講習会（特別版）を年１回開催している。

＜令和７年度実績＞

地域の障害者就労支援機関の関係職員等を対象に実施した。

開催日：令和８年２月26日（集合形式）

開催場所：12階研修室１・２

テーマ：高次脳機能障害の方の就労について

出席者：72名（地域の障害者就労支援機関の関係職員等、プログラム利用者、職員含む。）

【多摩支所】

多摩地域の障害者の利便を図るため、昭和59年４月に設置された。

障害者総合支援法の規定を踏まえ、更生相談所として主に身体障害者を対象とした補装具の判定と知的障害者を対象とした愛の手帳等の判定に係る業務を行っている。

また、障害認定課及び地域支援課と連携し、各種講習会、説明会等を開催することにより多摩地域の市町村障害福祉担当課等の職員に対する支援の強化を図るとともに、多摩地域の保健医療機関、障害者就労支援機関等との連携を深め、ネットワークづくりを推進している。

１　管轄区域

多摩地域の障害者の利便を図るために設置しているが、交通の利便性、利用目的等により、特別区に居住する障害者も障害判定等で支所を利用できる。

２　判定の予約受付業務

区市町村障害福祉担当課から補装具費の支給に当たっての判定の依頼を受け付けている。

また、知的障害者を対象とした愛の手帳の判定を希望する人から電話により予約を受け付けている。

表Ⅱ－２７　障害認定・判定業務　標準週間日程（支所）

◆身体障害関係　　**令和８年４月１日現在**

区分			月	火	水	木	金
補装具	肢体不自由		（書類審査等）	（書類審査等）	上肢･下肢装具 義手・義足 車椅子等 電動車椅子 姿勢保持装置	上肢･下肢装具 義手 車椅子等 電動車椅子 姿勢保持装置	上肢･下肢装具 義手・義足 車椅子等 電動車椅子 姿勢保持装置
	聴覚障害		（書類審査等）	（書類審査等）	（書類審査等）	補聴器▲	（書類審査等）
重度心身障害者手当			所内又は出張判定	所内又は出張判定	（書類審査等）	（書類審査等）	（書類審査等）
判定会議		午後	（書類審査等）	補装具判定会議 (本所)	（書類審査等）	（書類審査等）	（書類審査等）

※　▲は隔週

※　視覚障害者の弱視眼鏡等の補装具に関しては、本所でまとめて判定している。

◆知的障害関係　　**令和８年４月１日現在**

区分		月	火	水	木	金
愛の手帳（18歳以上）	午前	所内判定	所内判定	所内判定	所内判定	所内判定
	午後		（書類審査等）			
重度心身障害者手当	午前	（書類審査等）	（書類審査等）	所内判定	所内判定	所内判定
	午後		所内判定	（書類審査等）	所内判定	
判定会議	午後	（書類審査等）	（書類審査等）	愛の手帳 判定会議	（書類審査等）	（書類審査等）

3　障害認定

(1) 身体障害者更生相談所としての判定

①　補装具費支給の要否判定及び適合判定

肢体不自由者の車椅子、義肢、装具、姿勢保持装置、重度障害者用意思伝達装置、聴覚障害者の補聴器などの要否の判定及び処方と適合の判定を行っている。(判定の流れは、P.18 図Ⅱ－2を参照)

令和７年度実績（支所のみ）　判定件数 1,995件（肢体不自由 1,990件、聴覚５件）

※本所との合計数は、P.17表Ⅱ－５を参照。

②　児童補装具に関する助言

区市町村の求めに応じて、児童補装具に関する技術的な助言を行っている。

令和７年度実績（支所のみ）　判定件数 ７件　（肢体不自由　７件）

※本所との合計数は、P.18 ２(3)を参照。

③　東京都重度心身障害者手当の判定

東京都重度心身障害者手当の受給資格の認定を受けようとする者について、条例で定める程度の障害の状態にあるか否かについて判定を行っている。

※本所との合計数は、P.20表Ⅱ－８を参照。

④　障害者総合支援法に規定されている区市町村に対する援助

区市町村の求めに応じて、区市町村が行う介護給付費等の支給決定や障害支援区分の認定等に関して、障害者総合支援法第22条及び第26条並びに第51条の７及び第51条の11に規定する援助を行っている。(P.18　２(5)「障害者総合支援法に規定されている区市町村に対する援助」を参照)

(2) 知的障害者更生相談所としての判定

①　愛の手帳交付のための判定

都内に居住する愛の手帳の交付及び更新に係る判定を希望される方（18歳以上）について、来所、出張等により、医学的判定、心理学的判定等を行った上で、障害の有無や程度の総合判定を行っている。(判定の流れは、P.25 図Ⅱ－４参照)

令和７年度実績（支所のみ）判定件数 974件（新規 257件、更新 692件、程度変更 25件）

※本所との合計件数は、P.18表Ⅱ－６参照

また、児童相談所による判定の結果、既に愛の手帳を交付されている方が、18歳到達時の更新判定を申請される場合に、障害者の利便性を考慮して、平成18年度から、市町村の会場に出向き、障害程度が重度（愛の手帳１・２度）の手帳所持者に限定した「巡回集合判定」を実施し、判定の促進に努めている。

令和７年度実績（支所のみ）　巡回集合判定　11市　68人（延べ11回）

判定予定者の人数により複数市での合同開催や１市での複数回開催を行っている。

※本所との合計件数は、P.19表Ⅱ―７参照

②　東京都重度心身障害者手当の判定

東京都重度心身障害者手当の受給資格の認定を受けようとする者について、条例で定める程度の障害の状態にあるか否かについて判定を行っている。

令和７年度実績（支所のみ）　判定件数　新規196件　現況59件

※上記(1)③による判定を含む。

※本所との合計数は、P.20表Ⅱ－８を参照

③　東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金の最重度障害者加算対象者の確認審査

施設に入所している最重度知的障害者へのサービス向上のため、平成16年度に都独自の最重

度障害者加算の認定制度が創設された。障害者施策推進部からの依頼を受けて、最重度障害者加算対象者の確認審査を本所と協働して実施している。

令和７年度実績（支所のみ）７件　４施設

※本所との合計件数は、P.20表Ⅱ―９参照

④　生活実習所運営経費補助金に係るサービス水準維持経費補助対象者の審査・判定

令和７年度実績（支所のみ）10件　２施設

⑤　障害者総合支援法に規定されている区市町村に対する援助

区市町村の求めに応じて、区市町村が行う介護給付費等の支給決定や障害支援区分の認定等に関して、障害者総合支援法第22条及び第26条並びに第51条の７及び第51条の11に規定する援助を行っている。（P.18　２(5)「障害者総合支援法に規定されている区市町村に対する援助」を参照）

表Ⅱ－２８　令和７年度　判定・診断件数の状況（支所）　（単位：件）

身体障害	補装具判定(適合判定除く。)	1,398
	補装具適合判定	597
	身体手帳診断	0
	重度手当判定（現況判定含む。）	23
	その他の判定	0
	身　体　計	2,018

知的障害	愛の手帳	新　規	257
		更　新	692
		程度変更	25
		小　計	974
	その他	重度手当判定（現況判定含む。）	232
		その他の判定（最重度障害者加算）	17
		小　計	249
	知　的　計		1,223

身体・知的　合計	3,241

４　地域支援

(1) スキルアップ

多摩地域市町村の障害福祉担当課等に対し、障害認定課及び地域支援課と連携して専門的な知識や情報の提供などの支援を行っている。多摩支所においては、①から③までの説明会、講習会の資料作成や講義、運営補助等を行った。

このほか、地域支援課が受け入れる実習生の受け入れの際は、多摩支所において講義を行うなど協力を行った。

①　知的・身体障害者福祉担当新任職員業務説明会　令和７年５月13日　オンライン実施

②　補装具判定に関する講習会（聴覚・視覚・肢体）令和７年６月20・23日　オンライン実施

③　補装具判定に関する講習会（機器展示）　令和７年７月７・31日　集合形式実施

(2) 情報交換

多摩地域で開催される様々な行政機関等の会議に支所の職員が出席し、相互に必要とする情報を交換している。

① 多摩地域特別支援学校担当者連絡会（令和７年７月８日）

② 東京都市障害担当係長連絡協議会（年４回）

５　障害に関する相談

障害者本人又は家族及び多摩地域市町村からの障害者の生活、職業、補装具等の各種相談に応じている。就労に向けた精密な職能評価が必要な場合や専門的支援が必要な高次脳機能障害等に関する相談があった場合は、本所の関係各課及び東京障害者職業センター等を案内している。

※電話相談件数については、P. 28表Ⅱ－20「令和７年度本所と支所の電話相談件数（課別）」参照

表Ⅱ－２９　令和７年度　相談状況（支所）

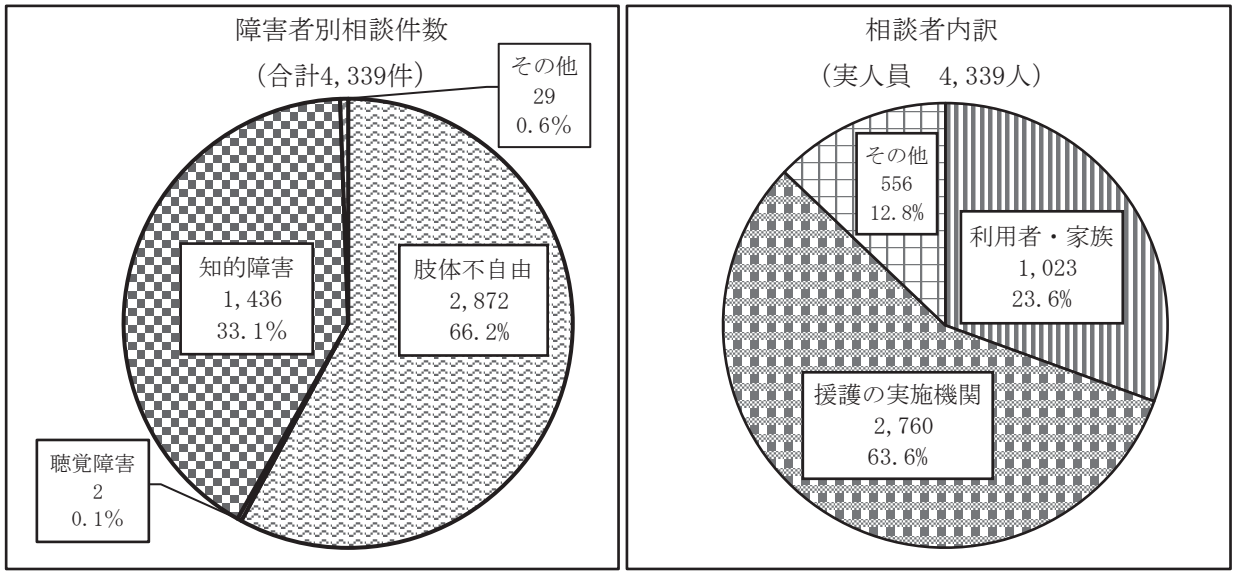

※複数相談を含む。

※「障害別相談件数」は、電話相談4, 278件と来所相談等61件の内訳である。（P. 16表Ⅱ-4参照）

Ⅲ 参 考 資 料

1　統　　計

(1) 相談・判定状況

表Ⅲ－１　センター相談・判定・判定書（意見書）等交付状況　　（単位:人、件）

		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	身体障害	知的障害
取扱実人員(人)		8,604	9,133	9,939	9,314	9,576	9,825	6,493	3,332
合計（件）		**30,922**	**32,380**	**35,318**	**33,941**	**36,525**	**39,015**	25,749	13,266
相談	手帳	1,398	1,776	3,345	2,885	2,564	2,550	43	2,507
	医療保健	1,149	1,264	1,170	947	1,021	936	935	1
	補装具	7,196	8,053	7,993	8,179	10,483	12,635	12,635	0
	職業	455	368	627	470	408	349	325	24
	施設	163	53	114	65	48	53	50	3
	生活	642	527	509	469	466	578	304	274
	教育	0	1	1	0	1	5	1	4
	その他	813	769	693	773	728	645	300	345
	計	**11,816**	**12,811**	**14,452**	**13,788**	**15,719**	**17,751**	14,593	3,158
判定	医学的判定	8,676	8,986	9,538	9,156	9,429	9,603	6,650	2,953
	心理学的判定	2,376	2,316	2,575	2,424	2,489	2,597	－	2,597
	職能的判定	0	0	6	6	13	13	13	0
	その他の判定	164	162	163	176	161	148	148	0
	計	**11,216**	**11,464**	**12,282**	**11,762**	**12,092**	**12,361**	6,811	5,550
判定書（意見書）等交付	手帳	2,274	2,215	2,524	2,466	2,417	2,497	3	2,494
	補装具	3,717	3,866	3,990	3,675	4,123	4,163	4,163	0
	自立支援医療（更生医療）	160	183	168	169	156	156	156	－
	障害支援区分	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	1,739	1,841	1,902	2,081	2,018	2,087	23	2,064
	計	**7,890**	**8,105**	**8,584**	**8,391**	**8,714**	**8,903**	4,345	4,558

※　取扱実人員（人）は、電話相談をのぞく。

※　障害認定課、地域支援課、多摩支所の合計件数

表Ⅲ－２　センター電話相談件数

（単位:件）

	合計	手帳	医療保健	補装具	職業	施設	生活	教育	その他
令和2年度	11,732	1,398	1,144	7,180	445	145	622	0	798
令和3年度	12,725	1,772	1,263	8,033	359	52	492	1	753
令和4年度	14,006	2,995	1,163	7,971	611	110	471	1	684
令和5年度	13,640	2,833	939	8,157	444	65	434	0	768
令和6年度	15,549	2,530	1,005	10,446	365	43	436	1	723
令和7年度	17,610	2,509	929	12,610	318	47	550	4	643
身体障害	14,508	39	928	12,610	295	44	291	1	300
知的障害	3,102	2,470	1	0	23	3	259	3	343

※　更生相談所業務以外の相談業務を含む。

※　P16表Ⅱ－４「令和７年度　処遇別・利用形態別センター利用状況」の電話件数参照。

表Ⅲ－３　利用形態別センター利用状況（取扱実人員）

（単位:人）

	合計	来所(本所)	来所(支所)	巡回	出張	書類	その他
令和2年度	8,604	2,848	1,737	269	271	3,468	11
令和3年度	9,133	3,154	1,897	239	263	3,568	12
令和4年度	9,939	3,449	2,504	273	278	3,427	8
令和5年度	9,314	3,163	2,219	189	293	3,447	3
令和6年度	9,576	3,203	2,174	267	251	3,675	6
令和7年度	9,825	3,248	2,232	255	268	3,819	3
身体障害	6,493	1,684	1,118	25	162	3,501	3
知的障害	3,332	1,564	1,114	230	106	318	0

※　取扱実人員（人）は、電話相談をのぞく。

表Ⅲ－４　補装具判定の実施状況

（単位:件）

	令和 ２年度	令和 ３年度	令和 ４年度	令和 ５年度	令和 ６年度	令和 ７年度
合計	**5,804**	**5,948**	**6,275**	**5,993**	**6,307**	**6,446**
本所	4,147	4,297	4,438	4,210	4,488	4,451
多摩支所	1,657	1,651	1,837	1,783	1,819	1,995
肢体不自由	4,854	4,981	5,265	5,021	5,347	5,469
本所	3,214	3,344	3,443	3,250	3,538	3,479
多摩支所	1,640	1,637	1,822	1,771	1,809	1,990
視覚障害	24	48	33	34	33	31
本所	24	48	33	34	33	31
多摩支所	－	－	－	－	－	－
聴覚障害	926	919	977	938	927	946
本所	909	905	962	926	917	941
多摩支所	17	14	15	12	10	5

※　適合判定を含む。

表Ⅲ－５　愛の手帳判定の実施状況　（単位:件）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
合計	**2,336**	**2,267**	**2,539**	**2,378**	**2,432**	**2,539**
本所	1,379	1,422	1,518	1,438	1,523	1,565
多摩支所	957	845	1,021	940	909	974
新規	603	661	805	771	732	771
本所	352	416	504	510	504	514
多摩支所	251	245	301	261	228	257
更新	1,658	1,520	1,649	1,507	1,588	1,675
本所	988	948	962	866	959	983
多摩支所	670	572	687	641	629	692
程度変更	75	86	85	100	112	93
本所	39	58	52	62	60	68
多摩支所	36	28	33	38	52	25

※　巡回集合判定、巡回相談、出張判定、書類判定を含む。

表Ⅲ－６　最重度障害者加算対象者確認審査の実施状況　（単位:件、施設）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
件数	**71**	**41**	**45**	**45**	**51**	**48**
本所	35	34	34	35	30	41
多摩支所	36	7	11	10	21	7
合同	0	0	0	0	0	0
施設数	**23**	**19**	**25**	**25**	**28**	**25**
本所	14	15	19	19	21	21
多摩支所	9	4	6	6	7	4
合同	0	0	0	0	0	0

※　入所施設に係る件数である（通所施設分は含まない）。

(2) 重度心身障害者手当支給等状況

表Ⅲ－７　重度心身障害者手当受給者及び申請者の状況　（単位:人、件）

区　分	受給者数（人）	申請者の状況（件）										
		該当				非該当				合計	取下（内数）	却下（内数）
		１号	２号	３号	小計	１号	２号	３号	小計			
令和２年度末	9,356	123	104	88	315	96	27	64	187	502	10	0
令和３年度末	9,320	170	220	73	463	168	36	77	281	744	37	0
令和４年度末	9,188	144	146	92	382	137	33	62	232	614	32	0
令和５年度末	9,054	120	160	90	370	130	29	93	252	622	33	0
令和６年度末	8,891	147	160	89	396	178	34	74	286	682	28	0
令和７年度末	8,767	155	143	101	399	139	24	80	243	642	36	0

※　現況判定を除く

(3) 手帳交付状況

① 身体障害者手帳

表Ⅲ－８　身体障害者手帳交付状況（新規／障害別）　（単位:件）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
視覚障害	**1,370**	**1,490**	**1,619**	**1,441**	**1,584**	**1,619**
東京都分（八王子市除く。）	1,280	1,408	1,522	1,362	1,519	1,553
八王子市	90	82	97	79	65	66
聴覚・平衡機能障害	**1,787**	**2,037**	**2,220**	**2,437**	**2,619**	**2,966**
東京都分（八王子市除く。）	1,677	1,913	2,084	2,264	2,433	2,755
八王子市	110	124	136	173	186	211
音声・言語・そしゃく機能障害	**450**	**431**	**391**	**402**	**390**	**410**
東京都分（八王子市除く。）	432	417	379	386	373	401
八王子市	18	14	12	16	17	9
肢体不自由	**5,455**	**5,460**	**5,542**	**5,827**	**5,949**	**6,049**
東京都分（八王子市除く。）	5,200	5,255	5,321	5,593	5,713	5,776
八王子市	255	205	221	234	236	273
内部障害　計	**11,730**	**11,830**	**11,574**	**11,817**	**11,867**	**12,594**
東京都分（八王子市除く。）	11,204	11,307	11,004	11,269	11,292	12,049
八王子市	526	523	570	548	575	545
心臓機能障害	4,136	4,302	4,257	4,533	4,674	5,343
東京都分（八王子市除く。）	3,960	4,132	4,057	4,326	4,458	5,130
八王子市	176	170	200	207	216	213
じん臓機能障害	3,582	3,566	3,377	3,256	3,211	3,138
東京都分（八王子市除く。）	3,440	3,416	3,209	3,122	3,058	3,013
八王子市	142	150	168	134	153	125
呼吸器機能障害	575	606	642	644	711	626
東京都分（八王子市除く。）	536	575	609	612	667	597
八王子市	39	31	33	32	44	29
ぼうこう・直腸機能障害	2,900	2,833	2,822	2,873	2,838	3,047
東京都分（八王子市除く。）	2,745	2,677	2,670	2,714	2,686	2,881
八王子市	155	156	152	159	152	166
小腸機能障害	21	11	20	11	12	12
東京都分（八王子市除く。）	21	9	18	11	12	11
八王子市	0	2	2	0	0	1
免疫機能障害	416	375	327	356	303	289
東京都分（八王子市除く。）	410	371	324	346	302	285
八王子市	6	4	3	10	1	4
肝臓機能障害	100	137	129	144	118	139
東京都分（八王子市除く。）	92	127	117	138	109	132
八王子市	8	10	12	6	9	7
合　　計	**20,792**	**21,248**	**21,346**	**21,924**	**22,409**	**23,638**
東京都分（八王子市除く。）	19,793	20,300	20,310	20,874	21,330	22,534
八王子市	999	948	1,036	1,050	1,079	1,104

交付総数（年度末現在交付数）※	488,492	487,827	486,142	486,907	438,957	424,827

※　令和６、７年度は、都が独自に死亡の事実を把握し消除した件数を反映した数である。

表Ⅲ－９　身体障害者手帳交付状況（総数／障害別）　（単位：件）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
視覚障害	**40,098**	**40,436**	**40,825**	**41,134**	**35,366**	**34,662**
東京都分（八王子市除く。）	38,954	39,271	39,631	39,910	34,145	33,439
八王子市	1,144	1,165	1,194	1,224	1,221	1,223
聴覚・平衡機能障害	**49,664**	**50,143**	**50,659**	**51,513**	**47,797**	**47,551**
東京都分（八王子市除く。）	47,950	48,405	48,882	49,650	45,869	45,521
八王子市	1,714	1,738	1,777	1,863	1,928	2,030
音声・言語・そしゃく機能障害	**7,719**	**7,780**	**7,769**	**7,801**	**6,897**	**6,650**
東京都分（八王子市除く。）	7,541	7,604	7,597	7,624	6,717	6,473
八王子市	178	176	172	177	180	177
肢体不自由	**241,958**	**238,957**	**235,569**	**233,361**	**203,862**	**195,486**
東京都分（八王子市除く。）	234,746	231,880	228,719	226,625	197,290	189,004
八王子市	7,212	7,077	6,850	6,736	6,572	6,482
内部障害　計	**149,053**	**150,511**	**151,320**	**153,098**	**145,035**	**140,478**
東京都分（八王子市除く。）	143,561	144,993	145,749	147,507	139,394	134,760
八王子市	5,492	5,518	5,571	5,591	5,641	5,718
心臓機能障害	68,987	69,602	69,895	70,821	68,307	67,135
東京都分（八王子市除く。）	66,330	66,935	67,211	68,102	65,541	64,307
八王子市	2,657	2,667	2,684	2,719	2,766	2,828
じん臓機能障害	38,498	38,871	38,835	38,940	36,246	34,056
東京都分（八王子市除く。）	36,985	37,333	37,286	37,399	34,709	32,551
八王子市	1,513	1,538	1,549	1,541	1,537	1,505
呼吸器機能障害	7,215	7,050	6,895	6,823	5,005	4,491
東京都分（八王子市除く。）	6,993	6,840	6,690	6,635	4,819	4,306
八王子市	222	210	205	188	186	185
ぼうこう・直腸機能障害	22,896	23,100	23,403	23,794	22,479	21,524
東京都分（八王子市除く。）	21,989	22,203	22,491	22,886	21,564	20,572
八王子市	907	897	912	908	915	952
小腸機能障害	823	826	821	815	807	803
東京都分（八王子市除く。）	804	807	800	793	785	779
八王子市	19	19	21	22	22	24
免疫機能障害	9,661	10,025	10,380	10,736	11,012	11,274
東京都分（八王子市除く。）	9,529	9,882	10,230	10,578	10,857	11,112
八王子市	132	143	150	158	155	162
肝臓機能障害	973	1,037	1,091	1,169	1,179	1,195
東京都分（八王子市除く。）	931	993	1,041	1,114	1,119	1,133
八王子市	42	44	50	55	60	62
合　　計	**488,492**	**487,827**	**486,142**	**486,907**	**438,957**	**424,827**
東京都分（八王子市除く。）	472,752	472,153	470,578	471,316	423,415	409,197
八王子市	15,740	15,674	15,564	15,591	15,542	15,630

※　令和６、７年度は、都が独自に死亡の事実を把握し消除した件数を反映した数である。

表Ⅲ－10 身体障害者手帳再認定対象者数（障害別）　（単位：人）

	合計	視覚	聴覚・音声・言語・そしゃく	肢体不自由	内部障害
令和２年度	5,033	95	222	1,273	3,443
令和３年度	5,121	85	181	1,214	3,641
令和４年度	4,955	93	183	1,178	3,501
令和５年度	4,864	71	181	1,213	3,399
令和６年度	4,673	85	170	1,001	3,417
令和７年度	5,545	101	187	1,079	4,178

② 愛の手帳

表Ⅲ－11 愛の手帳交付状況（新規／程度別・年齢別）　（単位：件）

		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
１度	0～6歳（就学前）	10	14	11	10	3	8
	6～17歳	16	12	10	29	16	6
	18歳以上	14	7	11	8	15	13
	計	40	33	32	47	34	27
２度	0～6歳（就学前）	121	115	133	135	115	111
	6～17歳	114	156	152	165	168	184
	18歳以上	18	32	30	35	30	28
	計	253	303	315	335	313	323
３度	0～6歳（就学前）	280	322	406	351	374	324
	6～17歳	202	228	308	317	336	370
	18歳以上	41	37	58	57	36	36
	計	523	587	772	725	746	730
４度	0～6歳（就学前）	486	534	560	601	566	495
	6～17歳	1,143	1,177	1,462	1,471	1,621	1,551
	18歳以上	486	556	639	606	550	578
	計	2,115	2,267	2,661	2,678	2,737	2,624
合計	0～6歳（就学前）	897	985	1,110	1,097	1,058	938
	6～17歳	1,475	1,573	1,932	1,982	2,141	2,111
	18歳以上	559	632	738	706	631	655
	計	**2,931**	**3,190**	**3,780**	**3,785**	**3,830**	**3,704**
交付総数（年度末現在）		95,490	98,035	100,907	103,854	106,683	109,372

※ 新規交付数には、他県等からの転入による交付分を含む。

表Ⅲ－12 愛の手帳交付状況（総数／程度別）　（単位：件）

	障害程度別				
	合　計	１度（最重度）	２度（重　度）	３度（中　度）	４度（軽　度）
令和２年度	**95,490**	3,203	22,543	22,357	47,387
令和３年度	**98,035**	3,228	23,057	22,691	49,059
令和４年度	**100,907**	3,268	23,533	23,163	50,943
令和５年度	**103,854**	3,305	24,127	23,546	52,876
令和６年度	**106,683**	3,302	24,709	23,935	54,737
令和７年度	**109,372**	3,316	25,279	24,258	56,519
0～6歳(就学前)	**538**	19	23	88	408
6～17歳	**14,794**	12	1,710	4,413	8,659
18歳 以上	**94,040**	3,285	23,546	19,757	47,452

(4) 障害者総合支援法等関連研修

表Ⅲ－13　相談支援従事者研修

○初任者研修は、令和２年度から令和７年度までの修了者累計は 2,837 人。

○令和２年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する観点から初任者研修は規模を縮小し、現任研修は中止した。

相談支援従事者研修　申込・修了者の推移

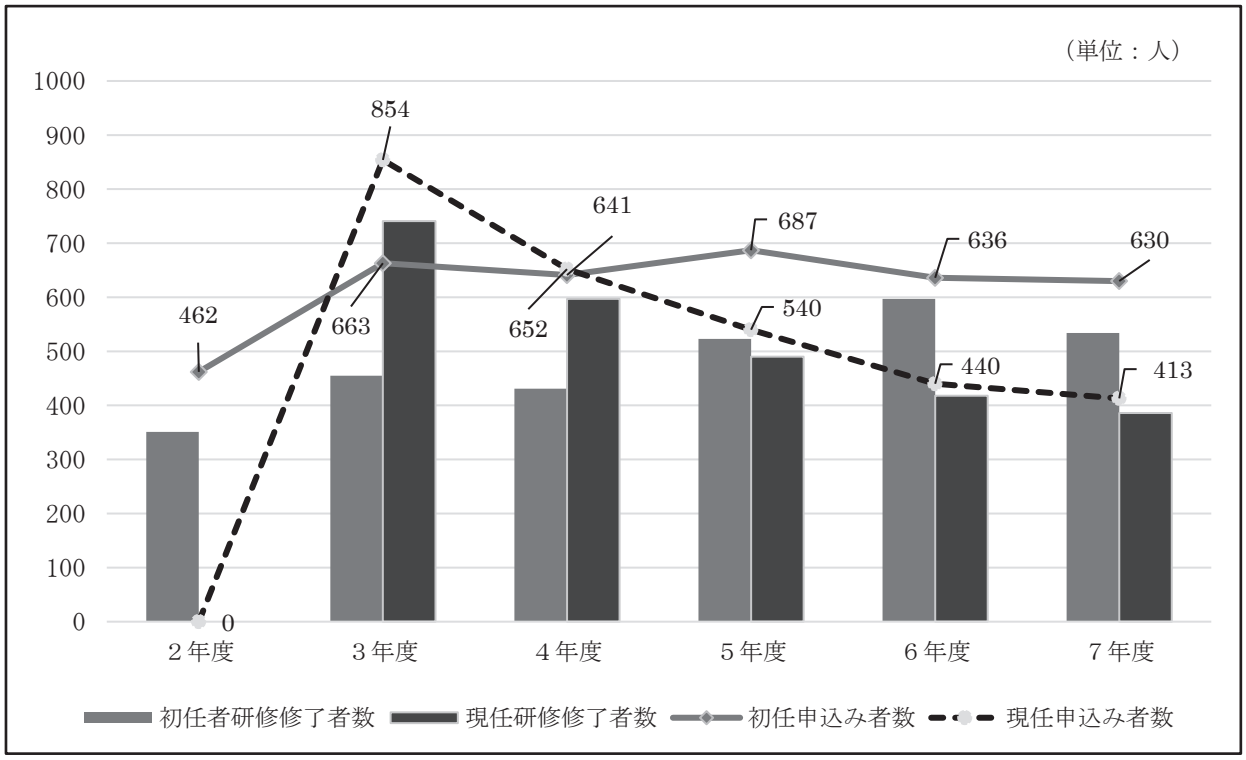

	２年度	３年度	４年度	５年度	６年度	７年度	累計
初任者研修修了者数	351	455	431	523	543	534	2,837
初任申込み者数	462	663	641	687	636	630	
初任者定員	400	500	500	600	600	650	
現任研修修了者数	―	741	597	490	418	386	2,632
現任申込み者数	―	854	652	540	440	413	
現任定員	―	900	900	630	630	630	

表Ⅲ－14　サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修

○令和元年度に研修制度の見直しがあり、基礎研修修了後、原則２年の実務経験を得て実践研修を受講する仕組みになったため、実践研修は令和３年度からの実績になる。

○令和７年度は、基礎及び更新の全ての研修で申し込みが定員を下回った。

サービス管理責任者等研修　申込・修了者の推移　（単位：人）

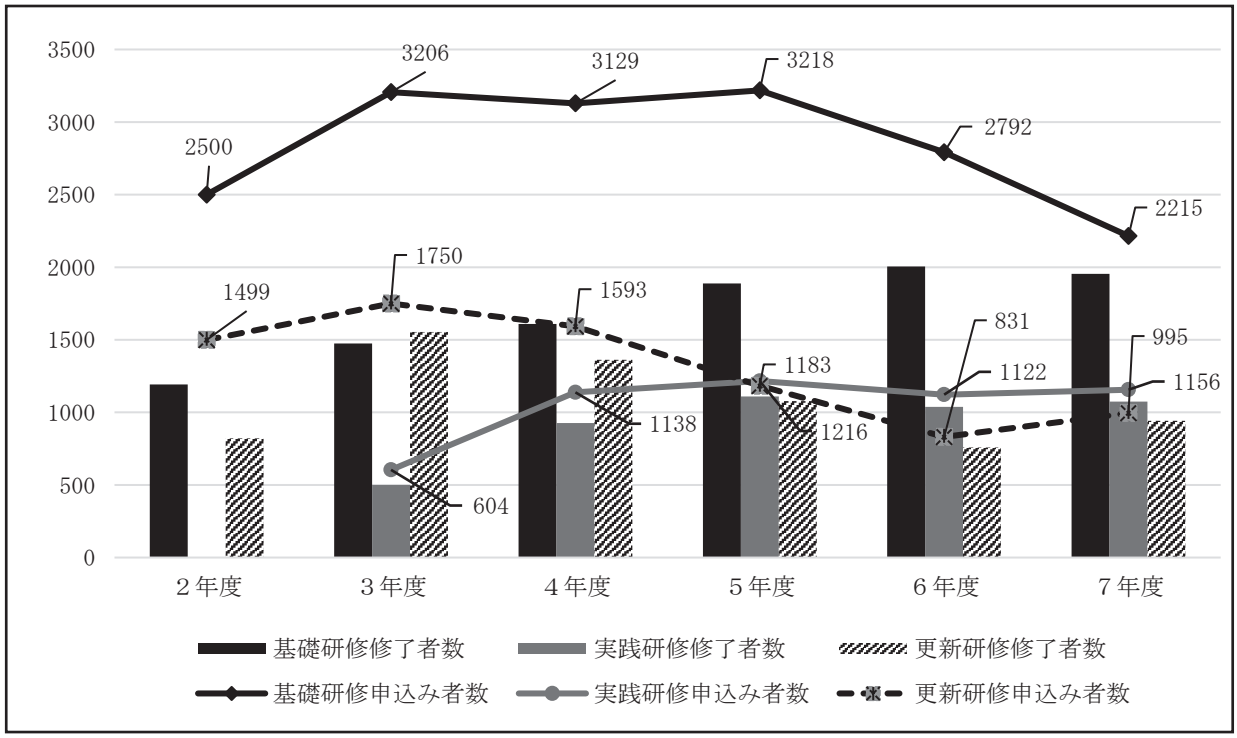

	２年度	３年度	４年度	５年度	６年度	７年度
基礎研修修了者数	1,192	1,475	1,609	1,888	2,005	1,954
基礎研修申込み者数	2,500	3,206	3,129	3,218	2,792	2,215
基礎研修定員	1,200	1,600	1,600	2,100	2,400	2,600
実践研修修了者数	―	500	927	1,110	1,038	1,074
実践研修申込み者数	―	604	1,138	1,216	1,122	1,156
実践研修定員	―	1,450	1,200	1,500	1,600	1,400
更新研修修了者数	821	1,554	1,362	1,078	758	942
更新研修申込み者数	1,499	1,750	1,593	1,183	831	995
更新研修定員	840	1,700	1,700	1,400	1,400	1,200

表Ⅲ－15　障害支援区分関連研修

○市町村審査会委員研修は、隔年で修了者の増減を繰り返している。市町村審査会の任期を２年設定している区市町村が多いためと推測される。
○令和２年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する観点から、障害支援区分認定調査員研修は委託事業者のみを対象とし、市町村審査会委員研修は中止した。

障害支援区分認定調査員研修・市町村審査会委員研修　修了者の推移　（単位:人）

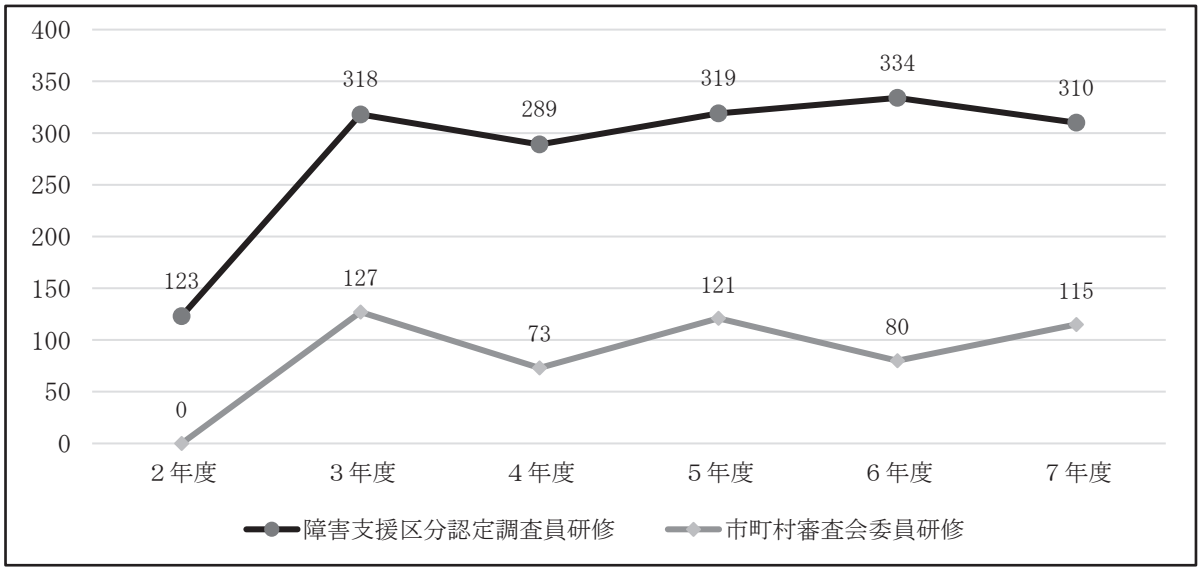

	２年度	３年度	４年度	５年度	６年度	７年度
障害支援区分認定調査員研修	123	318	289	319	334	310
市町村審査会委員研修	0	127	73	121	80	115

(5) 高次脳機能障害者の支援（高次脳機能障害者相談窓口）

令和７年度の新規相談274件のうち、高次脳機能障害者（推定を含む。）は237人であり、相談内容、属性等は以下のとおりである。

表Ⅲ－16　年齢別相談内容（重複あり）　（単位:件）

	医療	障害	生活	就労	サービス	その他	計
10 歳未満	1	1	0	1	6	0	9
10 代	1	1	0	4	1	0	7
20 代	6	2	2	4	5	0	19
30 代	5	2	1	6	2	0	16
40 代	7	2	3	4	12	2	30
50 代	29	4	13	20	38	0	104
60 代	19	2	9	10	13	0	53
70 歳以上	17	2	5	2	9	0	35
不明	21	22	8	17	29	5	102
計	106	38	41	68	115	7	375

※　40 代以上は、医療とサービスに関する相談が多い。

表Ⅲ－17　居住場所・性別

現在の居住場所　（単位:人）

在宅	143
病院	52
施設	16
不明・匿名	26
計	237

性別　（単位:人）

男性	135
女性	64
不明・匿名	38
計	237

※　新規相談があった高次脳機能障害者（推定を含む）237人の内訳。

※　居所では在宅が多く、性別では男性が多い。

表Ⅲ－18　高次脳機能障害の種別（重複あり）

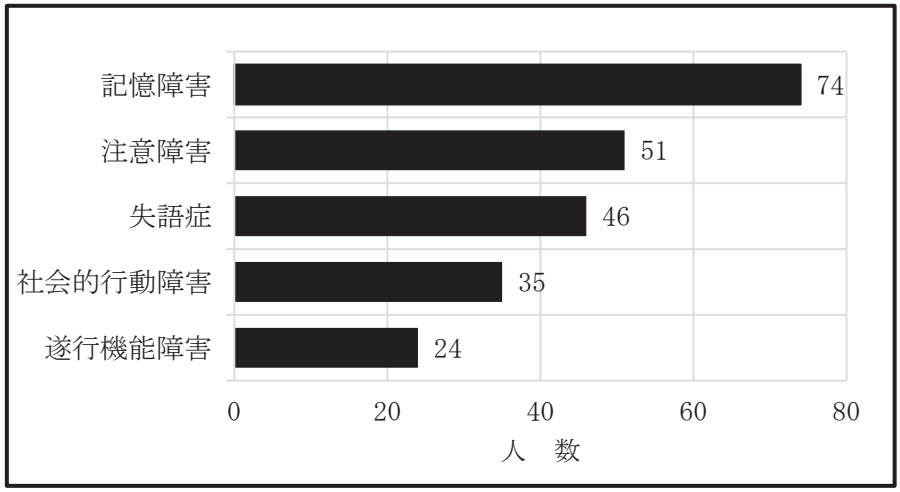

※　新規相談があった高次脳機能障害者（推定を含む）237人の内訳

※ 相談から聞き取れた種別（１件につき複数回答あり）で、記憶障害、注意障害、失語症が多い。

表Ⅲ－19　年齢別の障害原因

（単位:人）

	脳血管障害	脳外傷	脳炎	脳腫瘍	低酸素脳症	不明	計
10 歳未満	1	2	0	0	0	2	5
10 代	1	1	1	1	0	0	4
20 代	1	5	0	2	0	4	12
30 代	0	6	1	1	0	2	10
40 代	9	7	2	1	1	1	21
50 代	40	16	2	0	0	7	65
60 代	17	8	2	4	0	2	33
70 歳以上	17	7	0	0	0	2	26
不明	13	7	0	1	1	39	61
計	99	59	8	10	2	59	237

※　脳血管障害による受傷が多く、特に40代以上で多くなっている。

表Ⅲ－20　発症から相談までの期間

※　高次脳機能障害者 237 人中、発症からの期間が聞き取れたのは 164 人
※　最短は発症後 7 日、最長は発症後 63 年で相談。

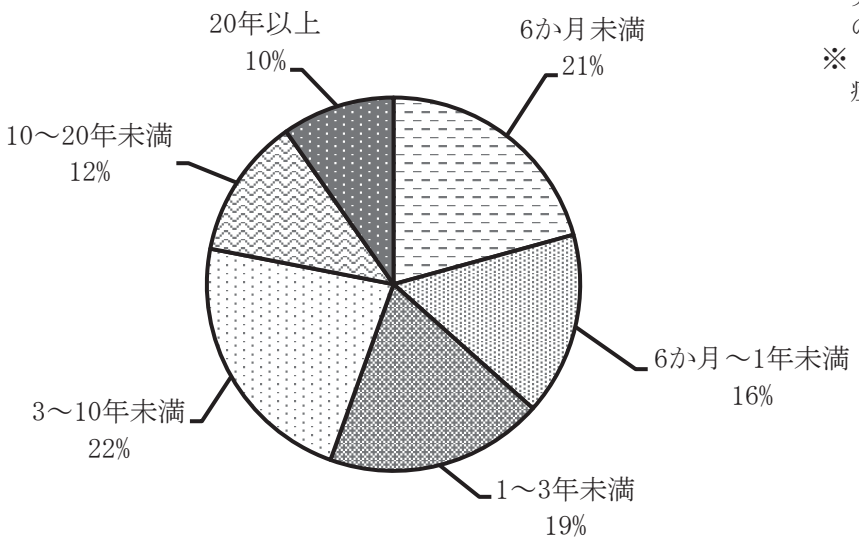

統計（参考）

（１） 身体障害者手帳交付状況（総数）推移＜障害別＞　令和３年度～令和７年度

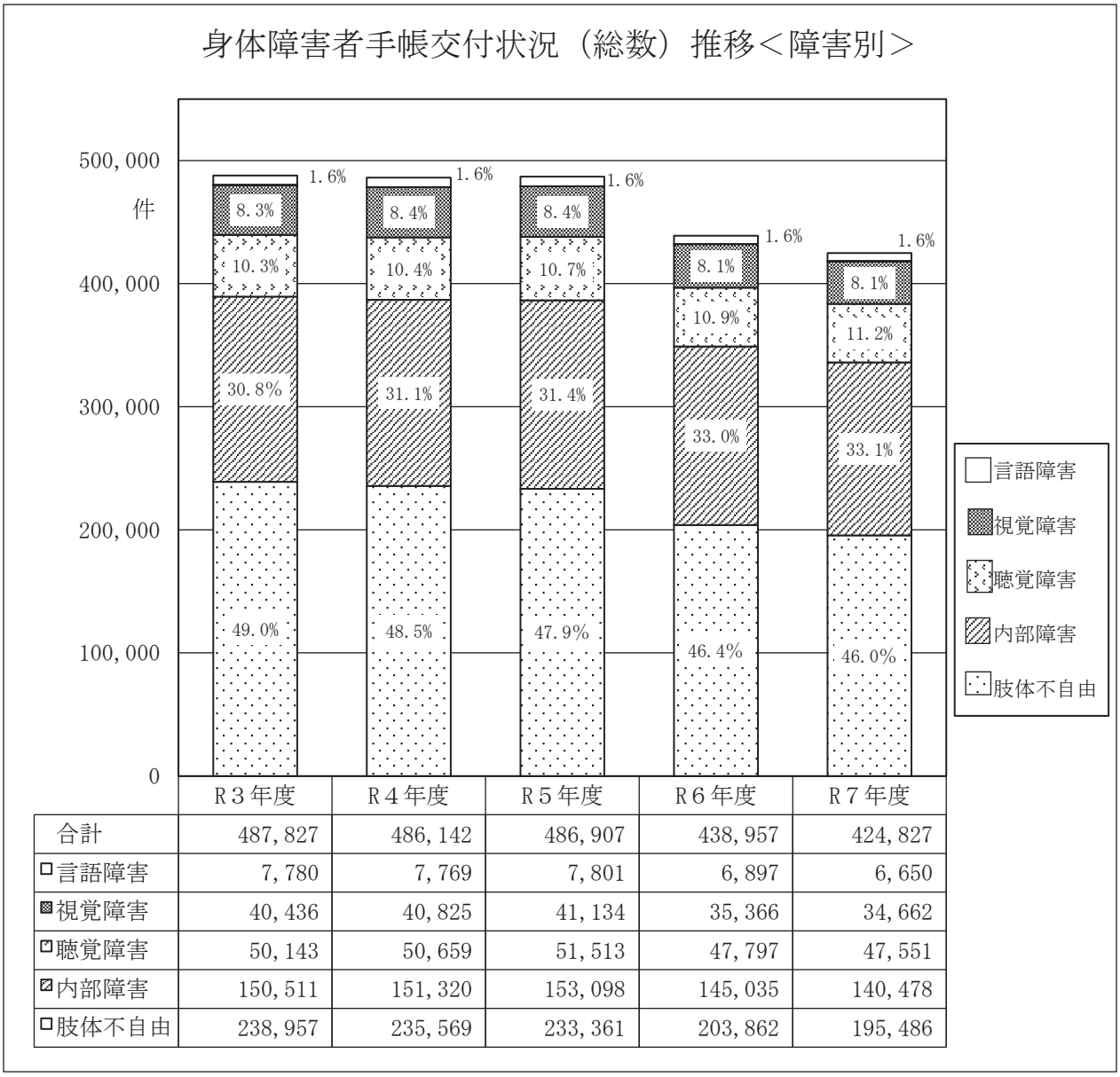

	R３年度	R４年度	R５年度	R６年度	R７年度
合計	487,827	486,142	486,907	438,957	424,827
□言語障害	7,780	7,769	7,801	6,897	6,650
▩視覚障害	40,436	40,825	41,134	35,366	34,662
▦聴覚障害	50,143	50,659	51,513	47,797	47,551
▨内部障害	150,511	151,320	153,098	145,035	140,478
□肢体不自由	238,957	235,569	233,361	203,862	195,486

※本グラフの元データは、Ｐ５１表Ⅲ―９に掲載している。

（注１）平成２７年度に中核市に移行となった八王子市分を含む。
（注２）各年度３月３１日現在の件数である。
（注３）重複障害については、主な障害により総合等級として計上している。
（注４）「聴覚障害」は、「聴覚障害」及び「平衡機能障害」を含む。
（注５）「言語障害」は、「音声機能言語機能又はそしゃく機能の障害」である。
（注６）「内部障害」は、「心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能障害」である。
（注７）令和６、７年度は、都が独自に死亡の事実を把握し消除した件数を反映した数である。

（２）身体障害者手帳交付状況（総数）＜等級別の障害内訳＞　令和８年３月３１日現在

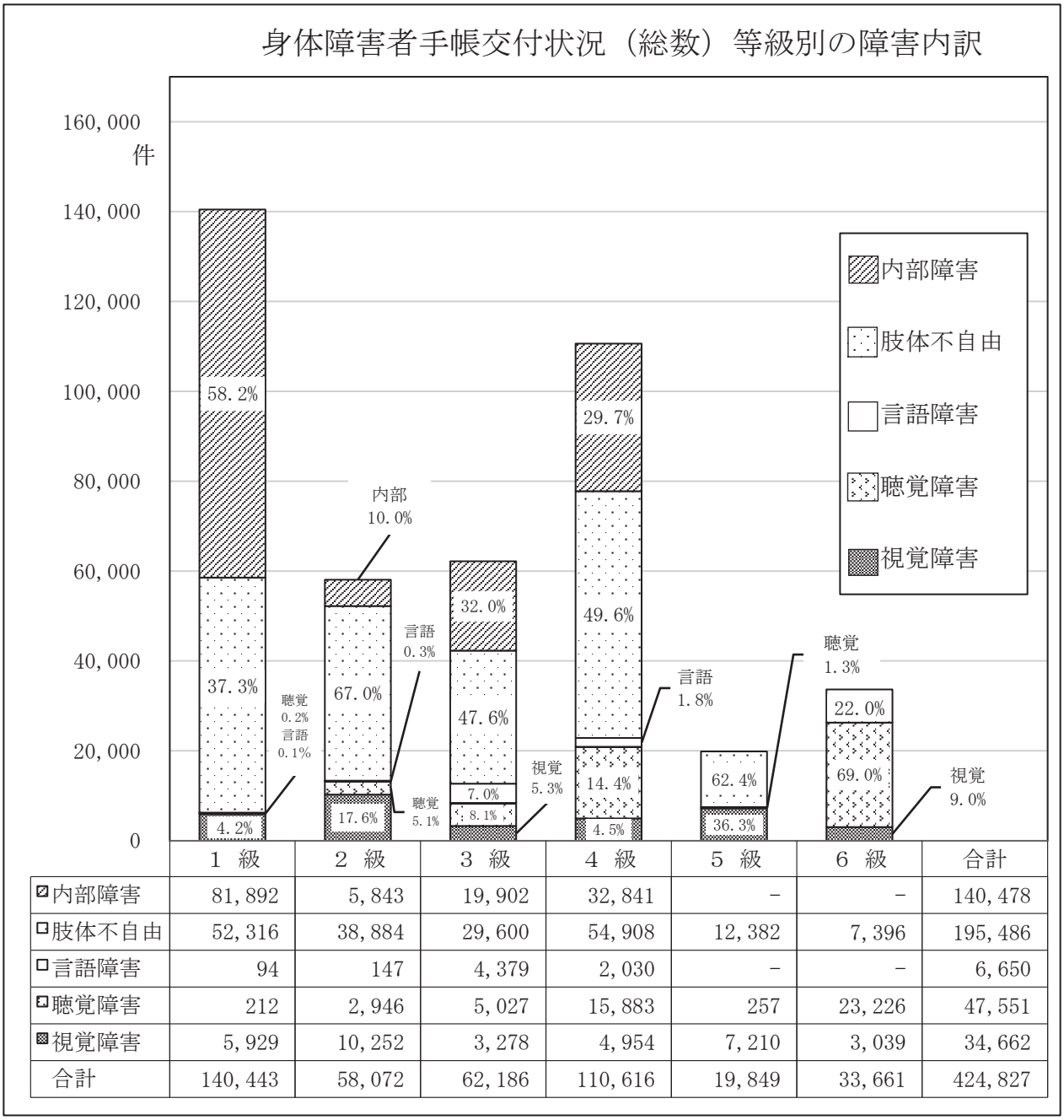

	１ 級	２ 級	３ 級	４ 級	５ 級	６ 級	合計
内部障害	81,892	5,843	19,902	32,841	－	－	140,478
肢体不自由	52,316	38,884	29,600	54,908	12,382	7,396	195,486
言語障害	94	147	4,379	2,030	－	－	6,650
聴覚障害	212	2,946	5,027	15,883	257	23,226	47,551
視覚障害	5,929	10,252	3,278	4,954	7,210	3,039	34,662
合計	140,443	58,072	62,186	110,616	19,849	33,661	424,827

※本グラフの元データは、Ｐ２３表Ⅱ―１４に掲載している。

（注１）平成２７年度に中核市に移行となった八王子市分を含む。
（注２）令和８年３月３１日現在の身体障害者手帳交付件数である。
　　令和６、７年度は、都が独自に死亡の事実を把握し消除した件数を反映した数である。
（注３）重複障害については、主な障害により総合等級として計上している。
（注４）「聴覚障害」は、「聴覚障害」及び「平衡機能障害」を含む。
（注５）「言語障害」は、「音声機能言語機能又はそしゃく機能の障害」である。
（注６）「内部障害」は、「心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能障害」である。

（３）身体障害者手帳交付状況（総数）＜障害別の等級内訳＞　令和８年３月３１日現在

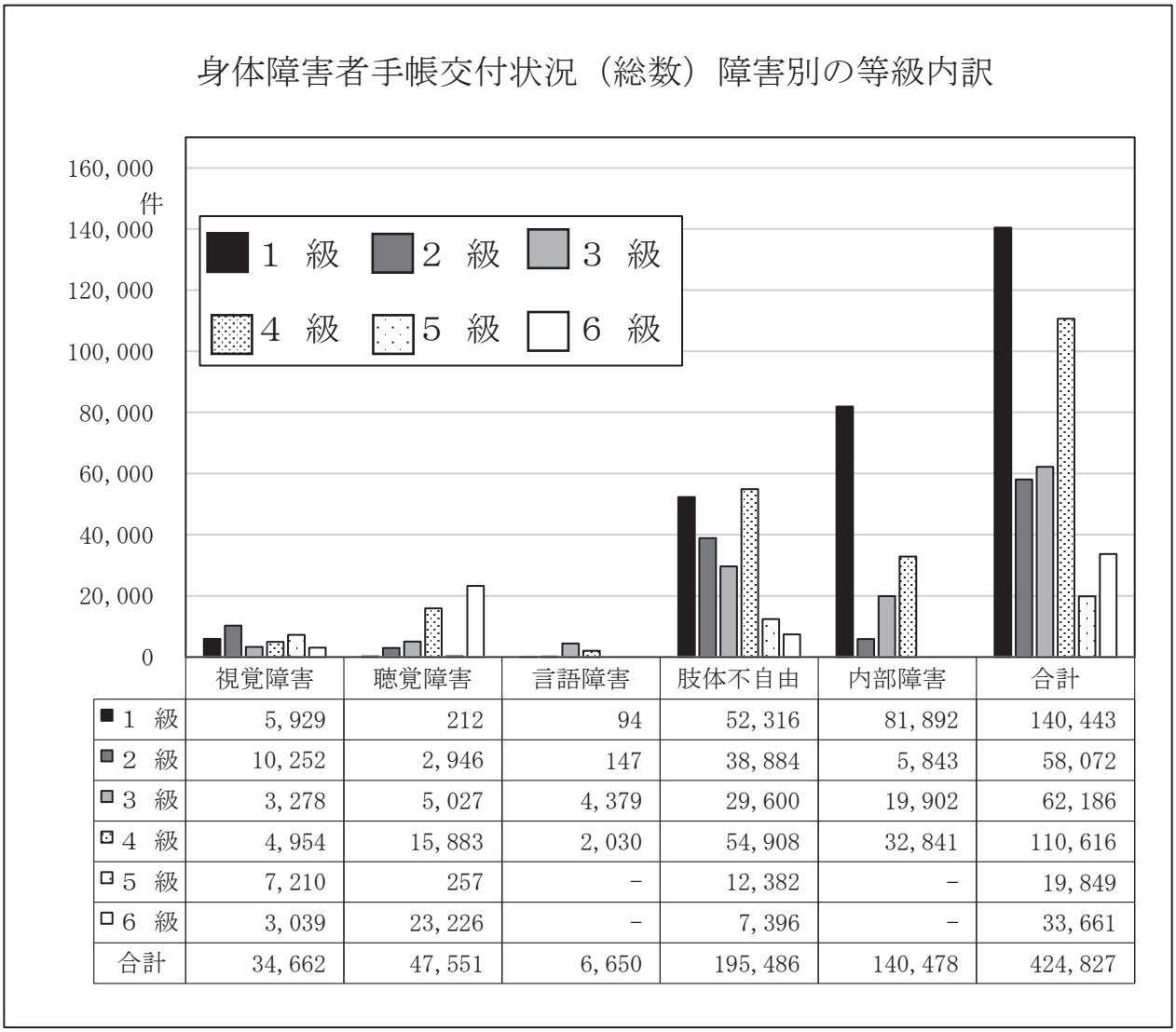

	視覚障害	聴覚障害	言語障害	肢体不自由	内部障害	合計
1 級	5,929	212	94	52,316	81,892	140,443
2 級	10,252	2,946	147	38,884	5,843	58,072
3 級	3,278	5,027	4,379	29,600	19,902	62,186
4 級	4,954	15,883	2,030	54,908	32,841	110,616
5 級	7,210	257	－	12,382	－	19,849
6 級	3,039	23,226	－	7,396	－	33,661
合計	34,662	47,551	6,650	195,486	140,478	424,827

※本グラフの元データは、Ｐ２３表Ⅱ―１４に掲載している。

（注１）平成２７年度に中核市に移行となった八王子市分を含む。
（注２）令和８年３月３１日現在の身体障害者手帳交付件数である。
　　令和６、７年度は、都が独自に死亡の事実を把握し消除した件数を反映した数である。
（注３）重複障害については、主な障害により総合等級として計上している。
（注４）「聴覚障害」は、「聴覚障害」及び「平衡機能障害」を含む。
（注５）「言語障害」は、「音声機能言語機能又はそしゃく機能の障害」である。
（注６）「内部障害」は、「心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能障害」である。

（４）身体障害者手帳交付状況（総数）＜内部障害内訳＞　令和８年３月３１日現在

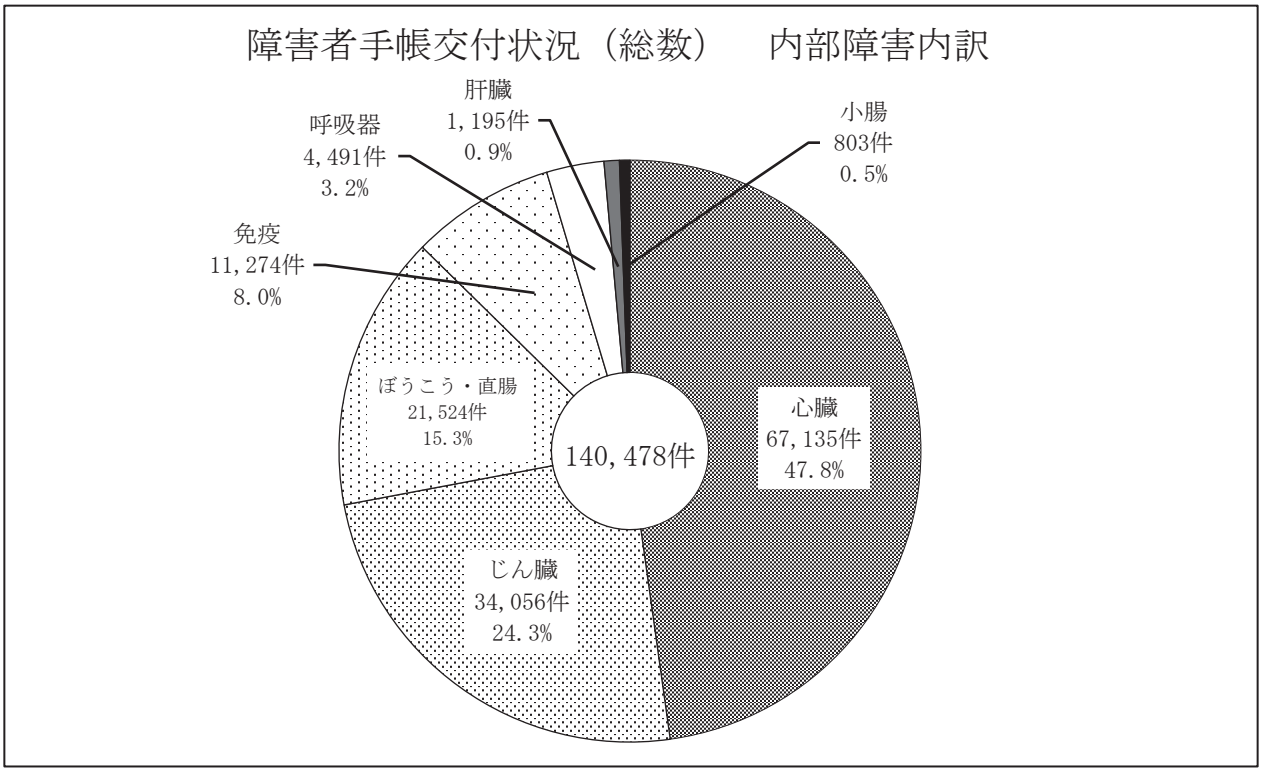

※本グラフの元データは、Ｐ２３表Ⅱ―１４に掲載している。

（注１）平成２７年度に中核市に移行となった八王子市分を含む。
（注２）令和８年３月３１日現在の身体障害者手帳交付件数である。
　　令和６、７年度は、都が独自に死亡の事実を把握し消除した件数を反映した数である。
（注３）重複障害については、主な障害により総合等級として計上している。
（注４）「心臓」は、「心臓機能障害」である。
（注５）「じん臓」は、「じん臓機能障害」である。
（注６）「ぼうこう・直腸」は、「ぼうこう又は直腸機能障害」である。
（注７）「免疫」は、「ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害」である。
（注８）「呼吸器」は、「呼吸器機能障害」である。
（注９）「肝臓」は、「肝臓機能障害」である。
（注１０）「小腸」は、「小腸機能障害」である。

（５）身体障害者手帳交付状況（新規）推移＜障害別＞　令和３年度～令和７年度

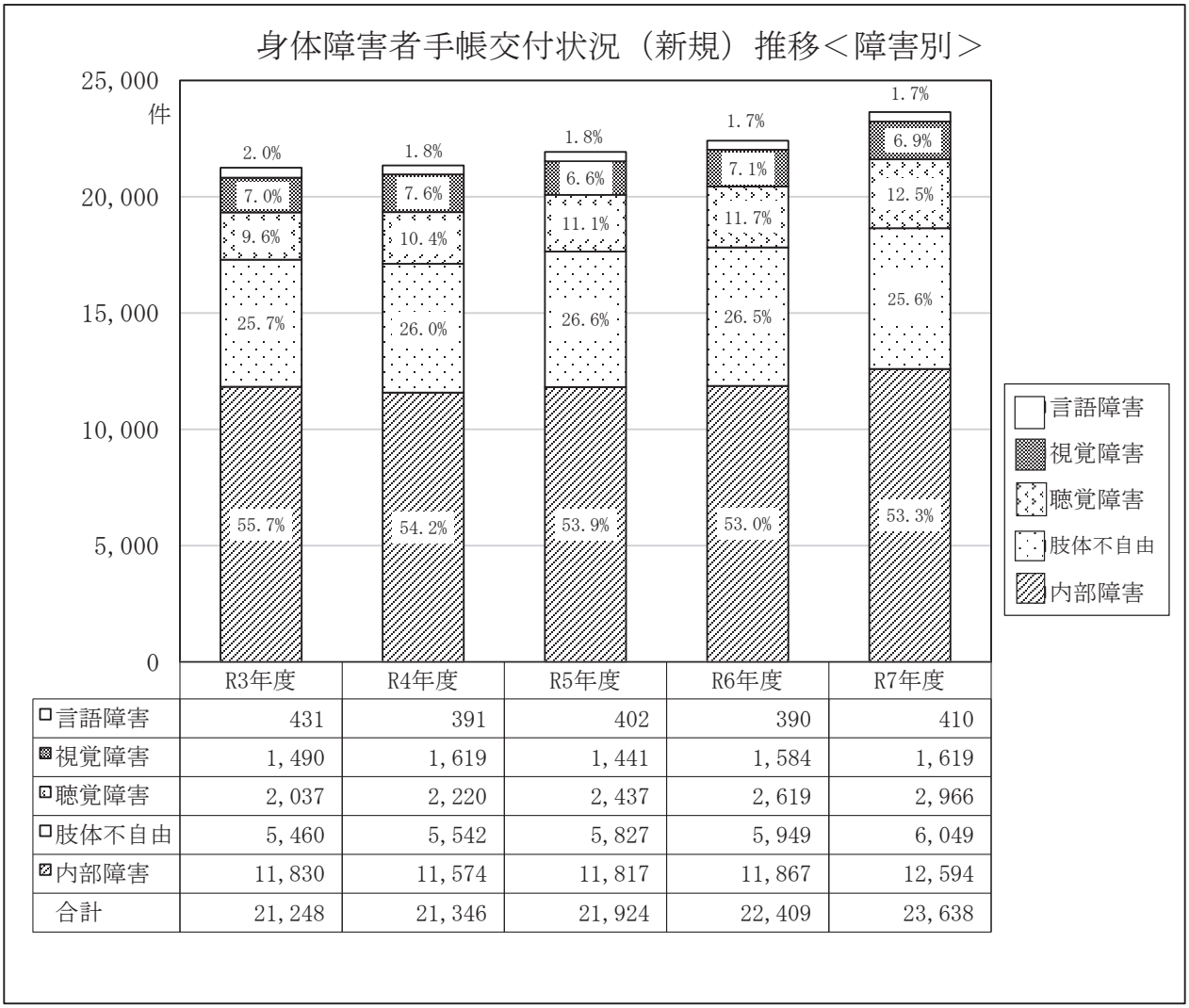

	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
言語障害	431	391	402	390	410
視覚障害	1,490	1,619	1,441	1,584	1,619
聴覚障害	2,037	2,220	2,437	2,619	2,966
肢体不自由	5,460	5,542	5,827	5,949	6,049
内部障害	11,830	11,574	11,817	11,867	12,594
合計	21,248	21,346	21,924	22,409	23,638

※本グラフの元データは、Ｐ５０表Ⅲ－８に掲載している。

（注１）平成２７年度に中核市に移行となった八王子市分を含む。
（注２）各年度３月３１日現在の身体障害者手帳新規交付件数である。
（注３）重複障害については、主な障害により総合等級として計上している。
（注４）「聴覚障害」は、「聴覚障害」及び「平衡機能障害」を含む。
（注５）「言語障害」は、「音声機能言語機能又はそしゃく機能の障害」である。
（注６）「内部障害」は、「心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能障害」である。

（６）身体障害者手帳交付状況（新規）＜等級別の障害内訳＞　令和８年３月３１日現在

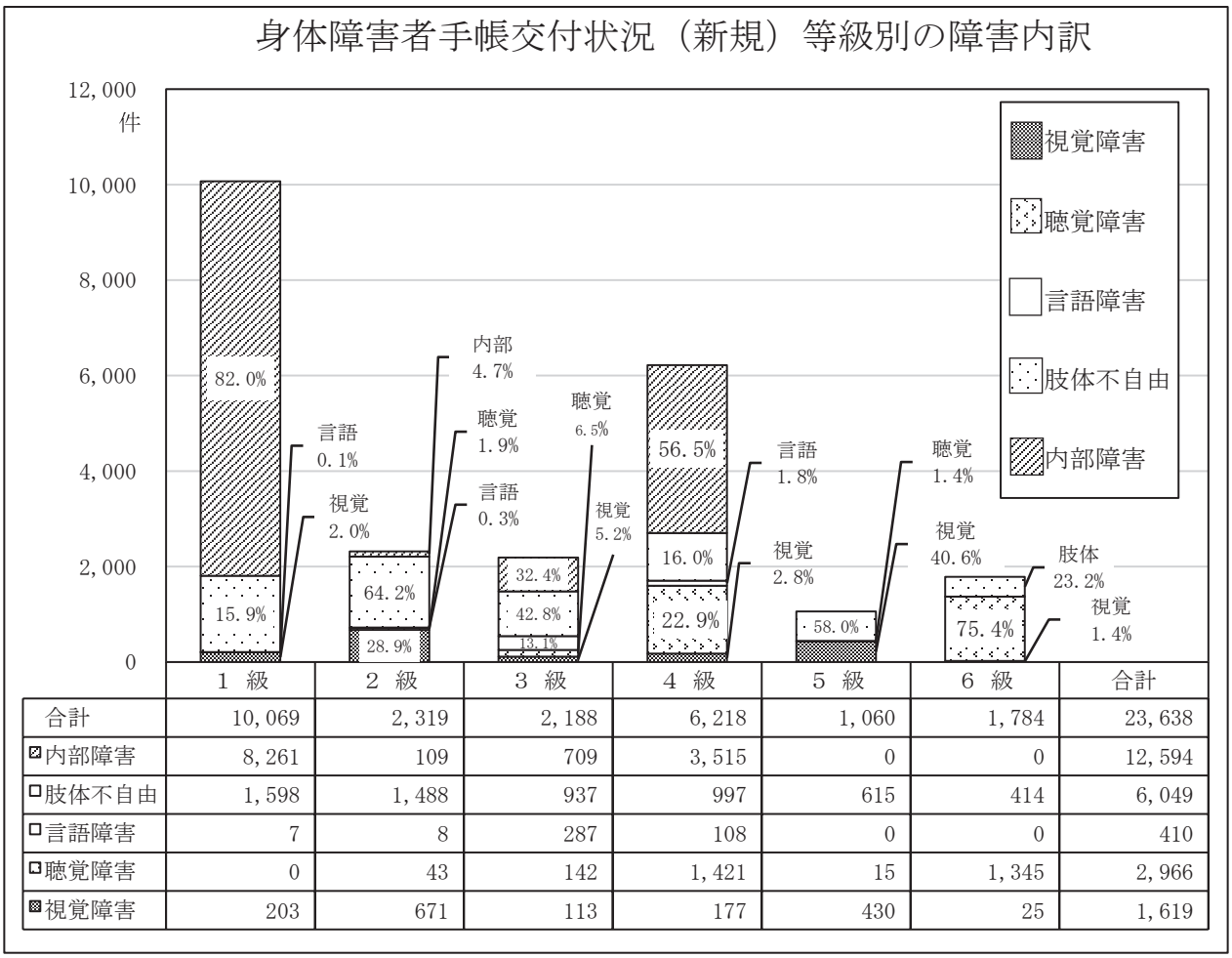

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	合計
合計	10,069	2,319	2,188	6,218	1,060	1,784	23,638
内部障害	8,261	109	709	3,515	0	0	12,594
肢体不自由	1,598	1,488	937	997	615	414	6,049
言語障害	7	8	287	108	0	0	410
聴覚障害	0	43	142	1,421	15	1,345	2,966
視覚障害	203	671	113	177	430	25	1,619

※本グラフの元データは、Ｐ２１表Ⅱ―１１に掲載している。

（注１）平成２７年度に中核市に移行となった八王子市分を含む。
（注２）令和８年３月３１日現在の身体障害者手帳新規申請件数である。
（注３）重複障害については、主な障害により総合等級として計上している。
（注４）「聴覚障害」は、「聴覚障害」及び「平衡機能障害」を含む。
（注５）「言語障害」は、「音声機能言語機能又はそしゃく機能の障害」である。
（注６）「内部障害」は、「心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能障害」である。

（７）愛の手帳交付状況（総数）推移＜程度別＞　令和３年度～令和７年度

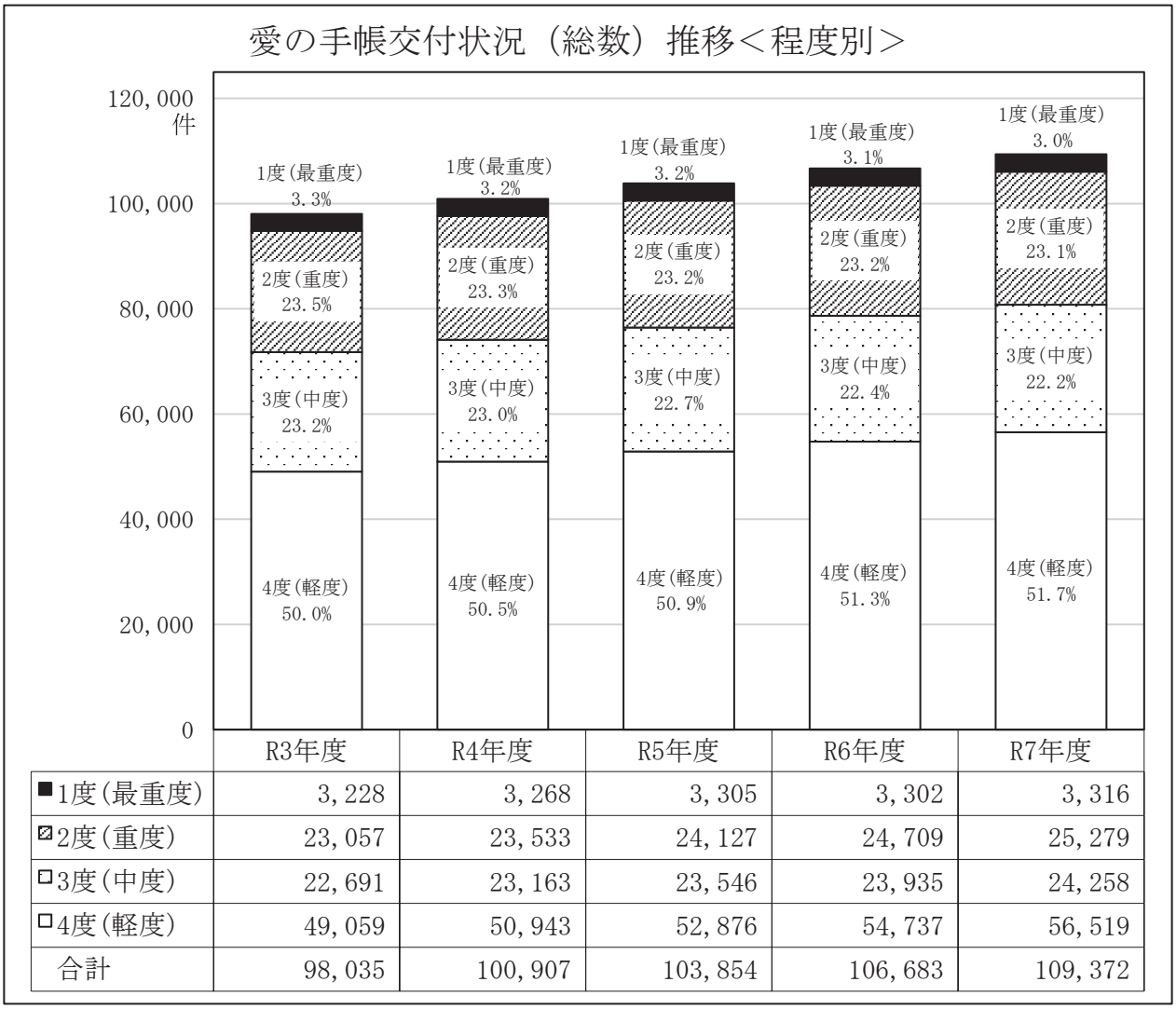

	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
■1度(最重度)	3,228	3,268	3,305	3,302	3,316
▨2度(重度)	23,057	23,533	24,127	24,709	25,279
□3度(中度)	22,691	23,163	23,546	23,935	24,258
□4度(軽度)	49,059	50,943	52,876	54,737	56,519
合計	98,035	100,907	103,854	106,683	109,372

※本グラフの元データは、Ｐ５２表Ⅲ－１２に掲載している。

（注１）各年度３月３１日現在の愛の手帳交付件数である。

（８）愛の手帳交付状況（総数）年齢別　令和８年３月３１日現在

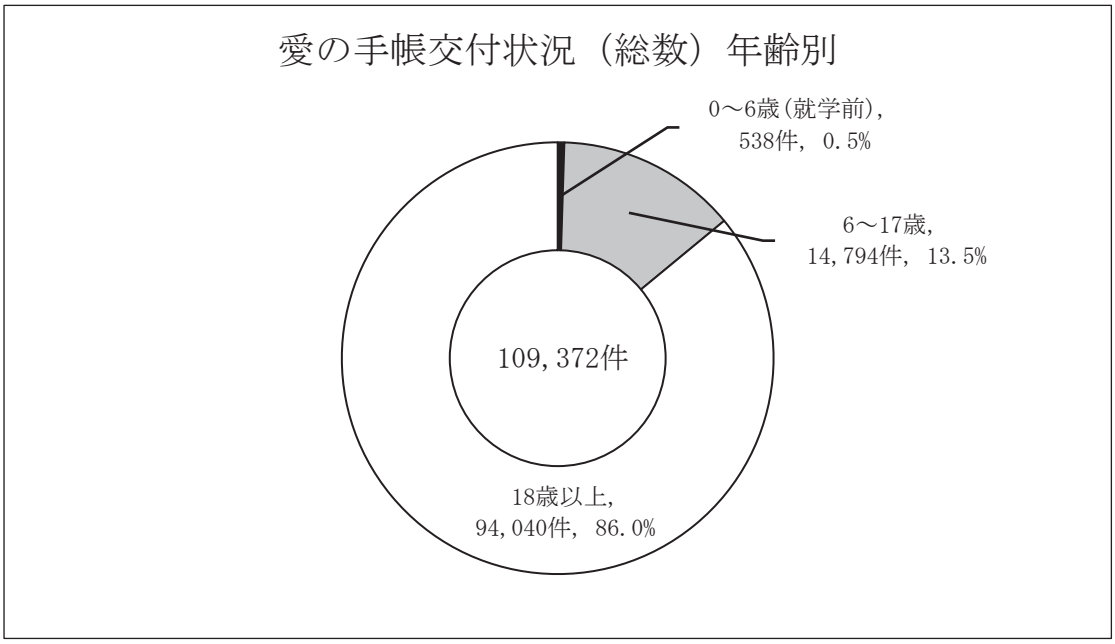

※本グラフの元データは、Ｐ２５表Ⅱ―１７に掲載している。
（注１）令和８年３月３１日現在の愛の手帳交付件数。

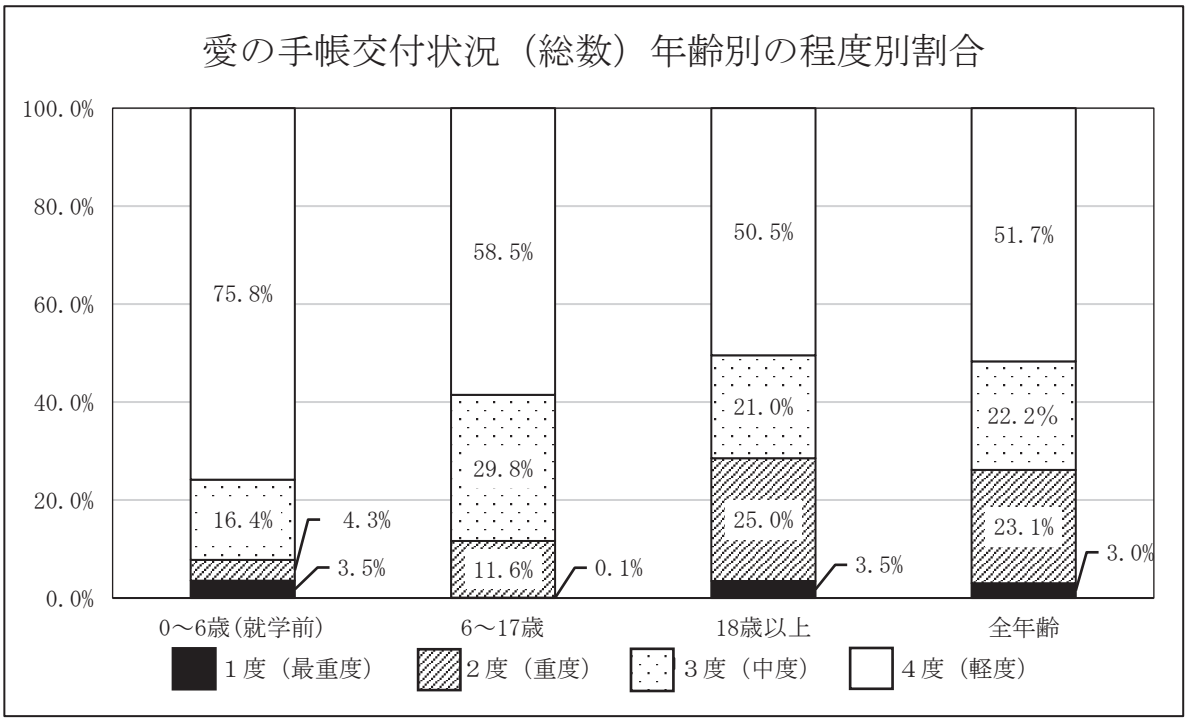

※本グラフの元データは、Ｐ２５表Ⅱ―１７に掲載している。
（注１）令和８年３月３１日現在の愛の手帳交付件数。

（９）愛の手帳交付状況（新規）推移＜程度別＞　令和３年度～令和７年度

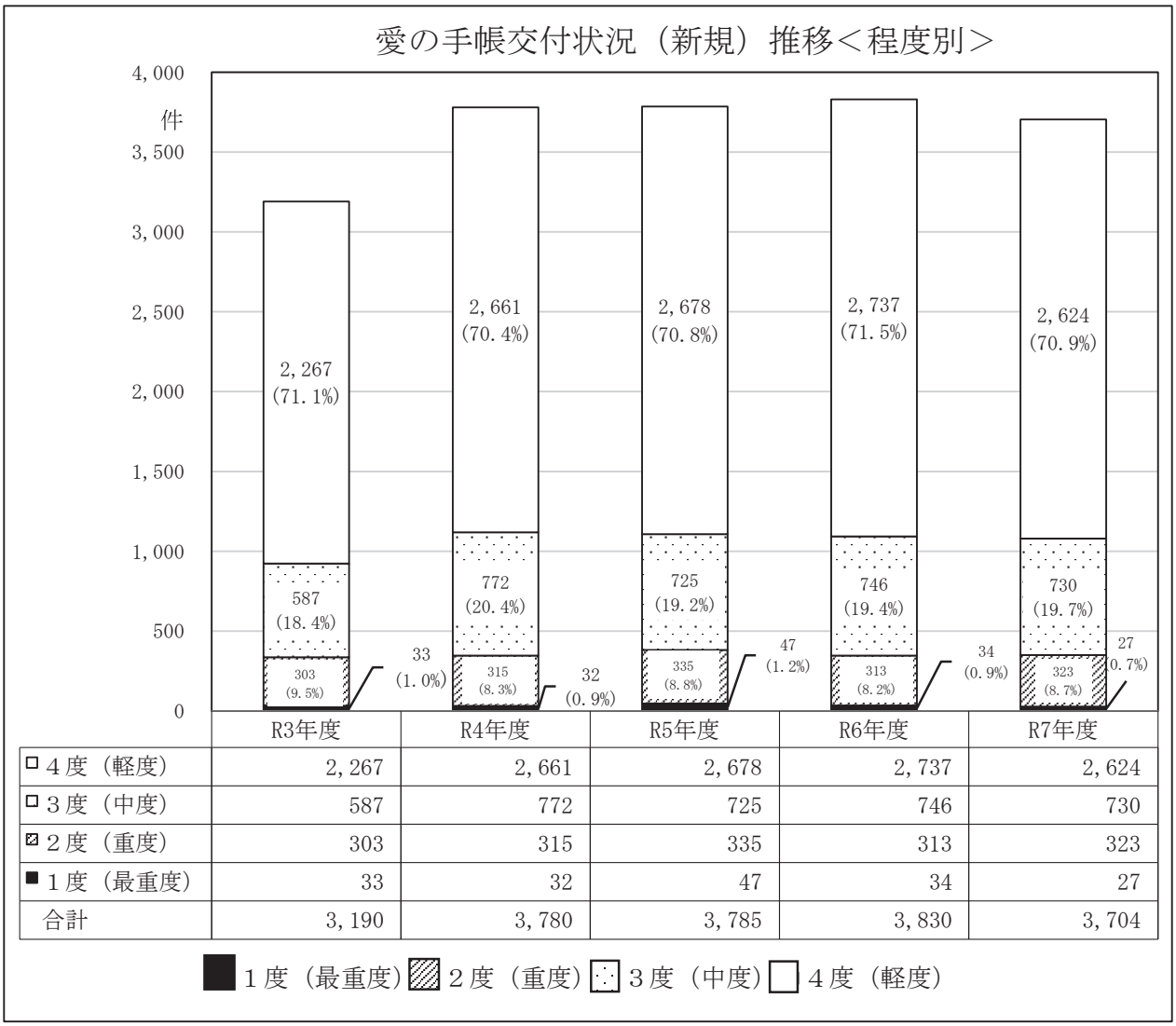

	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
□４度（軽度）	2,267	2,661	2,678	2,737	2,624
□３度（中度）	587	772	725	746	730
▨２度（重度）	303	315	335	313	323
■１度（最重度）	33	32	47	34	27
合計	3,190	3,780	3,785	3,830	3,704

※本グラフの元データは、Ｐ５２表Ⅲ－１１に掲載している。

（注１）各年度３月３１日現在の愛の手帳新規交付件数。

（１０）愛の手帳交付状況（新規）推移＜年齢別＞　令和３年度～令和７年度

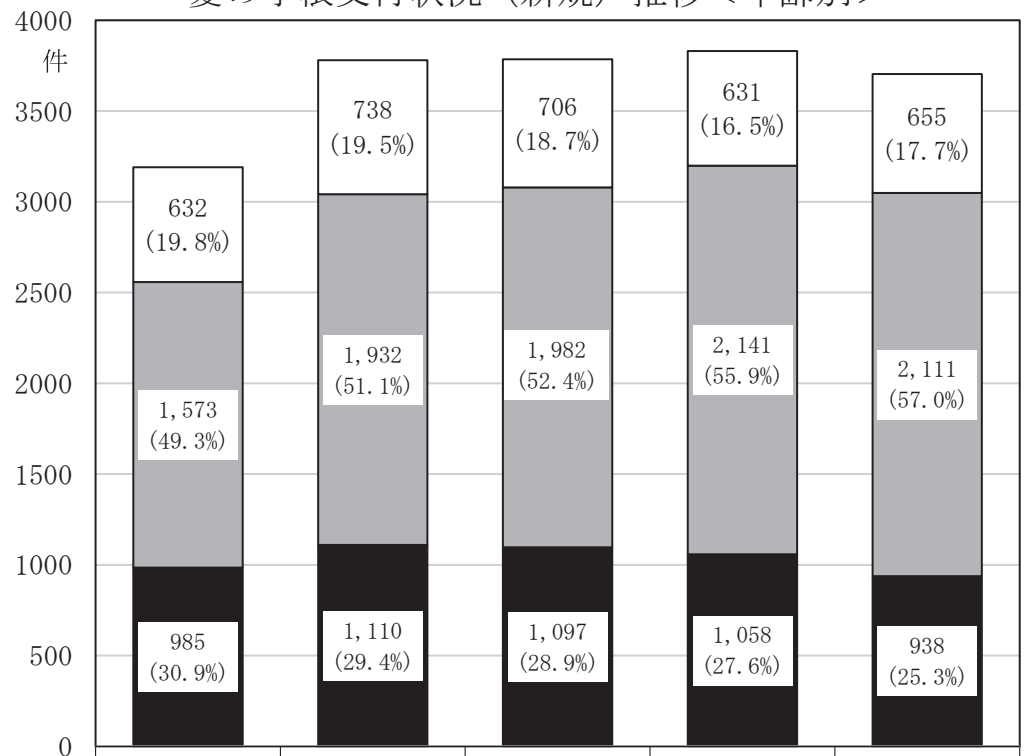

	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
□18歳以上	632	738	706	631	655
▒6～17歳	1,573	1,932	1,982	2,141	2,111
■0～6歳（就学前）	985	1,110	1,097	1,058	938
合計	3,190	3,780	3,785	3,830	3,704

※本グラフのデータは、Ｐ５２表Ⅲ―１１に掲載している。

（注１）各年度３月３１日現在の愛の手帳新規交付件数である。

3　センター発行刊行物

名　　称	発行年月日
令和７年度版東京都内の自立支援協議会の動向	令和８年６月
高次脳機能障害の理解と支援の充実をめざして2025年版	令和７年３月
高次脳機能障害者地域支援ハンドブック（改訂第六版）	令和５年３月
リーフレット「もしかしたらお子さんは高次脳機能障害かもしれません」	令和６年３月改訂
ポスター「高次脳機能障害普及啓発」	令和６年３月改訂
リーフレット「障害の理解のために」（高次脳機能障害）	令和８年７月改訂
リーフレット「障害の理解のために」（聴覚障害）	令和７年７月改訂
リーフレット「障害の理解のために」（肢体不自由）	令和７年７月改訂
リーフレット「障害の理解のために」（精神障害）	令和６年６月改訂
リーフレット「障害の理解のために」（視覚障害）	令和６年６月改訂
リーフレット「障害の理解のために」（内部障害）	令和８年７月改訂
リーフレット「障害の理解のために」（知的障害）	令和８年７月改訂
東京都重度心身障害者手当申請案内（令和８年度版）	令和８年10月
特別児童扶養手当受給者のしおり（令和８年度版）	令和８年６月

４　関係法令（抜粋）

○　障害者基本法＜抄＞

（目的）

第１条　この法律は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第２条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　障害者　身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

二　社会的障壁　障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

○　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律＜抄＞

（目的）

第１条　この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第１条の２　障害者及び障害児が日常生活又は社会生活を営むための支援は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、全ての障害者及び障害児が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより社会参加の機会が確保されること及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと並びに障害者及び障害児にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資することを旨として、総合的かつ計画的に行わなければならない。

（市町村等の責務）

第２条

２　都道府県は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

一　市町村が行う自立支援給付及び地域生活支援事業が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行うこと。

二　市町村と連携を図りつつ、必要な自立支援医療費の支給及び地域生活支援事業を総合的に行うこと。

三　障害者等に関する相談及び指導のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこ

と。

四　市町村と協力して障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行うとともに、市町村が行う障害者等の権利の擁護のために必要な援助が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行うこと。

（定義）

第４条　この法律において「障害者」とは、身体障害者福祉法第４条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち１８歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第５条第１項に規定する精神障害者（発達障害者支援法第２条第２項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち１８歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が主務大臣が定める程度である者であって１８歳以上であるものをいう。

２　この法律において「障害児」とは、児童福祉法第４条第２項に規定する障害児をいう。

第５条

２５　この法律において「自立支援医療」とは、障害者等につき、その心身の障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療であって政令で定めるものをいう。

２６　この法律において「補装具」とは、障害者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用されるものその他の主務省令で定める基準に該当するものとして、義肢、装具、車椅子その他の主務大臣が定めるものをいう。

（介護給付費等の支給決定）

第１９条　介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費又は特例訓練等給付費（以下「介護給付費等」という。）の支給を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、市町村の介護給付費等を支給する旨の決定（以下「支給決定」という。）を受けなければならない。

（申請）

第２０条　支給決定を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、主務省令で定めるところにより、市町村に申請をしなければならない。

（障害支援区分の認定）

第２１条　市町村は、前条第１項の申請があったときは、政令で定めるところにより、市町村審査会が行う当該申請に係る障害者等の障害支援区分に関する審査及び判定の結果に基づき、障害支援区分の認定を行うものとする。

（支給要否決定等）

第２２条　市町村は、第２０条第１項の申請に係る障害者等の障害支援区分、当該障害者等の介護を行う者の状況、当該障害者等の置かれている環境、当該申請に係る障害者等又は障害児の保護者の障害福祉サービスの利用に関する意向その他の主務省令で定める事項を勘案して介護給付費等の支給の要否の決定（以下この条及び第２７条において「支給要否決定」という。）を行うものとする。

２　市町村は、支給要否決定を行うに当たって必要があると認めるときは、主務省令で定めるところにより、市町村審査会又は身体障害者福祉法第９条第７項に規定する身体障害者更生相談所（第７４条及び第７６条第３項において「身体障害者更生相談所」という。）、知的障害者福祉法第９条第６項に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第６条第１項に規定する精神保健福祉センター若しくは児童相談所（以下「身体障害者更生相談所等」と総称する。）その他主務省令で定める機関の意見を聴くことができる。

３　市町村審査会、身体障害者更生相談所等又は前項の主務省令で定める機関は、同項の意見を述べるに当たって必要があると認めるときは、当該支給要否決定に係る障害者等、その家族、医師その他の関係者の意見を聴くことができる。

（支給決定の変更）

第２４条　支給決定障害者等は、現に受けている支給決定に係る障害福祉サービスの種類、支給量その他の主務省令で定める事項を変更する必要があるときは、主務省令で定めるところにより、市町村に対し、当該支給決定の変更の申請をすることができる。

（支給決定の取消し）
第２５条　支給決定を行った市町村は、次に掲げる場合には、当該支給決定を取り消すことができる。
（都道府県による援助等）
第２６条　都道府県は、市町村の求めに応じ、市町村が行う第１９条から第２２条まで、第２４条及び前条の規定による業務に関し、その設置する身体障害者更生相談所等による技術的事項についての協力その他市町村に対する必要な援助を行うものとする。
（地域相談支援給付費等の相談支援給付決定）
第５１条の５　地域相談支援給付費又は特例地域相談支援給付費（以下「地域相談支援給付費等」という。）の支給を受けようとする障害者は、市町村の地域相談支援給付費等を支給する旨の決定（以下「地域相談支援給付決定」という。）を受けなければならない。
（申請）
第５１条の６　地域相談支援給付決定を受けようとする障害者は、主務省令で定めるところにより、市町村に申請しなければならない。
（給付要否決定等）
第５１条の７　市町村は、前条第１項の申請があったときは、当該申請に係る障害者の心身の状態、当該障害者の地域相談支援の利用に関する意向その他の主務省令で定める事項を勘案して地域相談支援給付費等の支給の要否の決定（以下この条及び第５１条の１２において「給付要否決定」という。）を行うものとする。
２　市町村は、給付要否決定を行うに当たって必要があると認めるときは、主務省令で定めるところにより、市町村審査会、身体障害者更生相談所等その他主務省令で定める機の意見を聴くことができる。
３　市町村審査会、身体障害者更生相談所等又は前項の主務省令で定める機関は、同項の意見を述べるに当たって必要があると認めるときは、当該給付要否決定に係る障害者、その家族、医師その他の関係者の意見を聴くことができる。
（地域相談支援給付決定の変更）
第５１条の９　地域相談支援給付決定障害者は、現に受けている地域相談支援給付決定に係る地域相談支援の種類、地域相談支援給付量その他の主務省令で定める事項を変更する必要があるときは、主務省令で定めるところにより、市町村に対し、当該地域相談支援給付決定の変更の申請をすることができる。
２　市町村は、前項の申請又は職権により、第５１条の７第１項の主務省令で定める事項を勘案し、地域相談支援給付決定障害者につき、必要があると認めるときは、地域相談支援給付決定の変更の決定を行うことができる。この場合において、市町村は、当該決定に係る地域相談支援給付決定障害者に対し地域相談支援受給者証の提出を求めるものとする。
３　第１９条（第１項を除く。）、第２０条（第１項を除く。）及び第５１条の７（第１項を除く。）の規定は、前項の地域相談支援給付決定の変更の決定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。
（地域相談支援給付決定の取消し）
第５１条の１０　地域相談支援給付決定を行った市町村は、次に掲げる場合には、当該地域相談支援給付決定を取り消すことができる。
（都道府県による援助等）
第５１条の１１　都道府県は、市町村の求めに応じ、市町村が行う第５１条の５から第５１条の７まで、第５１条の９及び前条の規定による業務に関し、その設置する身体障害者更生相談所等による技術的事項についての協力その他市町村に対する必要な援助を行うものとする。
（都道府県による援助等）
第７４条　市町村は、支給認定又は自立支援医療費を支給しない旨の認定を行うに当たって必要があると認めるときは、主務省令で定めるところにより、身体障害者更生相談所その他主務省令で定める機関の意見を聴くことができる。
２　都道府県は、市町村の求めに応じ、市町村が行うこの節の規定による業務に関し、その設置する身体障害者更生相談所その他主務省令で定める機関による技術的事項についての協力その

他市町村に対する必要な援助を行うものとする。

第７６条　市町村は、障害者又は障害児の保護者から申請があった場合において、当該申請に係る障害者等の障害の状態からみて、当該障害者等が補装具の購入、借受け又は修理（以下この条及び次条において「購入等」という。）を必要とする者であると認めるとき（補装具の借受けにあっては、補装具の借受けによることが適当である場合として主務省令で定める場合に限る。）は、当該障害者又は障害児の保護者（以下この条において「補装具費支給対象障害者等」という。）に対し、当該補装具の購入等に要した費用について、補装具費を支給する。ただし、当該申請に係る障害者等又はその属する世帯の他の世帯員のうち政令で定める者の所得が政令で定める基準以上であるときは、この限りでない。

３　市町村は、補装具費の支給に当たって必要があると認めるときは、主務省令で定めるところにより、身体障害者更生相談所その他主務省令で定める機関の意見を聴くことができる。

（市町村の地域生活支援事業）

第７７条　市町村は、主務省令で定めるところにより、地域生活支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

三　障害者等が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の主務省令で定める便宜を供与するとともに、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行う事業(次号に掲げるものを除く。)

六　聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等その他の日常生活を営むのに支障がある障害者等につき、意思疎通支援(手話その他主務省令で定める方法により当該障害者等とその他の者の意思疎通を支援することをいう。以下同じ。)を行う者の派遣、日常生活上の便宜を図るための用具であって主務大臣が定めるものの給付又は貸与その他の主務省令で定める便宜を供与する事業

七　意思疎通支援を行う者を養成する事業

（都道府県の地域生活支援事業）

第７８条　都道府県は、主務省令で定めるところにより、地域生活支援事業として、第７７条第１項第３号、第６号及び第７号に掲げる事業のうち、特に専門性の高い相談支援に係る事業及び特に専門性の高い意思疎通支援を行う者を養成し、又は派遣する事業、意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整その他の広域的な対応が必要な事業として主務省令で定める事業を行うものとする。

３　都道府県は、前二項に定めるもののほか、障害福祉サービス又は相談支援の質の向上のために障害福祉サービス若しくは相談支援を提供する者又はこれらの者に対し必要な指導を行う者を育成する事業その他障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行うことができる。

（協議会の設置）

第８９条の３　地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下この条において「関係機関等」という。）により構成される協議会（以下この条において単に「協議会」という。）を置くように努めなければならない。

２　協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への適切な支援に関する情報及び支援体制に関する課題についての情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

○　身体障害者福祉法＜抄＞

（法の目的）

第１条　この法律は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律と相まって、身体障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、身体障害者を援助し、及び必要に応じて保護し、もって身体障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

（身体障害者）

第４条　この法律において、「身体障害者」とは、別表に掲げる身体上の障害がある１８歳以上の者であって、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けたものをいう。

（援護の実施者）

第９条

５　市町村は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

一　身体に障害のある者を発見して、又はその相談に応じて、その福祉の増進を図るために必要な指導を行うこと。

二　身体障害者の福祉に関し、必要な情報の提供を行うこと。

三　身体障害者の相談に応じ、その生活の実情、環境等を調査し、更生援護の必要の有無及びその種類を判断し、本人に対して、直接に、又は間接に、社会的更生の方途を指導すること並びにこれに付随する業務を行うこと。

７　その設置する福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。）に身体障害者の福祉に関する事務をつかさどる職員（以下「身体障害者福祉司」という。）を置いていない市町村の長及び福祉事務所を設置していない町村の長は、第五項第三号に掲げる業務のうち専門的な知識及び技術を必要とするもの（次条第二項及び第三項において「専門的相談指導」という。）については、身体障害者の更生援護に関する相談所（以下「身体障害者更生相談所」という。）の技術的援助及び助言を求めなければならない。

（市町村の福祉事務所）

第９条の２

２　市の設置する福祉事務所に身体障害者福祉司を置いている福祉事務所があるときは、当該市の身体障害者福祉司を置いていない福祉事務所の長は、専門的相談指導については、当該市の身体障害者福祉司の技術的援助及び助言を求めなければならない。

３　市町村の設置する福祉事務所のうち身体障害者福祉司を置いている福祉事務所の長は、専門的相談指導を行うに当たつて、特に専門的な知識及び技術を必要とする場合には、身体障害者更生相談所の技術的援助及び助言を求めなければならない。

（連絡調整等の実施者）

第１０条　都道府県は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

一　市町村の援護の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務を行うこと。

二　身体障害者の福祉に関し、主として次に掲げる業務を行うこと。

イ　各市町村の区域を超えた広域的な見地から、実情の把握に努めること。

ロ　身体障害者に関する相談及び指導のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。

ハ　身体障害者の医学的、心理学的及び職能的判定を行うこと。

ニ　必要に応じ、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第５条第２６項に規定する補装具の処方及び適合判定を行うこと。

２　都道府県知事は、市町村の援護の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、市町村に対し、必要な助言を行うことができる。

３　都道府県知事は、第１項又は前項の規定による都道府県の事務の全部又は一部を、その管理に属する行政庁に限り、委任することができる。

（更生相談所）

第１１条　都道府県は、身体障害者の更生援護の利便のため、及び市町村の援護の適切な実施の支援のため、必要の地に身体障害者更生相談所を設けなければならない。

２　身体障害者更生相談所は、身体障害者の福祉に関し、主として前条第１項第１号に掲げる業務（第１８条第２項の措置に係るものに限る。）及び前条第１項第２号ロからニまでに掲げる業務並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第２２条第２項及び第３項、第２６条第１項、第５１条の７第２項及び第３項、第５１条の１１、第７４条並びに第７６条第３項に規定する業務を行うものとする。
３　身体障害者更生相談所は、必要に応じ、巡回して、前項に規定する業務を行うことができる。
４　前各項に定めるもののほか、身体障害者更生相談所に関し必要な事項は、政令で定める。

（身体障害者福祉司）

第１１条の２　都道府県は、その設置する身体障害者更生相談所に、身体障害者福祉司を置かなければならない。
２　市及び町村は、その設置する福祉事務所に、身体障害者福祉司を置くことができる。
３　都道府県の身体障害者福祉司は、身体障害者更生相談所の長の命を受けて、次に掲げる業務を行うものとする。
一　第１０条第１項第１号に掲げる業務のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。
二　身体障害者の福祉に関し、第１０条第１項第２号ロに掲げる業務を行うこと。
５　市の身体障害者福祉司は、第９条の２第２項の規定により技術的援助及び助言を求められたときは、これに協力しなければならない。この場合において、特に専門的な知識及び技術が必要であると認めるときは、身体障害者更生相談所に当該技術的援助及び助言を求めるよう助言しなければならない。

（身体障害者手帳）

第１５条　身体に障害のある者は、都道府県知事の定める医師の診断書を添えて、その居住地（居住地を有しないときは、その現在地）の都道府県知事に身体障害者手帳の交付を申請することができる。ただし、本人が１５歳に満たないときは、その保護者（親権を行う者及び後見人をいう。ただし、児童福祉法第２７条第１項第３号又は第２７条の２の規定により里親に委託され、又は児童福祉施設に入所した児童については、当該里親又は児童福祉施設の長とする。以下同じ。）が代わって申請するものとする。
２　前項の規定により都道府県知事が医師を定めるときは、厚生労働大臣の定めるところに従い、かつ、その指定に当たっては、社会福祉法第７条第１項に規定する社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関（以下「地方社会福祉審議会」という。）の意見を聴かなければならない。
３　第１項に規定する医師が、その身体に障害のある者に診断書を交付するときは、その者の障害が別表に掲げる障害に該当するか否かについて意見書をつけなければならない。
４　都道府県知事は、第１項の申請に基いて審査し、その障害が別表に掲げるものに該当すると認めたときは、申請者に身体障害者手帳を交付しなければならない。
５　前項に規定する審査の結果、その障害が別表に掲げるものに該当しないと認めたときは、都道府県知事は、理由を附して、その旨を申請者に通知しなければならない。
６　身体障害者手帳の交付を受けた者は、身体障害者手帳を譲渡し又は貸与してはならない。
７　身体に障害のある１５歳未満の者につき、その保護者が身体障害者手帳の交付を受けた場合において、本人が満１５歳に達したとき、又は本人が満１５歳に達する以前にその保護者が保護者でなくなったときは、身体障害者手帳の交付を受けた保護者は、すみやかにこれを本人又は新たな保護者に引き渡さなければならない。
８　前項の場合において、本人が満１５歳に達する以前に、身体障害者手帳の交付を受けたその保護者が死亡したときは、その者の親族又は同居の縁故者でその身体障害者手帳を所持するものは、すみやかにこれを新たな保護者に引き渡さなければならない。
９　前２項の規定により本人又は新たな保護者が身体障害者手帳の引渡を受けたときは、その身体障害者手帳は、本人又は新たな保護者が交付を受けたものとみなす。
10　前各項に定めるものの外、身体障害者手帳に関し必要な事項は、政令で定める。

（身体障害者手帳の返還）

第１６条　身体障害者手帳の交付を受けた者又はその者の親族若しくは同居の縁故者でその身体障害者手帳を所持するものは、本人が別表に掲げる障害を有しなくなったとき、又は死亡し

たときは、すみやかに身体障害者手帳を都道府県知事に返還しなければならない。
２　都道府県知事は、次に掲げる場合には、身体障害者手帳の交付を受けた者に対し身体障害者手帳の返還を命ずることができる。
一　本人の障害が別表に掲げるものに該当しないと認めたとき。
二　身体障害者手帳の交付を受けた者が正当な理由がなく、第１７条の２第１項の規定による診査又は児童福祉法第１９条第１項の規定による診査を拒み、又は忌避したとき。
三　身体障害者手帳の交付を受けた者がその身体障害者手帳を他人に譲渡し又は貸与したとき。
３　都道府県知事は、前項の規定による処分をするには、文書をもって、その理由を示さなければならない。
４　市町村長は、身体障害者につき、第２項各号に掲げる事由があると認めるときは、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

第１７条　前条第２項の規定による処分に係る行政手続法第１５条第１項の通知は、聴聞の期日の１０日前までにしなければならない。

（診査及び更生相談）

第１７条の２　市町村は、身体障害者の診査及び更生相談を行い、必要に応じ、次に掲げる措置を採らなければならない。
一　医療又は保健指導を必要とする者に対しては、医療保健施設に紹介すること。
二　公共職業能力開発施設の行う職業訓練(職業能力開発総合大学校の行うものを含む。)又は就職あつせんを必要とする者に対しては、公共職業安定所に紹介すること。
三　前二号に規定するもののほか、その更生に必要な事項につき指導すること。

（罰則）

第４６条　次の各号の一に該当する者は、１０万円以下の罰金に処する。
一　第１５条第６項の規定に違反した者
二　第１６条第１項の規定に違反した者

第４７条　偽りその他不正な手段により、身体障害者手帳の交付を受けた者又は受けさせた者は、６月以下の拘禁刑又は２０万円以下の罰金に処する。

第４８条　第１６条第２項の規定に基づく都道府県知事の命令に違反した者は、３月以下の拘禁刑又は１０万円以下の罰金に処する。

○　知的障害者福祉法＜抄＞

（この法律の目的）

第１条　この法律は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律と相まって、知的障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、知的障害者を援助するとともに必要な保護を行い、もって知的障害者の福祉を図ることを目的とする。

（更生援護の実施者）

第９条　この法律に定める知的障害者又はその介護を行う者に対する市町村（特別区を含む。以下同じ。）による更生援護は、その知的障害者の居住地の市町村が行うものとする。ただし、知的障害者が居住地を有しないか、又は明らかでない者であるときは、その知的障害者の現在地の市町村が行うものとする。

５　市町村は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

一　知的障害者の福祉に関し、必要な実情の把握に努めること。

二　知的障害者の福祉に関し、必要な情報の提供を行うこと。

三　知的障害者の福祉に関する相談に応じ、必要な調査及び指導を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと。

６　その設置する福祉事務所（社会福祉法（昭和２６年法律第４５号）に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。）に知的障害者の福祉に関する事務をつかさどる職員（以下「知的障害者福祉司」という。）を置いていない市町村の長及び福祉事務所を設置していない町村の長は、前項第３号に掲げる業務のうち専門的な知識及び技術を必要とするもの（次条第２項及び第３項において「専門的相談指導」という。）であつて１８歳以上の知的障害者に係るものについては、知的障害者の更生援護に関する相談所（以下「知的障害者更生相談所」という。）の技術的援助及び助言を求めなければならない。

７　市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）は、１８歳以上の知的障害者につき第５項第３号の業務を行うに当たつて、特に医学的、心理学的及び職能的判定を必要とする場合には、知的障害者更生相談所の判定を求めなければならない。

（市町村の福祉事務所）

第１０条　市町村の設置する福祉事務所又はその長は、この法律の施行に関し、主として前条第５項各号に掲げる業務又は同条第６項及び第７項の規定による市町村長の業務を行うものとする。

２　市の設置する福祉事務所に知的障害者福祉司を置いている福祉事務所があるときは、当該市の知的障害者福祉司を置いていない福祉事務所の長は、１８歳以上の知的障害者に係る専門的相談指導については、当該市の知的障害者福祉司の技術的援助及び助言を求めなければならない。

３　市町村の設置する福祉事務所のうち知的障害者福祉司を置いている福祉事務所の長は、１８歳以上の知的障害者に係る専門的相談指導を行うに当たつて、特に専門的な知識及び技術を必要とする場合には、知的障害者更生相談所の技術的援助及び助言を求めなければならない。

（連絡調整等の実施者）

第１１条　都道府県は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

一　市町村の更生援護の実施に関し、市町村相互間の連絡及び調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと。

二　知的障害者の福祉に関し、次に掲げる業務を行うこと。

イ　各市町村の区域を超えた広域的な見地から、実情の把握に努めること。

ロ　知的障害者に関する相談及び指導のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。

ハ　１８歳以上の知的障害者の医学的、心理学的及び職能的判定を行うこと。

２　都道府県は、前項第２号ロに規定する相談及び指導のうち主として居宅において日常生活を営む知的障害者及びその介護を行う者に係るものについては、これを障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第５条第１９項に規定する一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う当該都道府県以外の者に委託することができる。

（知的障害者更生相談所）

第１２条　都道府県は、知的障害者更生相談所を設けなければならない。

２　知的障害者更生相談所は、知的障害者の福祉に関し、主として前条第１項第１号に掲げる業務（第１６条第１項第２号の措置に係るものに限る。）並びに前条第１項第２号ロ及びハに掲げる業務並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第２２条第２項及び第３項、第２６条第１項、第５１条の７第２項及び第３項並びに第５１条の１１に規定する業務を行うものとする。

３　知的障害者更生相談所は、必要に応じ、巡回して、前項の業務を行うことができる。

４　前３項に定めるもののほか、知的障害者更生相談所に関し必要な事項は、政令で定める。

（知的障害者福祉司）

第１３条　都道府県は、その設置する知的障害者更生相談所に、知的障害者福祉司を置かなければならない。

２　市町村は、その設置する福祉事務所に、知的障害者福祉司を置くことができる。

３　都道府県の知的障害者福祉司は、知的障害者更生相談所の長の命を受けて、次に掲げる業務を行うものとする。

一　第１１条第１項第１号に掲げる業務のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。

二　知的障害者の福祉に関し、第１１条第１項第２号ロに掲げる業務を行うこと。

５　市の知的障害者福祉司は、第１０条第２項の規定により技術的援助及び助言を求められたときは、これに協力しなければならない。この場合において、特に専門的な知識及び技術が必要であると認めるときは、知的障害者更生相談所に当該技術的援助及び助言を求めるよう助言しなければならない。

○　高次脳機能障害者支援法＜抄＞

（高次脳機能障害者支援センター等）

第１９条　都道府県知事は、次に掲げる業務を、当該業務を適正かつ確実に行うことができると認めて指定した者（以下この章において「高次脳機能障害者支援センター」という。）に行わせ、又は自ら行うことができる。

一　高次脳機能障害者及びその家族その他の関係者に対し、専門的に、その相談に応じ、又は情報の提供若しくは助言を行うこと。

二　高次脳機能障害者に対し、円滑な社会生活を促進するため個々の高次脳機能障害者の特性に対応した専門的な支援を行うこと。

三　医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体並びにこれに従事する者に対し高次脳機能障害についての情報の提供及び研修を行うこと。

四　高次脳機能障害に関して、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体との連絡調整を行うこと。

五　前各号に掲げる業務に附帯する業務

２　前項の規定による指定は、当該指定を受けようとする者の申請により行う。

３　都道府県知事は、第一項に規定する業務を高次脳機能障害者支援センターに行わせ又は自ら行うに当たっては、地域の実情を踏まえつつ、高次脳機能障害者及びその家族その他の関係者が可能な限りその身近な場所において必要な支援を受けられるよう適切な配慮をするものとする。

５　東京都心身障害者福祉センター条例（昭和43年東京都条例第17号）

（設置）

第１条　東京都内の知的障害者、知的障害児、身体障害者、身体障害児及びこれらに準ずる者（以下「心身障害者」という。）に対し、医療、教育、職業等の総合的な相談に応ずるほか、社会適応のための処遇指針等を総合的に判定し、これに基づいて適切な指導及び援護を行うことにより、心身障害者の福祉の増進を図ることを目的として、東京都心身障害者福祉センター（以下「センター」という。）を、東京都新宿区神楽河岸１番１号に設置する。

２　センターは、身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）第１１条第１項の規定に基づく身体障害者更生相談所とし、及び知的障害者福祉法（昭和３５年法律第３７号）第１２条第１項の規定に基づく知的障害者更生相談所とする。

３　センターに第３条第２号に規定する施設の一部として東京都千代田区麹町三丁目７番地４に別館を置く。

４　センターに支所として東京都国立市富士見台二丁目１番地の１に東京都心身障害者福祉センター多摩支所を置く。

（事業）

第２条　センターは、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

一　医療、教育、職業等の総合相談及び指導に関すること。

二　医学的、心理学的、社会的、職能的等各分野からの総合判定に関すること。

三　前号の判定のために必要な治療及び訓練に関すること。

四　福祉事務所等関係機関及び社会福祉協議会等公共的団体との連絡に関すること。

五　前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事業

（施設）

第３条　センターには、次に掲げる施設を設ける。

一　相談室等総合相談及び指導に必要な施設

二　判定室等総合判定に必要な施設

三　訓練室等治療及び訓練に必要な施設

四　その他知事が必要と認める施設

（休業日等）

第４条　センターの休業日は、次のとおりとする。

一　日曜日及び土曜日

二　国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に定める休日

三　１月２日及び同月３日

四　１２月２９日から同月３１日まで

（利用時間）

第５条　センターの利用時間は、午前９時から午後５時までとする。

２　前項の利用時間については、知事が必要と認めるときは、これを変更することができる。

（使用料）

第６条　センターの使用料は、無料とする。

（委任）

第７条　この条例の施行について必要な事項は、東京都規則で定める。

６　東京都心身障害者福祉センターの主なあゆみと関連施策の動向

年		東京都心身障害者福祉センター	都の動向	国の動向	更生相談所の役割等	
昭和24	1949			身体障害者福祉法の公布 ・身体障害者手帳・補装具の交付（18歳以上） ・更生援護に係る規定	身体	身体障害者の更生援護における専門技術面の中核機関 ・身体障害者福祉司の更生援護業務を専門的技術的知見から支援する技術的拠点 ・身体障害者に対する更生援護業務の実施
昭和26	1951		福祉事務所を設置 ・区部・町村部は都が設置（市制は八王子・立川・武蔵野・三鷹・青梅のみ）	社会福祉事業法（現:社会福祉法）の公布 ・福祉事務所の設置（区市は必置、町村は任意）	身体	医学的・心理学的・職能的判定等の判定機関としての役割に重点化（身体障害者に対する更生相談は、福祉事務所の業務へと移行）
昭和28	1953		身体障害者更生相談所を設置			
昭和29	1954			身体障害者福祉法の改正 ・更生医療給付の創設		
昭和35	1960		身体障害者更生相談所に精神薄弱者更生相談所（現：知的障害者更生相談所）を併設	精神薄弱者福祉法（現：知的障害者福祉法）の公布 身体障害者雇用促進法（現；障害者雇用促進法）の公布	知的	知的障害者の更生に関する中核的機関、専門的技術的機関（知的障害者に対する更生相談は福祉事務所の業務）
昭和39	1964		パラリンピック東京大会開催	重度精神薄弱児扶養手当法（現:特別児童扶養手当法）の公布		
昭和40	1965	センター建設事業計画立案	区部の福祉事務所を都から各区へ移管			
昭和41	1966	東京都社会福祉審議会「東京都心身障害者福祉センターの建設及び運営のあり方について」答申				
昭和42	1967		愛の手帳制度を創設			
昭和43	**1968**	**東京都心身障害者福祉センター開設**〔4月〕 （身体・知的障害者更生相談所を統合） ＜組織＞ 3課9科（定数146人） 管理課・開発課・調整課・相談指導科・心理科・職能科・医学判定科・聴覚言語障害科・視覚障害科・肢体不自由科・精神薄弱科・検査科				
昭和45	1970			心身障害者対策基本法（現:障害者基本法）の公布	身体	身体障害者福祉審議会答申 ・地域におけるリハビリテーション推進の中核として、身体障害者更生相談所の機能を拡充すべき
昭和46	1971	センターに肢体不自由者更生施設を設置 東京都補装具研究所が併設 ＜組織改正＞ 3課8科（定数187人） 管理課・相談課・援護課・職能科・視覚障害科・聴覚言語障害科・肢体不自由科・精神薄弱科・幼児科・医学判定科・検査科				

年		東京都心身障害者福祉センター	都の動向	国の動向	更生相談所の役割等	
昭和47	1972	(財)東京都心身障害者職能開発センターがセンター庁舎内に併設 ＜組織改正＞ 4課7科（定数191人） 管理課・相談課・判定課・援護課・職能科・視覚障害科・聴覚言語障害科・肢体不自由科・精神薄弱科・幼児科・検査科	東京都心身障害者対策協議会（心対協）設置			
昭和48	1973	重度心身障害者手当の判定開始	重度心身障害者手当制度を創設	療育手帳制度の創設		
昭和56	1981			国際障害者年		
昭和57	1982		「国際障害者年東京都行動計画－『完全参加と平等』の実施に向けて」（昭和56～平成2年度）策定	「障害者対策に関する長期計画」決定	身体	身体障害者福祉審議会答申 ・身体障害者更生相談所機能の再編強化の方策として「総合リハビリテーション構想」を提言
昭和59	1984	多摩支所を東京都多摩障害者スポーツセンター内に開設〔4月〕 ＜組織改正＞ 4課7科・1支所（定数190人） 管理課・相談課・判定課・援護課・精神薄弱科・視覚障害科・聴覚言語障害科・肢体不自由科・職能科・幼児科・検査科、多摩支所			身体	「地域リハビリテーション推進事業実施要綱」制定 ・地域において身体障害者のリハビリテーションを総合的に推進していく上での身体障害者更生相談所の役割を示す ・従来の判定業務に併せて、より専門的技術的判断が必要なため福祉事務所では対応困難な相談・指導も実施
平成2	1990			社会福祉関係八法の改正 ・身体障害者福祉関係事務の区市町村への一元化 ・在宅福祉サービスの法定化	身体	指定都市にも設置可能（任意）となる
平成4	1992		「ノーマライゼーション推進東京プラン－東京都障害者福祉行動計画」（平成3～12年度）策定			
平成5	1993	身体障害者福祉司をセンターに配置 （西多摩福祉事務所の身体障害者福祉司を廃止）		障害者基本法の公布 （心身障害者対策基本法を改称） ・障害範囲の明確化 ・障害者計画の策定	身体	身体障害者の施設入所等の更生援護事務が都道府県から町村へ移譲 ・更生相談所に身体障害者福祉司を配置（都道府県福祉事務所への配置は廃止） ・更生援護施設入所に関する市町村間の連絡調整、市町村・更生援護施設等に対する情報提供・技術的援助・指導等が新たな機能として追加
平成6	1994	第一期推進協提言「新たな時代に向けた東京都心身障害者福祉センター及び東京都福祉機器総合センター（仮称）の機能とあり方について－早期整備に向けて－」	東京都障害者施策推進協議会（推進協）設置（障害者基本法施行により東京都心身障害者対策協議会の名称変更）			
平成7	1995	＜組織改正＞ 3課4科・1支所（定数180人） 調整課・身体障害相談課・知的障害相談課・技術援助科・在宅援助科・就労援助科・生活援助科、多摩支所				

年		東京都心身障害者福祉センター	都の動向	国の動向	更生相談所の役割等	
平成8	1996	東京都心身障害者福祉センター整備検討委員会最終報告「新たな時代に向けた東京都心身障害者福祉センターのあり方と事業展開－ノーマライゼーション推進センターを目指して」	第一期推進協提言「地域における障害者の自立生活支援システムの構築とその基盤整備のあり方について」			
平成9	1997	東京都福祉機器総合センターが飯田橋セントラルプラザに開設（補装具研究所（併設）が廃止）	第二期推進協提言「21世紀初頭の東京都における地域福祉を基調とする障害者施策の基本的なあり方について」			
平成10	1998	身体障害者手帳・愛の手帳の交付事務がセンターに移管	「ノーマライゼーション推進東京プラン－東京都障害者福祉計画（平成9年度改定）」（平成9～17年度）策定			
平成11	1999			法律上「精神薄弱」の用語を「知的障害」に改める		
平成12	2000		第三期推進協提言「21世紀における障害者の自立生活支援システムの構築に向けて」	社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律（社会福祉法外8法）の成立 ・社会福祉基礎構造改革 ・支援費制度の導入 地方分権一括法の施行		
平成13	2001	重度心身障害者手当等の各種手当に係る事務がセンターに移管 ＜組織改正＞ 5課・1支所（定数168人） 調整課・身体障害相談課・知的障害相談課・地域支援課・自立支援課、多摩支所				
平成14	2002				身体 知的	「身体障害者更生相談所のあり方報告書」 「知的障害者更生相談所のあり方報告書」とりまとめ
平成15	2003	知的障害者福祉司をセンターに配置 （西多摩福祉事務所の知的障害者福祉司を廃止）		措置制度から支援費（利用契約）制度へ移行	身体 知的 知的	「身体障害者更生相談所設置運営基準」「知的障害者更生相談所設置運営基準」制定 知的障害者の施設入所等の更生援護事務が都道府県から町村へ移譲 ・更生相談所に知的障害者福祉司を配置（都道府県福祉事務所への配置は廃止） ・市町村による更生援護の円滑な実施のため、専門的支援等の充実と積極的活動
平成16	2004	㈶東京都心身障害者職能開発センター（併設）が改組され、㈶東京しごと財団の一部となる ＜組織改正＞ 4課・1支所（定数132人） 調整課・障害認定課・地域支援課・自立支援課、多摩支所				

年		東京都心身障害者福祉センター	都の動向	国の動向	更生相談所の役割等	
平成18	2006	センターが高次脳機能障害者の支援拠点機関となる	第四期推進協提言「地域における障害者の自立を支援する総合的施策の展開について」	障害者自立支援法の施行	身体 知的	都道府県は、市町村の求めに応じ、身体障害者更生相談所等による技術的事項についての協力その他必要な援助を行うものとされる
平成19	2007		「東京都障害者計画・第１期東京都障害福祉計画」（平成19～23年度）策定			
平成20	2008		第五期推進協提言「障害者の地域における自立生活の更なる推進に向けて」			
平成21	2009		「東京都障害者計画・第２期東京都障害福祉計画」（平成21～23年度）策定			
平成22	2010	職能開発センター（併設）が飯田橋（㈶東京しごと財団）に移転				
平成23	2011			障害者基本法の改正 ・障害者の定義（社会モデルの概念等） ・基本理念（地域社会における共生等） ・差別の禁止（合理的配慮等）		
平成24	2012	肢体不自由者更生施設を東京都練馬障害者支援ホームに機能移転 東京都自立支援協議会、法関連研修（相談支援従事者・サービス管理責任者等）に係る事務がセンターに移管 ＜組織改正＞ 3課・1支所（定数103人） 調整課・障害認定課・地域支援課、多摩支所	「東京都障害者計画・第３期東京都障害福祉計画」（平成24～26年度）策定	障害者虐待防止法の施行 改正障害者自立支援法の施行 ・相談支援体制の強化 ・支給決定プロセスの見直し、サービス等利用計画作成対象者の大幅拡大		
平成25	2013			障害者総合支援法の施行 （障害者自立支援法を一部改正）		
平成26	2014			障害者権利条約の批准		
平成27	2015		「東京都障害者計画・第４期東京都障害福祉計画」（平成27～29年度）策定			
平成28	2016	センター（本所）が東京都飯田橋庁舎（セントラルプラザ）及び別館（秩父屋ビル）に移転〔3月〕		障害者差別解消法の施行 改正障害者雇用促進法の施行 ・障害者に対する差別の禁止 ・合理的配慮の提供義務		
平成29	2017	多摩支所が立川仮庁舎に移転（多摩障害者スポーツセンター改修のため）〔3月〕				
平成30	2018		「東京都障害者・障害児施策推進計画」（平成30～32年度）策定 東京都障害者差別解消条例の施行	障害者文化芸術活動推進法の施行		

年		東京都心身障害者福祉センター	都の動向	国の動向	更生相談所の役割等	
令和元	2019	多摩支所が元の国立庁舎（多摩障害者スポーツセンター内）に移転〔7月〕		読書バリアフリー法の施行		
令和2	2020			電話リレーサービス法の施行		
令和3	2021		「東京都障害者・障害児施策推進計画」（令和3～5年度）策定 東京2020パラリンピック競技大会開催	医療的ケア児支援法の施行		
令和4	2022		東京都手話言語条例の施行			
令和5	2023		「東京都障害者・障害児施策推進計画」（令和6～8年度）策定			
令和7	2025		東京都障害者情報コミュニケーション条例の施行 第25回夏季デフリンピック競技大会 東京2025の開催			
令和8	2026			高次脳機能障害者支援法の施行		